報

官



外) **閣 府** 内閣府 国立印刷局)

(号 **発 行** (原稿作成

法 律

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適 正化に関する法律の一部を改正する 法律 (二七)

令

政

〇令和六年九月二十日から同月二十三 行令の一部を改正する政令(一八二) を改正する政令(一八三) べき措置の指定に関する政令の一部 ての激甚災害及びこれに対し適用す 日までの間の豪雨による災害につい \equiv

O住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅 政令 (一八四) の供給の促進に関する法律等の一部 を改正する法律の施行期日を定める

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関す る法律施行令の (二八五) 一部を改正する政令

目

次

〇電波法及び放送法の一部を改正する

〇児童福祉法等の一部を改正する法律 三九

O災害弔慰金の支給等に関する法律施

法律 (二八)

八 ○人事院規則一○一一一 深夜勤務及び超過勤務の制限並びに

〇金融商品取引法及び投資信託及び投 資法人に関する法律の一部を改正す 員会規則の整理に関する規則 る法律の施行に伴う関係国家公安委

官庁報告

官庁事項

部改正に関し、 き、平成十年人事院公示第十六号の一する権限の委任)第二項の規定に基づ 人事院規則二—四 (人事院公示一四 決定した件 (人事院の職員に対

令

0

省

〇地方団体に対して交付すべき令和七 する省令 (総務四三) 算定方法、決定時期及び決定額並び 年度分の震災復興特別交付税の額の に交付時期及び交付額等の特例に関

〇動物用医薬品等取締規則の一 〇電波法施行規則の一部を改正する省 正する省令 同四四 (農林水産) 部を改

規

〇人事院規則九一二四 〇人事院規則一—三四(人事管理文書 護を行う職員の早出遅出勤務並びに 院規則(人事院一―三四―一二) ときの措置)の一部を改正する人事 の保存期間及び保存期間が満了した (同九一二四一二二) 部を改正する人事院規則 (通勤手当) (育児又は介

○人事院規則一九一○ (職員の育児休) 院規則 (同一〇—一一一—) 意向確認等)の一部を改正する人事

ける落札者が納付すべき金銭をいう。)を国る納付の期限までに落札金(価額競争にお 者」という。)は、価額競争実施指針に定め た者(以下「認定特定高周波数無線局開設 とができる旨の認定をすることとした。 特定高周波数無線局の開設の認定を受け

許の申請については、一の期間内に行うこ 臣が指定した周波数及び周波数の使用区域 とを要しないこととした。 において開設する特定高周波数無線局の免 認定特定高周波数無線局開設者が総務大 公布された

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律 (法律

電波法の一部改正関係(第一条関係)

る者を価額競争により選定する制度の整備 こととした。 が公示する期間内に行わなければならない 線局」という。)の免許の申請は、総務大臣 数を使用するもの(以下「特定高周波数無 めに開設する無線局であって総務大臣が公を一定の区域において一体的に運用するた 特定高周波数無線局を開設することのでき 示する六、○○○メガヘルツを超える周波 同一の周波数を使用する相当数の無線局

という。)を定めることができることとし 施に関する指針(以下「価額競争実施指針」 有効であると認めるときは、価額競争の実 の公平かつ能率的な利用を確保するために う。以下同じ。)により決定することが電波 た参加者を落札者として決定する手続をいの額の申出をさせ、最も高い価額を申し出 競りの方法により納付する意思のある金銭ができる者を価額競争(参加者に入札又は て、当該無線局の開設の認定を受けること 総務大臣は、特定高周波数無線局につい

により、

免許人等は、総務省令で定めるところ

総務大臣に対し、免許記録等に

定して、特定高周波数無線局を開設するこ ついて、周波数及び周波数の使用区域を指 総務大臣は、価額競争における落札者に

に納付しなければならないこととした。

法令のあらまし ○メガヘルツを超える周波数の電波の能率 るところにより、総務大臣が専ら六、○○ 入の見込額に相当する金額を、予算で定め 政府は、四により納付される落札金の収

制度の整備 無線局の免許状等のデジタル化等に関する

務の処理に要する費用の財源に充てるもの 的な利用の増進を目的として行う特定の事

無線局の免許状等のデジタル化

当該免許等に係る免許人又は登録人(以 免許人等が閲覧することができる状態に 事項を、当該免許等の有効期間中、当該! もに、当該免許記録等に記録されている いう。)に係る事項を記録した電磁的記録該免許又は当該登録(以下「免許等」と き、又は登録の申請があったときは、 置かなければならないこととした。 く、その旨及び総務省令で定める事項を 総務省令で定めるところにより、遅滞な (以下「免許記録等」という。)を作成し、 総務大臣は、無線局の免許を与えたと 「免許人等」という。)に通知するとと

(2)(1) 化 ればならないこととした。 録されている一部の事項をインターネッ 記録しなければならないこととした。 事項を登録検査等事業者登録ファイルに トの利用その他の方法により公表しなけ 総務大臣は、登録検査等事業者につい 総務大臣は、登録検査等事業者に係る 登録検査等事業者登録ファイルに記

登録検査等事業者の登録証等のデジタル

付を請求することができることとした。 記録されている事項を証明した書面の交

その他の相当数の無線局を開設している者国の機関、独立行政法人及び包括免許人 ジタル化の義務付け する方法により行わなければならないこと 請等の関連手続について、総務省令で定め として総務省令で定めるものは、 るところにより、 国の機関等に対する免許等関連手続のデ 電子情報処理組織を使用 免許の申

0

 \triangleright

- 3 電波利用料制度の見直し関係 ければならない金額の改定を行うこととし 免許人等が電波利用料として国に納めな
- 充てるための給付金の支給等を可能とする 置者に対しても、当該工事に要する費用に 金の支給等を可能とし、また、代替有線設 追加するとともに、周波数割当計画又は基 電気通信設備の整備に係る補助金の交付を 備えるための電気通信業務用基地局に係る 数を共同利用することとする場合にも給付 幹放送用周波数使用計画の変更により周波 こととした。 らようとする免許人その他の無線設備の設 電波利用料の使途として、大規模災害に への変更に係る無線設備の変更の工事を
- 用化に伴う規定の整備 成層圏等に開設される携帯電話基地局の実

○キロメートル以下の高さの空域を追加する 設場所について、陸上に地表又は水面から五 通信業務用基地局として開設する無線局の開 局が実用化されつつあることを踏まえ、電気 こととした。 成層圏等の上空に開設される携帯電話基地

5 に伴う規定の整備 船舶への開設を要する無線局の範囲の拡大

こととした。 間を無期限とすること等の規定の整備をする 令で定める船舶地球局について免許の有効期 けられる無線局の範囲の拡大に伴い、総務省 船舶安全法に基づき船舶への開設が義務付

要無線通信の確保を図るため高層建築物等に 定可能な区域について、水上を追加すること ための措置を講じ得る区域をいう。)として指 していることを踏まえ、伝搬障害防止区域(重洋上風力発電施設等の水上の工作物が増加 いて総務大臣が電波の伝搬障害を防止する 伝搬障害防止区域の指定範囲の拡大関係

放送法の一部改正関係(第二条関係)

- する制度の整備 基幹放送事業者の認定証のデジタル化に関
- 電磁的記録(以下「認定記録」という。)を たときは、当該認定に係る事項を記録した 総務大臣は、基幹放送の業務の認定をし

期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧す 事業者に通知するとともに、当該認定記録 定める事項を当該認定に係る認定基幹放送 作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で いこととした。 ることができる状態に置かなければならな に記録されている事項を、当該認定の有効

書面の交付を請求することができることと

認定記録に記録されている事項を証明した

認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、

- ができなくなる地域において、当該基幹放 幹放送局を用いた基幹放送を受信すること の他の理由により中継地上基幹放送局をや うに努めることとした。 ができるようにするための措置を講ずるよ 送に係る放送番組を引き続き視聴すること むを得ず廃止するときは、当該中継地上基 提供事業者は、地域の人口の著しい減少そ 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局
- 措置の内容を公表しなければならないこと 送局設備供給契約を締結する基幹放送局提 送事業者と第一一七条第一項に規定する放 者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業 総務省令で定めるところにより、
- で定める日から施行することとした。 ら起算して九月を超えない範囲内において政令 この法律は、一部の規定を除き、公布の日か

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す る法律の一部を改正する法律(法律第二八号) (環境省

定義

他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命 又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものと 条第六項関係) して政令で定める鳥獣をいうものとした。(第: この法律において「危険鳥獣」とは、熊その

3 基本指針

放送局を廃止する際の規律の整備 特定地上基幹放送事業者等が中継地上基幹

した。(第三四条の二第一項関係)

できるものとした。(第三四条の二第二項関 の者に委託して緊急銃猟を実施させることが 員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外 猟」という。)をしようとするときは、その職 市町村長は、一による銃猟(以下「緊急銃

備える者に緊急銃猟を実施させるものとし び知識を有する者として政令で定める要件を 急銃猟を実施するために必要な経験、技能及 免許を受けた者であることその他の適正に緊 る場合には、第三九条第一項に規定する狩猟 た。(第三四条の二第三項関係) 市町村長は、口により緊急銃猟を実施させ

三条第二項第五号関係) 鳥獣保護管理事業計画

の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を加ると認める場合においては、当該危険鳥獣の人 えることとした。(第四条第二項第八号関係) る生息の状況その他の事情を勘案して必要があ して、危険鳥獣の当該都道府県の区域内におけ 鳥獣保護管理事業計画において定める事項と

鳥獣について銃猟をすることができるものと は、住居等又はその付近において、当該危険 に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき の到達するおそれその他の人の生命又は身体 置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸 合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以 の措置を緊急に講ずる必要があると認める場 の生命又は身体に対する危害を防止するため れている乗物(以下「住居等」という。)に侵 動車、船舶その他の人の日常生活の用に供さ 常生活の用に供されている場所又は電車、 は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日 とが困難であり、かつ、6の措置その他の措 確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をするこ 入していること又は侵入するおそれが大きい ことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。) 「銃猟」という。)以外の方法によっては的 自

獣の管理に関する事項を加えることとした。(第基本指針において定める事項として、危険鳥

条第二項及び第三項並びに第三八条の規定 第八条、第一五条第四項、第一七条、第三五

緊急銃猟として実施する行為については、

三項(弾丸の到達するおそれのある人に向

適用しないものとした。ただし、同条第

の生命又は身体に危害を及ぼすことがないよ 規定については、市町村長の指揮を受け、 かってする銃猟の制限に係る部分に限る。)の

立ち入らせ、若しくは障害物を除去させること 土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、 ために必要な限度において、その職員に他人の ができるものとした。(第三四条の三関係) 又はその職員以外の者に委託して他人の土地に より捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をする 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟に 緊急銃猟のための土地の立入り等 とした。(第三四条の二第五項関係) うに当該緊急銃猟を実施する場合に限るもの

安全を確保するための措置

を禁止し、又は制限することができるものと 当該危害が発生するおそれのある場所の通行 ると認めるときは、政令で定める手続に従い、 は身体に対する危害を防止するため必要があ において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又 した。(第三四条の四第一項関係) 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合

の四第二項関係) 指示することができるものとした。(第三四条 れのある地域の住民に対し、避難すべき旨を ると認めるときは、当該危害が発生するおそ は身体に対する危害を防止するため必要があ において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合

講ずるため、応援を求めることができるものと 速に緊急銃猟をし、又は5若しくは6の措置を めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅 した。(第三四条の五関係) 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認 都道府県知事に対する応援の要求等

損失の補償

の補償をするものとした。(第三四条の六関係) ため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失 市町村長は、緊急銃猟の実施又は5の措置の

ための広報を行うこと。

た。(第八四条の二関係) 罰則について、所要の規定を設けることとし

ら起算して六月を超えない範囲内において政令この法律は、一部の規定を除き、公布の日か で定める日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律(法律第) 九号) (こども家庭庁)

児童福祉法の一部改正関係 令和七年一○月一日施行事項 能を担う体制の整備 保育士・保育所支援センターとしての

とした。(第一八条の二四第一項関係) 担う体制を整備しなければならないもの 育士・保育所支援センター」という。)を 点としての機能(以下この⊖において「保 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠 保育に関する業務への関心を高める

務に円滑に従事することができるよう る研修の実施その他の保育に関する業 育に関する最新の知識及び技能に関す 希望する保育士に対し、職業紹介、保 にするための支援を行うこと。 保育所の設置者に対し、保育士が就 保育に関する業務に従事することを

ニーイからハまでに掲げるもののほか、 に必要な業務を行うこと。 る保育士の就業の継続を促進するため 望する保育士の就業及び保育所におけ 保育に関する業務に従事することを希

他の援助を行うこと。

環境を整備するために必要な助言その 業を継続することができるような勤労

のとした。(第一八条の二四第二項関係) を整備するよう努めなければならないも 所支援センターとしての機能を担う体制 国 指定都市及び中核市は、保育士・保育 地方公共団体、保育士・保育所支

の関係者は、保育に関する業務に従事す 援センターとしての機能を担う者その他 ることを希望する保育士の就業及び保育

> るよう努めなければならないものとし 所における保育士の就業の継続を促進す た。(第一八条の二五関係) 相互に連携を図りながら協力す

地域限定保育士の資格の創設

者を追加するものとした。(第一八条の六 める期間以上の期間(3の業務に従事した して三年を経過し、かつ、内閣府令で定 地域限定保育士登録を受けた日から起算 保育士となる資格を有する者に、(3)の

保のための措置を講じてもなおその区域が都道府県又は指定都市は、保育士の確 ることができるものとした。(第一八条の 当である旨の内閣総理大臣の認定を受け 当該試験実施方法書に記載した内容が適 を作成し、内閣総理大臣に申請した上で、 ③において「試験実施方法書」という。) 回数等を記載した書面 (以下この2)及び 判定するための試験の科目、方法、実施 必要な知識及び技能を有するかどうかを うことを業とする保育士以外の者として の保護者に対する保育に関する指導を行 識及び技術をもって児童の保育及び児童 を添付した当該区域内において専門的知 内において保育士が不足するおそれが特 に大きいときは、その旨を証する書類等 ||一六第一項及び第二項関係)

限定保育士登録を行った認定地方公共団保育士登録を受けている者は、当該地域 び技術をもって、業として、児童の保育 定保育士の名称を用いて、専門的知識及 体の長の管轄する区域内に限り、地域限 ができるものとするとともに、地域限定 限定保育士登録」という。)を受けること 定地方公共団体の長の登録(以下「地域 試験」という。)に合格した者は、当該認 法書に定めるところにより実施した試験 いう。)の長が当該認定に係る試験実施方 この口において「認定地方公共団体」と 指導を行うことができるものとした。(第 及び児童の保護者に対する保育に関する (2)の認定を受けた地方公共団体(以下 (以下この口において「地域限定保育士

の停止を命ずることができるものとし 間を定めて地域限定保育士の名称の使用地域限定保育士登録を取り消し、又は期 いものとし、地域限定保育士の名称の表定保育士登録を取り消さなければならな 刑に処せられた場合等には、その地域限 示に係る義務に違反したとき等は、その 育士登録を受けている者が拘禁刑以上の た。(第一八条の三四第一項及び第一 認定地方公共団体の長は、地域限定保

についての通告に関する規定の整備 保育所等の職員等が行った児童への虐待

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅 生活援助事業、放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業、一時預かり事業、 被措置児童等虐待の定義に、児童自立 講じなければならないものとした。(第 児童の保育等を適切に行うことができる 登録を受けている者が保育士と連携して ようにするために必要な研修等の措置を 認定地方公共団体は、地域限定保育士

> 児保育事業、意見表明等支援事業、妊産 訪問型保育事業、事業所内保育事業、

八条の二九関係)

え、通告義務の対象とした。(第三三条の

○第一項及び第三三条の一二第一項関

設における施設職員等が行う虐待を加 施設、保育所、児童館及び認可外保育施 業、乳児等通園支援事業、母子生活支援 婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事

の適正かつ確実な実施のため必要がある を求めることができるとともに、これら の実施の状況に関する事項について報告 対し、地域限定保育士試験及び似の措置 とを求めることができるものとした。(第 と認めるときは、必要な措置を講ずるこ 内閣総理大臣は、認定地方公共団体に 八条の三〇第二項及び第三項関係)

判定に関する事務を行わせようとすると わせることができるものとし、一般社団に当該地域試験事務の全部又は一部を行 ならないものとした。(第一八条の三二第 きは、内閣総理大臣の同意を得なければ 法人及び一般財団法人以外の法人につい 該認定地方公共団体の長が指定するもの ことができると認められるものとして当 務」という。)を適正かつ確実に実施する 事務(以下この⑥において「地域試験事 て20の知識及び技能を有するかどうかの 認定地方公共団体の長は、法人であっ 地域限定保育士試験の実施に関する

項及び第二項関係)

の一〇第二項、第三三条の一四第一項及 府県の知事(3)において「措置実施都道 けた所管行政庁は、当該措置を行う都道 れている児童であるときは、通告等を受 ればならないものとするとともに、当該 び第三三条の一六の二第一項関係) なければならないものとした。(第三三条) 府県知事」という。)に、その旨を通知し 被措置児童等が施設入所等の措置が行わ 保護の所管行政庁に速やかに通知しなけ 児童等に係る事業、里親、施設又は一時 必要があると認めるときは、当該被措置 待の防止又は被措置児童等の保護のため 長は、当該通告等に係る被措置児童等虐 通告等を受けた都道府県知事又は市町村 庁を規定した上で、被措置児童等虐待の 施設及び一時保護の区分ごとに所管行政 被措置児童等虐待に係る事業、里親、

は、速やかに、被措置児童等の状況その等の保護のため必要があると認めるとき 児童等に係る事業を行う者、里親、施設 必要があると認めるときは、当該被措置 等虐待の防止又は当該被措置児童等と生 措置を講じた場合において、被措置児童 他の通告等に係る事実を確認するための は、20の通知があった場合等であって、 のとした。(第三三条の一四第二項及び第 を確保するために必要な措置を講ずるも 指導、助言その他児童の安全な生活環境 の設置者又は一時保護を行う者に対する 活を共にする被措置児童等の保護のため 措置を講ずるものとするとともに、当該 被措置児童等虐待の防止又は被措置児童 ひ第三項関係) 所管行政庁及び措置実施都道府県知事 |項並びに第三三条の 一第二項及

2 内において政令で定める日施行事項 公布の日から起算して六月を超えない範囲

に追加するものとした。(第三三条の三の三関 を行わなくなる場合を意見聴取等措置の対象 を行う場合又は当該制限の全部若しくは一部 面会若しくは通信の全部若しくは一部の制限 児童虐待の防止等に関する法律に規定する

令和八年四月一日施行事項

う。)を位置付けるものとした。(第六条の三 第一〇項第三号関係) ことを目的とする施設(利用定員が六人以 する児童であって満三歳以上のものについ て、当該保育を必要とする児童を保育する 小規模保育事業の定義に、保育を必要と 「満三歳以上限定小規模保育事業」とい 一九人以下であるものに限る。) におい 保育を行う事業(二及び七の1におい

公布の日から起算して一年六月を超えない 事業の認可の申請があった場合において、 るとき等には、認可をしないことができる 始によってこれを超えることになると認め 員総数に既に達しているか、又は当該申請 られた利用定員の総数が、市町村子ども・ 小規模保育事業を行う事業所について定め 育提供区域に所在する他の満三歳以上限定 事業を行う事業所の所在地を含む教育・保 当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育 ものとした。(第三四条の一五第五項関係) 育提供区域について定められた必要利用定 子育て支援事業計画において当該教育・保 に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開 市町村長は、満三歳以上限定小規模保育

者等」という。)に一時保護を行わせること 掲げる者(二において「登録一時保護委託 ができるものとした。(第三三条第一項及び 児童相談所長及び都道府県知事は、次に

範囲内において政令で定める日施行事項

として都道府県知事の登録を受けた者 一時保護を適正に行うことができる者

> 時保護を適正に行うことができる者 い、又は施設を設置する者であって、 児童福祉法又は他の法律に基づいて児

第二一項~第二三項関係) させることができるものとした。(第三三条 対し、必要な指示をし、又は必要な報告を とができるものとするとともに、当該者に 保護が必要な児童等があるときは、二週間 適当な者に児童等の一時保護を行わせるこ 以内に限り、登録一時保護委託者等以外の ことができない場合であって、直ちに一時 時保護委託者等に一時保護の委託をする 児童相談所長及び都道府県知事は、 時保護を行うことができず、かつ、登録 自ら

等を添えて、都道府県知事に提出するもの 書に基準に適合していることを証する書類 請が一時保護を行うために必要なものとし とするとともに、都道府県知事は登録の申 録」という。)を受けようとする者は、申請 て条例で定める基準に適合しているとき 都道府県知事は、登録一時保護委託者に |第一項及び第二項関係) ☆の①の登録(以下この4において「登 登録をするものとした。(第三四条の

四条の二五第一項関係) 検査させることができるものとした。(第三 立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を 録一時保護委託者が一時保護を行う場所に 対して、必要な報告を求め、又は当該職員 関係者に対して質問させ、若しくは登

学校教育法の一部改正関係 ときは、必要な改善を命ずることができる 必要な改善を勧告し、当該勧告に従わない 基準に適合しないと認められるに至った場 ものとした。(第三四条の二五第三項関係) 合等には、当該登録一時保護委託者に対し、

Ŧi.

的な提供の推進に関する法律(六において「認 待についての通告義務等を規定するものとし 定こども園法」という。)の規定を準用すること 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 「幼稚園等」という。)の職員等による虐 幼稚園及び特別支援学校幼稚部(五に

都道府県知事は、登録一時保護委託者が

た。(第二八条第二項及び第八二条関係)

兀 (附則第一八項関係)

談所長は、当該面会又は通信の全部又は と当該保護者との面会又は通信を認めたと すおそれが大きいと認めるときは、児童相 すれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼ あると認められる場合において、当該児童 該児童の保護者が児童虐待を行った疑いが 一時保護が行われている児童に対して当

び第二七条の四第一項関係)

幼保連携型認定こども園の区分ごとに所管

ならないものとした。(第二七条の二第一項及 都道府県知事又は市町村長に通告しなければ

等に、一の4の〇の一時保護を加えるものと 範囲内において政令で定める日施行事項 した。(第八条第二項、第一一条第五項、 |条(1の改正事項を除く。)~第一二条の三 一三条第二項及び第一三条の二関係) 児童相談所長が通告等を受けた場合の措置 公布の日から起算して一年六月を超えない 第

及び第一三条第一項関係) る幼稚園等の職員等による虐待に係る所管行政 学校設置会社又は学校設置非営利法人が設置す 例に基づき認定を受けた地方公共団体の長を、 庁として定義するものとした。(第一二条第 構造改革特別区域法の一部改正関係 構造改革特別区域法における学校教育法の特 項

の基礎資格を有する者を追加するものとした。 に、地域限定保育士登録を受け、かつ、学位等 教育職員免許法の一部改正関係 幼稚園教諭の免許状の取得に係る特例の対象

認定こども園法の一部改正関係

幼稚園教諭の普通免許状を有し、

かつ、地

域限定保育士登録を受けている者について

も、認定地方公共団体の区域に所在する幼保

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関

内において政令で定める日施行事項 公布の日から起算して六月を超えない範囲

2 幼保連携型認定こども園の長、その職員そ

することができるものとした。(第一五条第 連携型認定こども園で保育教諭等として勤務

の他の従業者による虐待(以下この六におい

て「入園児虐待」という。)を受けたと思われ

る園児を発見した者は、速やかに、

その旨を

部を制限することができるものとした。(第

あると認められる場合において、当該保護 支障を来すと認めるときは、児童相談所長 にしたとすれば、当該児童の保護に著しい 者に対し当該児童の住所又は居所を明らか 該児童の保護者が児童虐待を行った疑いが は居所を明らかにしないものとした。(第 は、当該保護者に対し、当該児童の住所又 時保護が行われている児童に対して当

一条第五項関係)

た。(第二七条の二第二項及び第二七条の五第 所管行政庁は、3の通知を受けた場合等で

連携型認定こども園の所管行政庁に、 があると認めるときは、当該園児に係る幼保 入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要 府県知事又は市町村長は、当該通告等に係る 行政庁を規定した上で、通告等を受けた都道

速やか

にその旨を通知しなければならないものとし

た。(第二七条の五第二項及び第三項関係) 保するために必要な措置を講ずるものとし 指導又は助言その他の園児の安全な環境を確 る幼保連携型認定こども園の設置者に対する め必要があると認めるときは、当該園児に係 当該園児と共に在籍する他の園児の保護のた 虐待の防止又は当該措置に係る園児若しくは 園児の状況その他の通告等に係る事実を確認 ため必要があると認めるときは、速やかに、 あって、入園児虐待の防止又は園児の保護の するための措置を講ずるものとするととも に、当該措置を講じた場合において、入園児

等は、報告に係る事項について、当該所管行 報告するものとし、都道府県児童福祉審議会 園児の状況等を都道府県児童福祉審議会等に 速やかに、当該措置の内容、当該措置に係る とした。(第二七条の六第一項及び第 所管行政庁は、4の措置を講じたときは、 意見を述べることができるもの 二項関

児虐待の状況等を公表するものとした。(第二 七条の七第二項関係) 保連携型認定こども園において発生した入園 主務大臣及び都道府県知事は、毎年度、 幼

7 の方策、入園児虐待があった場合の適切な対 行うものとした。(第二七条の八関係) 応方法に資する事項について調査及び研究を もに、入園児虐待の予防及び早期発見のため 国は、入園児虐待の事例の分析を行うとと

子ども・子育て支援法の一部改正関係

必要量の範囲内のものを受けたときについ をいう。以下同じ。)に限る。)であって、保育 以上限定小規模保育事業として行われる保育 型保育(満三歳以上限定小規模保育(満三歳 歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域 育給付認定子ども(以下この七において「満 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 て、地域型保育給付費を支給するものとした。 二歳以上保育認定子ども」という。)が、満三 (第二九条第一項関係 子ども・子育て支援法第一九条第二号に掲

2 した。(第三〇条第一項関係) 型保育給付費を支給することができるものと 地域型保育を受けたときについて、特例地域 に、緊急その他やむを得ない理由により特定 給付認定の効力が生じた日の前日までの間 給付認定に係る申請の日から当該教育・保育 満三歳以上保育認定子どもが、教育・保育

3 四三条第一項及び第二項関係) 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員を定めて、市町村長が行うものとした。(第 ごとに、子ども・子育て支援法第一九条第二 定地域型保育事業者の確認について、事業所 満三歳以上限定小規模保育の事業を行う特

定めるものとした。(第六一条第二項関係) ども(満三歳以上限定小規模保育を利用する 定地域型保育事業所に係る子ども・子育て支 ものに限る。)の必要利用定員総数等について 援法第一九条第二号に掲げる小学校就学前子 市町村子ども・子育て支援事業計画におい 各年度の教育・保育提供区域における特 1 ◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部

法律の一部改正関係的な提供の推進に関する法律の一部を改正する 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合

ものとした。(附則第五条第一項関係) も園に保育教諭等として勤務することができる 公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こど 育士登録のみを受けた者についても、認定地方 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関 保育教諭等の資格の特例として、地域限定保

する法律の一部改正関係 保育所等の設置者等が、在籍している医療的

するものとした。(第九条第二項関係) 域限定保育士登録を受けている者の配置を追加 れるようにするために講ずる措置の例示に、地 ケア児等が適切な医療的ケア等の支援を受けら

0 関する法律の一部改正 よる児童対象性暴力等の防止等のための措置に 学校設置者等及び民間教育保育等事業者に

登録一時保護委託者を学校設置者等に位置付け るものとした。(第二条第三項関係) 児童福祉法第三三条第一項第一号に規定する

1

施行期日等 検討規定

とした。(附則第二条関係) の規定について、その施行の状況等を勘案し その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの つつ検討を加え、必要があると認めるときは、 て、この法律による改正後のそれぞれの法律 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

3 めるとともに、関係法律の規定の整備を行う こととした。(附則第三条~第二一条関係) 経過措置及び関係法律の整備 施行期日 この法律の施行に関し必要な経過措置を定

○月一日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、令和七年

を改正する政令(政令第一八二号)(内閣府本府) ことができることとした。(附則第二項関係) 基づき、当該貸付金の履行延期の特約等をする 猶予したときは、都県は、地方自治法施行令に 以下同じ。)が、借受人に対し、償還金の支払を の貸付金について、市町村(指定都市を除く。 東日本大震災の際の災害援護資金に係る都県

> 2 れないもの等とすることとした。(附則第三項関特約等を行った貸付金については、利息を附さ きるものとし、この場合において、 当該貸付金の履行延期の特約等を行うことがで 国は、国の債権の管理等に関する法律に基づき、 貸付金について、次に掲げる場合においては、 東日本大震災の際の災害援護資金に係る国の 履行延期の

還期限を延長したとき。 都県が、市町村に対し、 都県の貸付金の

を猶予したとき。 指定都市が、借受人に対し、 償還金の支払

この政令は、公布の日から施行することとし

3

◇令和六年九月二十日から同月二十三日までの間 の豪雨による災害についての激甚災害及びこれ 府 部を改正する政令 (政令第一八三号) (内閣府本 に対し適用すべき措置の指定に関する政令の一

2 令和八年四月二八日まで延長することとした。 保険法による災害関係保証の特例の適用期間を の豪雨による激甚災害について、中小企業信用 この政令は、 令和六年九月二〇日から同月二三日までの間 公布の日から施行することとし

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促 期日を定める政令(政令第一八四号)(国土交通進に関する法律等の一部を改正する法律の施行

施行期日は同年七月一日とすることとした。 年法律第四三号)の施行期日は、令和七年一〇月 進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六 日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の

令の一部を改正する政令 (政令第一八五号) (財 の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行

2 する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目 三関係) 追加し、 び形式を定めることとした。(別表第一関係) 1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、二〇万枚 国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行 四四万枚に改めることとした。(別表第

> 3 2で追加する貨幣で一枚を容器に入れたもの ととした。(別表第四関係) の価額にあっては、一万三、 八一九円とするこ

4 この政令は、 公布の日から施行することとし

電

波法及び放送法の一部を改正する法律をここに公布する

法

律

御 名

令和七年四月二十五日

電波法及び放送法の一部を改正する法律

次中「―第二十七条の二十」を「―第二十七条の二十の六」に改める。 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 第五条第三項第三号中「により」の下に「第二十七条の十四第一項の」を加え、 同項中第四号を

第二十七条の二十の四第一項(第五号を除く。)の規定により第二十七条の二十の三第七項の

第五条に次の一項を加える。 第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた者であつて第二十七条の二十の二第一項に規定す 認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

七条の二十六第一項の」を「第二十七条の二十二に規定する」に改め、同条第八項中「周波数」の 下に「(第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガヘルツを超えるものに限る。)」を加え、同項第 |号中「陸上」を「陸上等(陸上及び地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域をいう。 第六条第一項第九号中「第十四条第二項第二号の」を「第十四条第一項に規定する」に「第二十 の免許を与えないことができる。 いないものには、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定高周波数無線局 る価額競争実施指針に定める納付の期限までに同条第二項第四号ホに規定する落札金を納付して

以下同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設

えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。) する無線局(当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超

第十三条第二項中「(以下「義務船舶局」という。)及び」を「及び総務省令で定める船舶地球局(以 第十条第二項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。 「義務船舶局等」という。)並びに」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記 されている事項を、当該免許の有効期間中、 務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、総録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる ればならない 許人 (無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録 当該免許人が閲覧することができる状態に置かなけ

- 免許の年月日及び免許の番号
- 免許人の氏名又は名称及び住所
- 無線局の種別

無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含

通信の相手方及び通信事項

無線設備の設置場所

免許の有効期間

識別信号

電波の型式及び周波数

内閣総理大臣

石破

茂

運用許容時間

録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かな ければならない。 旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記 に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかかわらず、当該免許に係る次

前項各号(基幹放送のみをする無線局にあつては、 第五号を除く。) に掲げる事項

特定地上基幹放送局にあつては、放送事項 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、 当該他人の氏名又は名称

第十四条の次に次の一条を加える。

(証明書の交付)

第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条又は第二十七条 記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。 の五第二項の規定により作成された当該免許人に係る電磁的記録(以下 「免許記録」という。)に

第十八条第二項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める

第二十一条を次のように改める (免許記録の変更等)

第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、免許記録を変更し、当該免許記録に係る免許人に 対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

る期限の延長をしたとき。 は第二十七条の九の規定による指定の変更をしたとき、又は第二十七条の六第一項の規定によ たとき、第十七条第二項若しくは前条第九項の規定による届出があつたとき、第十九条若しく 第十七条第一項、前条第二項から第五項まで若しくは第二十七条の八の規定による許可をし

次項の規定による届出があつたとき。

更を生じたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、 免許人は、前項第一号に掲げる場合に該当しない場合において、免許記録に記録した事項に変 その旨を総務大臣に届け出なけ

れば」に改める。 にその免許状を返納しなければ」を「総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなけ 第二十四条の見出しを「(免許の失効の記録)」に改め、同条中「免許人であつた者は、 一箇月以内

第二十四条の二第五項第二号中 「第二十四条の十三第三項」を 「第二十四条の十二第三項」 に改

第二十四条の四を削る

なければ」に改め、同条に次の一項を加える。 次に掲げる事項を登録しなければ」を「次に掲げる事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録し 第二十四条の三の見出しを「(登録ファイル)」に改め、同条中「登録検査等事業者登録簿を備え、

項のうち次に掲げるものをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録ファイルに記録されている事 登録又はその更新の年月日及び登録番号

氏名又は名称及び住所

無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の五第二項を削る。 第二十四条の三を第二十四条の四とし、 第二十四条の二の二を第二十四条の三とする。

第二十四条の十一を次のように改める。 二十四条の十第二号中「第二十四条の五第一項」を 「第二十四条の五」に改める

(登録の失効の記録)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二 その旨を記録しなければならない。 より第二十四条の二第一項の登録がその効力を失つたときは、登録検査等事業者登録ファイルに 十四条の九第一項の規定による届出があつたこと又は前条の規定により登録を取り消したことに

第二十四条の十二を削る。

のは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中」に改め、「及び」と、」の下に「同項第 録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、」を「登録検査等事業者登録ファイル」とある 項及び前条」を「第二十四条の九まで(同条第二項を除く。)」に改め、「及び第四号」と、」の下に「同を「第二十四条の四第二項(第三号を除く。)及び」に、「第二十四条の八まで、第二十四条の九第一 のは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」 求する」と、同条第一項」を「第二十四条の七第一項」に、「同条第二項中「検査又は点検」とある 外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中」に、「第二十四条の七中 「命ずる」とあるのは「請 項第四号中」を加え、「第二十四条の三中」を「第二十四条の四第一項中」に、「登録検査等事業者登 条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条中 項」と、「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」を「「命ずる」とあるのは「請求する」と、同 とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条 と、同条第二項第一号中」を「同条第二項中「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録 二号中」を加え、「第二十四条の四第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」 第二十四条の十三第二項中「第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項(第三号を除く。). 「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の十一の」を 「前条の」に、「第二十四条の四第三項、 「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二

る」を「第二十七条の二十二各号に掲げる」に改める。 項各号」を「第十四条第一項各号」に、「第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された」を「第 一十七条の二十三に規定する登録記録に記録されている」に、第二十七条の二十五第二項に規定す 第二十五条第一項中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に、「第十四条第二

五第一項」を「第二十四条の五」に改め、同条を第二十四条の十二とする。

ル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」に改め、同条第三項第二号中「第二十四条の

「第二十四条の九第一項」と、「前条」とあるのは「次条第三項」と、「登録検査等事業者登録ファイ 「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」とあるのは

第二十七条の二第二号中 「陸上」を「陸上等」に改める。

> 許を受けた者をいう。以下同じ。)」を削る。 包括免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない」に改め、同項第二号中「(包括免 に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該包括免許の有効期間中、当該 び総務省令で定める事項を当該包括免許に係る包括免許人(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。) 付する」を「記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及 第二十七条の五第二項中「ときは、」の下に「当該包括免許に係る」を加え、「記載した免許状を交

第二十七条の七中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に改める。

に「この条、第二十七条の十九及び第二十七条の二十において」を加える。 第二十七条の十二第一項中「、陸上」を「、陸上等」に改め、 同条第三項第二号中「以下」 の下

第二十七条の十四第八項中「含む」の下に「。第二十七条の二十の三第十項において同じ」 を加

第二十七条の十五第三項から第五項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に

同条第八項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。 定特定基地局開設者」に改め、「の認定」の下に「、第二十七条の二十の三第七項の認定」を加え、 の規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第七項中「認定開設者」を「認 第二十七条の十六の見出しを「(開設計画の認定の取消し等)」に改め、同条第一項から第六項まで

第二十七条の十七の見出し中「合併等」を「承継」に改め、同条中「認定開設者」を

基地局開設者」に改め、「第二十七条の十七において準用する」を削る。 第二十七条の十八及び第二十七条の十九 (見出しを含む。)中 ||認定開設者」を ||認定特定基地局

第二章第一節に次の五条を加える。

(特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針)

第二十七条の二十の二 総務大臣は、第六条第八項第五号に掲げる無線局(同項の総務省令で定め 的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針 札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参 るものを除く。) であつて同項の規定により公示する周波数を使用するもの(以下「特定高周波数 額競争実施指針」という。)を定めることができる。 加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。)により決定することが電波の公平かつ能率 無線局」という。)について、次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争(参加者に入

価額競争実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局の範囲に関する事項

び次条において「周波数の使用区域」という。)その他の当該周波数の使用に関する事項(次の イ又は口に掲げる場合には、当該イ又は口に定める事項を含む。) 局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域(以下この号及 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定高周波数無線

その周波数の全部又は一部を当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場

合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているとき 当該周波数及び当該期限の満了の日

使用の期限が定められていないとき 当該周波数及び当該周波数の使用の期限の満了の日 外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において当該特定高周波数無線局以

当該区分に属する者が開設する当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の 線局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。)ごとに 当該特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分(その者により既に開設されている無

- 第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことその他の価額競争の参加者の資

8

四

次に掲げるものその他の価額競争の実施方法

- \Box 価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であることを落札者の要件とする場合 保証金を提供させる場合にあつては、提供すべき保証金の額、保証金の提供の方法及び期 保証金の返還の手続その他保証金に関する事項
- にあつては、当該一定の額
- 二 価額競争を入札の方法により実施する場合にあつては、最も高い価額を申し出た参加者が 二以上ある場合の落札者の決定方法 落札金(価額競争における落札者が納付すべき金銭をいう。以下同じ。)の提供の方法及び
- 期限その他落札金に関する事項

12

11

- 特定高周波数無線局の開設の期限(一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する期限をい
- 次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件

前各号に掲げるもののほか、価額競争の実施に必要な事項

総務大臣は、価額競争実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示し

13

(価額競争の実施及び特定高周波数無線局の開設の認定等)

- 第二十七条の二十の三 第七項の認定を受けるため価額競争に参加しようとする者は、総務大臣が 申請書を総務大臣に提出しなければならない。 公示する一月を下らない期間内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した
- 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、 その代表者の氏名
- 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲

希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域

- その他総務省令で定める事項
- 加者の資格を有することを証する書面を添付しなければならない。 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、価額競争実施指針に定める価額競争の参
- 3 どうかを審査しなければならない。 総務大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているか
- その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。

金曜日

その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。

総務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

- 当該各号に定める事項を第一項の申請をした者に通知しなければならない。 その申請の内容が前項各号のいずれにも適合していると認める場合 価額競争に参加するこ
- ことができない旨及びその理由 その申請の内容が前項各号のいずれかに適合していないと認める場合 価額競争に参加する

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

とができる旨

- 保証金の提供を要しないこととした場合は、この限りでない。 の定めるところにより、保証金を提供しなければならない。ただし、価額競争実施指針において 前項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、価額競争実施指針
- 第四項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者)を参加者として、 額競争実施指針の定めるところにより、価額競争を実施しなければならない。 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者(同項ただし書に規定する場合にあつては、 価
- 7 の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。 総務大臣は、前項の規定により実施した価額競争における落札者について、周波数及び周波数

- る周波数を使用する特定高周波数無線局に係る前項の認定にあつては、二十年)を超えない範囲・前項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(前条第二項第二号イ又は口に定め
- 9 により指定した周波数及び周波数の使用区域(以下この条及び次条においてそれぞれ こより指定した周波数及び周波数の使用区域(以下この条及び次条においてそれぞれ「指定周波総務大臣は、第七項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、同項の規定
- 数」及び「指定区域」という。)その他総務省令で定める事項を公示するものとする。 第七項の認定を受けた者 (以下「認定特定高周波数無線局開設者」という。)は、価額競争実施
- る事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その 指針に定める納付の期限までに落札金を現金をもつて国に納付しなければならな 旨を総務大臣に届け出なければならない。 認定特定高周波数無線局開設者は、第一項第一号又は第四号に掲げる事項に変更(同号に掲げ
- 定区域の変更を申請することができる。 認定特定高周波数無線局開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 指定周波数又は指
- こととなつたとき。 当該指定周波数又は指定区域の一部に係る特定高周波数無線局を開設せず、 又は運用しない
- 混信の除去その他特定高周波数無線局の円滑な開設を図るため特に必要があるとき
- 保するために相当であると認めるときは、指定周波数又は指定区域を変更することができる。こ の場合においては、第九項の規定を準用する。 総務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、電波の公平かつ能率的な利用を確

(特定高周波数無線局の開設の認定の取消し等)

- **第二十七条の二十の四** 総務大臣は、認定特定高周波数無線局開設者が次の各号のいずれかに該当 するときは、その前条第七項の認定を取り消すことができる。
- を納付していないとき。 正当な理由がないのに、当該認定に係る価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金
- 第二十七条の二十の二第二項第五号に規定する開設の期限までに特定高周波数無線局を開設
- 第二十七条の二十の二第二項第六号の条件に違反したと認めるとき
- くは指定区域の変更を行わせたとき。 不正な手段により前条第七項の認定を受け、 又は同条第十三項の規定による指定周波数若し
- 認定特定高周波数無線局開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき
- 認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。 周波数無線局開設者であつた者が受けている他の前条第七項の認定、第二十七条の十四第一項 総務大臣は、前項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定特定高
- ときは、総務大臣に対し、当該認定を取り消すべき旨の申請をすることができる。 用しないこととなつたため指定周波数等に係る前条第七項の認定を受けている必要がなくなつた 十の六において「指定周波数等」という。)の全部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運 認定特定高周波数無線局開設者は、指定周波数及び指定区域(以下この項及び第二十七条の二
- 消すものとする。 を除き、当該申請に係る前条第七項の認定及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り 総務大臣は、前項の規定による申請があつたときは、総務省令で定める特別の事情がある場合
- その認定特定高周波数無線局開設者に送付しなければならない 総務大臣は、第一項、 (承継に関する規定の準用) 第二項又は前項の規定による処分をしたときは、 理由を記載した文書を
- 第二十七条の二十の五 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定特定高 第三項 周波数無線局開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」 とあるのは「第二十七条の二十の三第三項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び ر ح 同条第九項中 「第一項及び前二項」とあるのは 「第一項」と読み替えるものとする。

(認定特定高周波数無線局開設者の免許申請期間の特例)

第二十七条の二十の六 認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等において開設する特定高周

事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務 ることができる状態に置かなければ」に改める。 とともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、 省令で定める事項を当該登録に係る登録人 (同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知する 四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければ」を「当該登録に係る次に掲げる第二十七条の二十二中「次条」を「第二十七条の二十四」に、「次に掲げる事項を第百三条の二第波数無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。 当該登録人が閲覧す

三を第二十七条の二十四とし、第二十七条の二十二の次に次の一条を加える。第二十七条の二十五を削り、第二十七条の二十四を第二十七条の二十五とし、 第二十七条の二十

(証明書の交付)

請求することができる。 人に係る電磁的記録(以下「登録記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により作成された当該登録 二十七条の二十三 登録人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条(第 二十

条の二十三第一項」を「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「そた電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」を加え、「変更に係る事項」と、第二十七 録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置 の旨」と、「登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記 かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、第二十七条の二十四第一項第二号」に改 十四」」に、「次条第一項」を「第二十七条の二十四第一項」に改め、「掲げる事項」の下に「を記録し 第二十七条の二十三第一項」を「及び第二十七条の二十四第一項」に、「次条」」を「第二十七条の二 は、同条第二項第三号」を「は、 !、同条第二項第三号」を「は、第二十七条の二十一第二項第三号」に改め、同条第三項中「及び第二十七条の二十六第一項中「(第二十七条の二十一第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。) 同条第四項後段を削る。

;か」を「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」に改める。第二十七条の二十七第一項ただし書中「第二十七条の二十三第二項各号 (第二号を除く。)のいず

第二十七条の二十八を次のように改める。

第二十七条の二十八 通知しなければならない。 出があつたときは、登録記録を変更し、当該登録記録に係る登録人に対し、遅滞なく、その旨を 第二項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十七条の三十三第四項の規定による届 総務大臣は、第二十七条の二十六第四項、前条第二項(第二十七条の三十七

の下に「、第二十七条の二十の四第二項」を加え、「取り消したとき」を「取り消したこと」に、「満 たこと」に、「を抹消しなければ」を「に係る登録記録にその旨を記録しなければ」に改める。 了したとき、」を「満了したこと」に、「前条第二項の規定」を「前条第一項の規定による届出があつ 第二十七条の三十の見出しを「(登録の失効の記録)」に改め、同条中「第二十七条の十六第七項」

第二十七条の三十一を次のように改める。

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

第二十七条の三十一 削除

じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、 総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人(同項の登録を受けた者をいう。以下同 項」に、「次条」」を「第二十七条の二十四」」に、「次条第一項」を「第二十七条の二十四第一項」に第二十七条の三十三第三項中「及び第二十七条の二十三第一項」を「及び第二十七条の二十四第 'め、「掲げる事項」の下に「を記録した電磁的記録を作成し、 え、「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項」を 「登録記録を変更し」と、「その旨及び 総務省令で定めるところにより」を

> を含む」と、同項第二号中」を加え、同条第四項後段を削る。 第二十七条の二十四第一項第一号」に改め、「移動範囲)」と、」の下に「「である」とあるのは 登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、 「の区域

を「前条第一項の規定による届出があつたこと」に、「第二十七条の三十六」を「第二十七条の三十 は第三号」と、」に、「前条第二項」とあり、及び第二十七条の三十一中「第二十七条の二十九第二項」 号又は第三号」に、「第二十七条の二十三第二項各号」と、」を「第二十七条の二十四第二項第一号又 の二十三第二項各号」を「第二十七条の二十七第一項ただし書中「第二十七条の二十四第二項第一 は「第二十七条の三十二第一項の規定による登録」に、「第二十七条の二十七第一項中「第二十七条 用する第二十七条の二十二各号」を「同条第二項中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるの 二項中「第二十七条の二十二各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適 二十七条の二十四第一項中」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「第二十七条の二十五第 十四」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同条第一号中」に、「第二十七条の二十三中」を「第 条の二十四」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二 条」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する次条」と、」を「第二十七 条の二十四」に、「、第二十七条の三十及び第二十七条の三十一」を「及び第二十七条の三十」に、「次 一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る全ての無線局を廃止したこと」に改める。 第二十七条の三十七第二項中「第二十七条の二十三、第二十七条の二十五第二項」を 第三十三条 (見出しを含む。)中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改める。 第二十七条の三十八第二項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。

舶局等のある船舶」に改める。 - 「義務船舶局等」という。)」を「義務船舶局等」に改め、同条第二号中「当該船舶」を「義務船第三十四条中「義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局(以

の十二第三項」に改める。 第三十八条の三第二項及び第三十八条の四第二項中「第二十四条の十三第三項」 を 「第二十四条

以下この条において同じ。)」を削り、「第百十六条第二十三号」を「第百十六条第二十一号」に改めができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第三十八条の十一第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識すること

とあるのは「登録証明機関登録ファイル」と」を加える。 の全部を廃止したこと」に改め、「若しくは第二項」と」の下に「「登録検査等事業者登録ファイル」 の九第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは「登録証明機関が技術基準適合証明の業務 の十六第二項」を「第二十四条の三第一項」とあるのは 二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条 証明機関登録簿」と、〕を「登録証明機関登録ファイル」と、同項第二号中」に、「第二十四条の二の 三中」を「同項中」に、「登録検査等事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録ファイル」に、「登録 第三十八条の十九中「第二十四条の三及び」を「第二十四条の四第一項及び」に、「第二十 「第三十八条の四第一項」と、「第二十四条

第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、「命ずる」とあるの の下に「、第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の二十一第一項 び「、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項」を削り、「請求」 びに第三十八条の十五第一項」、「、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項」及 に「、同条第三項」を加え、「第三十八条の八第一項、」を「第三十八条の八第一項並びに」に改め、「並 「あり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」と」を削り、「承認証明機関」と」の下 第三十八条の三十一第四項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改め、 「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と、 「請求する」と、 同条第二項中 「命令」とあるのは「請求」と」 を加える。

金曜日

官

等にてしたの国内に等に関す「第111回条の十三等に関した「第111回条の十三等に関したなり、に掲げる事項を登録しなければ」を「次に掲げる事項を登録修理業者登録ファイルに記録しなけ次に掲げる事項を登録修理業者登録簿を備え、第三十八条の四十第二項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第5十条第一頁中「簑券佔自号」と「簑券佔自号等」こ女かる。 検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録修理業者登録ファイル」と」を加える。 仲本第二項」を「第三十八条の四十六第一項」に改め、「第三十八条の四十七」と」の下に「、「登録四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」に、「第三十八条の四条の三第一項がある。

第五十二条中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に第五十条第一項中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改める。

を「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」に改める。 第五十四条第一号中「免許状等に記載された」を「免許記録されている」に改める。 第五十四条第一号中「免許状等に記載された」を「免許記録等に記録されている」に改める。 第五十四条第一号中「免許状等に記載された」を「免許記録等に記録されている」に改める。 第五十三条中「免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状」を「免許記録又は登録記録」に、第五十三条中「免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状」を「免許記録又は登録記録」に、第五十二条中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に改める。

更又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事一次のイからハまでのいずれにも該当すること「ハに規定する周波数若しくは空中線電力の変い変更に係る無線設備の変更の」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。第七十一条の二第一項中「次に」を「次の各号に」に、「第三号に規定する周波数又は空中線電力

特定の無線局区分(無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定め

一である無線局区分(以下この口において「同一目的区分」という。)があるときは、割当変の、いたいう。)に割当区分」という。)に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同い。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることするものであることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のものという。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。という。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。という。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。という。)に割り当てを超えない範囲内に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内に関する条件として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。)の周波数の使用る技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。)の周波数の使用

更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以

新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもので変更をすることが可能なものであること。 新割当区分の無線局のうち周波数割割計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもので変更をすることが可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。又は第一号既開設局のとは空中の他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第一号既開設局の周波数割当計画また。この場合において、当該周波数割当計画また。この場合において、当該周波数割当計画の代替有線設備(無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)の代替有線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)の代替有線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)の代替有線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)の代替有線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)の代替有線設備(無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)の代替有線設備に無線に関いている。

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

への変更に係る無線設備の変更の工事への変更に係る無線設備の変更の工事とのので見ばいるのである。

非同一目的区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示すい外の無線局区分をいう。口において同じ。)にも割り当てることとするものであること。同一目的区分(当該無線局区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分無線局区分に割り当てることが可能な周波数(口において「共同利用周波数」という。)を非を用いた無線設備をいう。以下同じ。)以外の無線設備の使用の期限を定めるとともに、当該を用いた無線設備をいう。以下同じ。)以外の無線設備の使用の期限を定めるとともに、当該から起算して十年を超えない範囲内で共同利用促進設備(周波数の共同利用を促進する技術から起算して十年を超えない範囲内で共同利用促進設備(周波数の共同利用を促進する技術を用いた無線局区分の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日

るもの(以下この口において「第二号新規開設局」という。)の免許の申請に対して、当該周るもの(以下この口において「第二号既開設局」という。)が第二号新規開設局にその運用を阻井一条の四第一項において「第二号既開設局」という。)が第二号新規開設局にその運用を阻井一条の四第一項において「第二号既開設局」という。)が第二号新規開設局にその運用を阻井一条の四第一項において「第二号既開設局」という。)の免許の申請に対して、当該周を割り当てること。

第二十四条の十一 第二十四条の十一 第二十四条の十一 第二十四条の十一 第二十四条の一 第三十八条の一 第三十八条の一 第三十八条の一 第三十八条の一 第三十八条の一 第三十八条の一 第三十八条の十七第一項 が	第三十八条の十五第一頁、第三十八条	第七十一条の三の二第十一頁の長第三十八条の丘第三頁、第三.	第七十一条の三の二第十一頁
「項」 第二十四条の三第一項の政令 第七十一条の三の二第一項 第三十八条の二の二第一項 第三十八条の二の二第一項 第三十八条の一の二第一項 第三十八条の一の二第一項 第三十八条の二の二第一項 第三十八条の二の二第一項 第三十八条の一第一項 第三十八条の一第一項 第三十八条の二の二第 第三十八条の一方の二第 第三十八条の二の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第 第三十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三の二第二十八条の三十八条の三の三第二十八条の三十八条の三の三第二十八条の三の三第二十八条の三十八条の三の三第二十八条の三の三の三の三の三十八条の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三	登録に係る	登録に係る事業の区分、	
「項 第三十八条の三第一項 第七十一条の三の二第 第二十四条の三第一項 第七十一条の三の二第機 第二十四条の二第一項 第七十一条の三の二年 登録検査等事業者登録ファイ 登録周波数終了対策機 ル 第三十八条の三の二年 第三十八条の三の二第一項 第七十一条の三の二年 第三十八条の三の二年 70 第三十八条の三の二年 70 第三十八条の三の二年 70 第三十八条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十一条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十四条の三の二年 70 第二十一条の三の二年 70 第二十二条の三の二年 70	受けた者		
十四条の十一 第二十四条の一第二十四条の十一 第二十四条の十一 で定める期間を経過したこ 政令で定める期間を経過したこ 政令で定める期間を経過したこ 政令で定める期間を経過したこ 政令で定める期間を経過したこ 政党機関が特定周波数が特定周波数が特定周波数により登録周沖 第三十八条の十七第一第三十八条の十七第一次 第三十八条の十七第一次 第三十八条の十七第一次 第三十八条の一の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条の三の二節 第二十八条 第二十八条 第三十八条 第二十八条 第二十八十八条 第二十八十八十八 第二十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八	_ -	三十八条の二の二第一	
十四条の十一	ファイル 登録周波数終了対策機関登録	登録検査等事業者登録ファイ	
十四条の十 第二十四条の十 第二十四条の十 第二十四条の十 で定める期間を経過したことの規定による届出があつたことの規定により登録問述対策機関が特定周波判対策機関が特定周波判対策機関が特定周波判対策機関が特定周波判対策機関が特定周波判対策機関が特定周波判対策機関が特定周波判対策機関が対象の主義といる。	条の三の二第一	二十四条の二第一	
十四条の十一 規定による届出があつたこと 規定による届出があつたこと が策機関が特定周波数 が最近により登録周波 が定める期間を経過したこ 政令で定める期間を経 の規定により登録周波 が定じるの上等一項の政令 第七十一条の三の二第		前条	
	業務の全部を廃止し、第三十九条の十九条の大の三の三等のではあり、第三十九条の十九条の十九条の十九条の十九条の十九条の十九条の十九条の十九条の三の二等	規定による届出があつたことで定める期間を経過したこでにめる期間を経過したこ第二十四条の一第一項の政令	

項、第三十九条の五第二項又は第七十一条の三の二第十項」に改める。
「現本の一項を削り、同表第三十八条の十七第二項第一号の項中「第七十一条の三の二第十項又は同条第十一項を削り、同表第三十八条の十七第二項第一号の項中「第七十一条の三の二第十一項において準用する」の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削

١	松
	第七十
	+
	با
	-
	- 1
	李
	()
	_
	$\overline{\Delta}$
	()
	衆の三の二
	_
	笜
	স্ত
	+
	- 1
	_
	77
	垍
	£
	()
1	#
	衣
	绺
	匆
	=
	_
	-
	7
	/ <u>`</u>
	粂
	条
	条の
	条の上
	条の十
	条の十八
	八
	八
	条の十八第
	八
	十八第一
	十八第一
	十八第一項
	十八第一
	十八第一項の項を次のよ
	十八第一項
	十八第一項の項を次のよ
	十八第一項の項を次のよ

を加え、「又は」を「若しくは」に、「申請しなければ」を「申請し、又は無線局を廃止しなければ」 に改め、同条第三項中「既開設局」を「第一号既開設局」に改める。 工事に要する費用に充てるための給付金の交付の決定を受けた第二号既開設局の免許人を除く。)」 第七十一条の四第一項中「免許人」の下に「(共同利用促進設備への変更に係る無線設備の変更の

七項の認定」に改める。 第七十三条第四項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。 第七十六条第八項中 「開設計画」を「第二十七条の十四第一項の認定、 第二十七条の二十の三第

第二号中「第七条第三項」を「第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、第 線局を開設している者の定めに係るものに限る。) (国の機関等による申請等の特例)]を加え、同項 取消しに係る特別の事情)」を加え、「第二十七条の二十四」を「第二十七条の二十五」に、「義務船舶 局の」を「義務船舶局等の」に改め、「業務の実施)」の下に「、第百二条の十九第一項(相当数の無 局の開設の認定の有効期間)、第二十七条の二十の四第四項(特定高周波数無線局の開設の認定の 「第三項第二号ロ」の下に「若しくは第二十七条の二十の二第二項第二号ロ」を加える。 |認定の取消し猶予に係る勘案事項)]の下に「、第二十七条の二十の三第八項(特定高周波数無線 第九十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間)」の下に「、同項第五号(通信の最大距離)」を 第七十六条の三第一項中「開設指針」の下に「若しくは価額競争実施指針」を「第二十七条の十

条の二十の四第一項若しくは第二項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定の取消し、第 二十七条の二十の四第二項の規定による第二十七条の十四第一項の認定若しくは無線局の免許等の 十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定の取 消し」に、「開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項」を「第二十七条 第七十六条第六項」に改める

許状の訂正」 第百二条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に、「地上投影面」を「地上又は水上への投影面 第百条第五項中「及び第二項(免許状」を「(免許記録)、第十四条の二(証明書の交付」 を「免許記録の変更等」に、「免許状の返納」を「免許の失効の記録」に改める。 に 免

所」に、「で地表」を「で地表又は水面」に、「こえる部分」を「超える部分」に改め、 同項第一号中 「地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物」を「地表又は水面からの高さが三十一メート 第百二条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」 を超える建築物」に、「こえる場合」 を 「超える場合」に、「こえるもの」 を に、「敷地」を 「超えるもの」 「設置場 に改め

第百二条の五第三項中 敷地 を 「設置場所」に、「行なう」を「行う」に改める

> 第百二条の十八の次に次の一条を加える。 (国の機関等による申請等の特例)

ければならない。 務省令で定めるところにより、 が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うこととされているかどうかにかかわらず、 めるものは、 する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定 書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情 次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書 国の機関、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定 総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わ 総報

第六条第一項から第七項までの規定による免許の申請

第八条第二項の規定による期限の延長の申

第九条第一項の規定による許可の申請

第九条第二項の規定による変更の届出

十十九八七六五四 第九条第四項の規定による許可の申請

第九条第五項の規定による変更の届出 第十条第一項の規定による落成の届出 (同条第 一項の書類の提出を含む。)

第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出 第十六条第一項の規定による運用開始の届出第十四条の二の規定による書面の交付の請求

第十七条第二項の規定による変更の届出第十七条第一項の規定による許可の申請

第十八条第二項の規定による書類の提出

第十九条の規定による変更の申請

む。)の規定による許可の申請 第二十条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による承継の届出 第二十条第二項から第五項まで(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含

十七 十六 第二十一条第二項の規定による変更の届出

第二十二条の規定による廃止の届出

制定又は変更」を加え、同項第三号中「第七項の規定による開設計画」を「第七項の規定による第 七条第三項」に改め、「要否の決定」の下に「、第二十七条の二十の二第一項の価額競争実施指針の

七項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第二十七

二十七条の十四第一項」に、「同項の規定による無線局の免許等の取消し」を「第二十七条の十六第

-七条の三の規定による免許の申請

第二十七条の六第二項の規定による運用の開始の届出

第二十七条の八第一項の規定による許可の申請 第二十七条の六第三項の規定による開設若しくは変更又は廃止の届出

第二十七条の九の規定による変更の申請

士

干

十三 一 十 五 四 第 一十七条の十第一項の規定による廃止の届出

第 一十七条の二十一の規定による登録の申請

第 二十七条の二十三の規定による書面の交付の請求 一十七条の二十六第一項の規定による変更登録の申請

合を含む。)の規定による承継の届出十九 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場 第二十七条の二十六第四項の規定による変更の届出

第二十七条の二十九第一項の規定による廃止の届出

第二十七条の三十二の規定による登録の申請

第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申

第二十七条の三十四の規定による開設の届出 一十七条の三十三第四項の規定による変更の届出

三十三 三十二 三十一

第七十三条第三項又は第四項の規定による証明書又は書類の提出 第二十七条の三十五の規定による変更の届出

- 2 れたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えら
- 3 第百三条第一項第二十五号中「前条第一項」を「第百二条の十八第一項」に改め、同号を同項第 り当該手続を行うことができない場合には、 故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法によ 第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の 適用しない。

項」を「第二十四条の三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、 号中「免許状、登録状、登録証、」を削り、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十 一号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二十四条の二の二第一 一号の次に次の一号を加える。 同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同項第二十二 第

百九十円」に改め、同条第九項中「既開設局」を「第一号既開設局」に、「特定新規開設局」を「第 しなければ」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「二百八十円」に、「四百円」を「二 号新規開設局」に改める。 「並びに免許状等に記載しなければ」を「に記載しなければならない事項並びに免許記録等に記録 第百三条の二第三項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第四項第二号中 第百三条第二項中「第六号、第八号又は第九号」を「第七号、第九号又は第十号」に改める。 第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を請求する者

条を加える。 第百三条の六を第百三条の七とし、 第百三条の五を第百三条の六とし、第百三条の四の次に次の

(落札金の使途)

第百三条の五 政府は、毎会計年度、当該年度の落札金収入(第二十七条の二十の三第十項の規定 費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。 策費用」という。)の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の特定高周波数対策 進を目的として行う次に掲げる事務の処理に要する費用(以下この条において「特定高周波数対 定めるところにより、総務大臣が専ら六千メガヘルツを超える周波数の電波の能率的な利用の増 により納付される落札金の収入をいう。次項において同じ。)の見込額に相当する金額を、予算で

- 第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施又はその企画
- 要な援助として総務省令で定めるもの 更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該変更に必 号において「特定高周波数無線局用周波数」という。)を現に使用している無線局の周波数の変 特定高周波数無線局に現に割り当てている又は将来割り当てることが見込まれる周波数 灾
- 無線設備の導入(特定高周波数無線局との共同利用を目的として行われるものに限る。)の工事 変更その他の特定高周波数無線局用周波数における電波の能率的な利用に資する技術を用いた に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該導入に必要な援助として総務省令で定め 特定高周波数無線局用周波数を現に使用している無線局の無線設備の共同利用促進設備への
- 以前の各年度の特定高周波数対策費用の決算額(当該年度の前年度については、予算額)を合算 特定高周波数対策費用の財源に充てるものとする。 した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、 政府は、当該会計年度に要する特定高周波数対策費用に照らして必要があると認められるとき (当該年度の前年度については、予算額) に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度 当該年度の落札金収入の予算額のほか、当該年度の前年度以前の各年度の落札金収入の決算 予算で定めるところにより、

第百四条第一項中「(平成十一年法律第百三号)」を削る。

第百九条の三の次に次の二条を加える

第百九条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘 第百九条の四 うとする者に当該価額競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該価額競争 の職務に反し、当該価額競争に参加しようとする者に談合を唆すこと、当該価額競争に参加しよ 禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。 国の職員が、第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施に関し、

き行為をしたとき。 偽計又は威力を用いて、 第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の公正を害すべ

益を得る目的で、談合したとき。 第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争につき、 公正な価額を害し又は不正な利

第百十六条第五号中「第二十七条の十七」の下に「、第二十七条の二十の五」を加え、第百十四条第二号中「第百十条(」を「第百九条の五、第百十条(」に改める。

の一号を加える。 号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号と 号を削り、同条第八号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改め、同号を同条第七 し、第十三号を第十一号とし、 第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同号の次に次

を加える 務省令で定める基準」の下に「又は電気通信事業法第四十一条第一項の総務省令で定める技術基準」 電気通信設備を用いる業務」に、「又は同法」を 設備」の下に「又は電気通信業務用基地局に係る電気通信設備」を加え、「当該業務」を「これらの 十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げる。第百十六条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第 附則第十五項中「地上基幹放送又は」を「地上基幹放送若しくは」に改め、「用いられる電気通信 十四 第二十七条の二十の三第十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 「若しくは同法」 に改め、「第百二十一条第一項の総 第

別表第六(第百三条の二関係) 別表第六を次のように改める

			4 4	プロリングである。 同ま	D除無にで 質く線掲 <i>戸</i> こ。局での お二をる項	∖まら三無 ○で五の約 頁及の項局 「	悪動ます	-
			の 例 月 す	を数以り 月の下り ト電の✓	百超ガ四 メミルン ガミルン カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カー	用するもの下がののである。	下百と七十	無
				その他のも	するもの する電波の開 航空機局若足	その他のもの	航空機局又は	線局
		の / / ! 「 	ベルツを超え十五 変数の幅が六メガ 使用する電波の周	ルツ以下のもの	周波数と同一の周波しくは船舶局又はこ	Ø	は船舶局	の区分
	もの エワットを超える 空中線電力が○・	のもの ○・五ワットを超え 空中線電力が○・	○五ワット以下の	『波数の幅が六メガヘ	数の電波のみを使用れらの無線局が使用			
•	円万二 四百 千五 四十 百八	百二 円 石 七 千 三	七百円	三百円	二百円	二百円	二百円	金額

令和7年4月25日 金曜日

	く局げ 。) を無 除線	の項及び、掲入の	の設上た信設め (す等めを備の 六るにに行と受 のも開陸う通信	用帯しては	司すて局7 又る、でで は無移あ 携線動つ	二なみ無い									
六千メガヘル	用の下ガ超っ す電のへえく る波周ル六り もを波ツチン の使数以メマ	ガトルツを	もを波ツ百超 の使数以メえ、 用の下ガ三 す電のヘ千 る波周ル六	へ百 ル七	用するものであるもの	る七十	六千メガヘル	用するのである。	超えた ガベルツを インション						
ルツを超える周波数	空中線電力が	空中線電力が	空中線電力が	空中線電力が	空中線電力が	空中線電力が	ルツを超える周波	もの を電波	使用する電波						
だ波数の電波を使用するも	○·○ ○ ワッ	.○・○一ワット以下	○・○ 一ワット	.○・○一ワット以下	○・ ○ 一 ワッ	.○・○一ワット以下	一波数の電波を使用す	の周波数の幅が百	の周波数の幅が百		Č	あの ガヘルツを超える 波数の幅が三十メ 使用する電波の周)))	ナメガヘルソ以下 ガヘルツを超え三 波数の幅が十五メ 使用する電波の周
するもの	トを超えるもの	トのもの	を超えるもの	トのもの	トを超えるもの	トのもの	するもの	メガヘルツを超える	メガヘルツ以下のも	を中線電力が○・ を担える	のもの ○五ワット以下 空中線電力が○・	もの ○五ワット以下の 空中線電力が○・	もの 五ワットを超える 空中線電力が○・	のもの ○五ワット以下 空中線電力が○・	もの ○五ワット以下の 空中線電力が○・
三千七百円	三千九百円	三千七百円	百二 円万 七 千 三	三千七百円	三千九百円	三千七百円	二百円	七十二万万二千	二百円	円万八百 六百 千五 二十 百四	百二万七千三	六百円	万二千百五 千百五 千百五	百万七千三	千二百円

			く線掲 。 。 局 を 除無 に	八の線を の項局行 項及(うi で で 五無	四 無継星 見 見 見 り 中 衛 に の 工 衛								三 く局げの星 〜。 を無に(除線掲八衛
				Ø1	皮周ル六千 を数以下の でののでの	六千メガヘル		,	用の下ガ起 す電のアカラ る波のアラスを である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	トル六			用の下ガ三 す電のハイ る波周ル六 もを波ツ百 の使数以メ
	以下のものとがいれている。				メガヘルツ以下し使用する電波の「	ルツを超える周	使用する電波	五百メガヘル	百メガヘルツ	使用する電波	もの を用する電波		下ガの波使 のへ幅の用 もルが問す のツ三波る 以メ数電
	で超え百メガヘルツを超え百メガヘルツ				以下のものの間が三		仮の周波数の幅が五百	ルツ以下のもの似の周波数の幅が二百メガ	/以下のもの 似の周波数の幅が三メガ	の周波数の幅が三メガ	8の周波数の幅が三メ	その他のもの	れ受いない。 ・ はいます。 ・ でいます。 ・
もの 域の区域内にある 記置場所が第二地	もの 域の区域内にある 設置場所が第一地	もの 域の区域内にある 設置場所が第四地	もの 域の区域内にある 設置場所が第三地	もの 域の区域内にある 記置場所が第二地	もの 域の区域内にある と もの	9るもの	ロメガヘルツを超え	ロメガヘルツを超え	ヘガヘルツを超え二	^ガヘルツ以下のも	ヘガヘルツを超える		一次のいかでは、 一点ででは、 一点ででの、 一点ででの、 一点ででの、 一点ででの、 一点ででの、 一点でである。 一点である。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一
千九百百万七	七三 千八 百 百 万	百円 円 万千八	九五十六 万千	円万二 三百七十 七十 百八	万五 三百五 円 六	六千八百円	六百三 千五十八 百八千 万五	三千二二百 二億六千 百万 円万	円万五 三千八 千八 五十 百	百四十一万八	九十二 百八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	万七千百 十 百二十三	百三 円十 万 千 五

	令和	7年4	月 25	5日 金	曜日		官	幸	Į		(号外	第93	号)		14
					く線 。) 局 を 除	掲八のG げの項項 る無にび ⁻	·(幹 七三放	五の項に掲げる		ı					
						もを派の使数	問ル六 皮以下の で以下の	る無線局であつ 無線局であつ かの他の	六千メガへ						
		のの他のも				Ž	る か が 送 を す り じ ジ り り り り り り り り り り り り り り り り り	くて移	ルツを超える馬	·			メガヘルツを しんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしゃ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ		
		ヘルツ以下のもの 波数の幅が百キロ 使用する電波の周	空中線電力が十キュ	(のロワット未満のも ロワット以上十キ 空中線電力が二キ	ロワット未満のもの空中線電力が○・○	空中線電力が〇・〇	、人工衛星局の中継により無線動するものに開設し、又は携					を超えるもの披の周波数の幅が百		
さもの 空中線電力が五十	空中総電力の キロワット 以下の ト以下の	中線電力が二	ロワット以上のもの	その他のもの	あるもの 域以外の区域内に 設置場所が特定地	〇二ワット以上二キ	○二ワット未満のも	より無線通信を行うもの(八又は携帯して使用するため	9るもの 		もの 域の区域内にある 設置場所が第三地	もの 域の区域内にある 設置場所が第二地	もの 域の区域内にある 設置場所が第一地	もの 域の区域内にある 設置場所が第四地	もの区域内にある 設置場所が第三地
二百五 百五十 円八万	百三 円万 三 千 七	五百円	三百円 一一 一一 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	円万二億 一億百 千八百	十四万千円	十四万千円	九百円	二千四百円	百十九万千八	」 円万千 四百	三百二十二 一億四万二十二年四十二年四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	千百五億 円五二千二 三二千二	九千二十 百二十 八百九 百万 円万	六十六 万九	六三 千八 八 千八 百 円 万
の使 用 す	波ツで百起え、 でリスガーの での での の に で の に の に の に の に の に の に の	N百 ル七 ツ十					す電のおお	の無線局がヘルツ以入の無線局がヘルツ以内では、その他の一四百七十メ	八実験等無線局及びア		牧送をする無 る受信障害対 第五条第五項	六千メガへ			
超えるい とうしょ おんり とうしょ おんり こうしょう しゅうしょう しゅうしょう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	国の用 が周す 三波る	使用する電波	の限	あを村許 る含 人	該無線に るもを は り は り は り の の り の り の り の り の り の り の	ツ十ツI ロメを	四つる メても	二第百日十二日	マチュア無線局	その他のもの	第五条第五項	ルツを超える周			

のロワット以下のもロワット以下のもフットを超え五キー百円	無その 線向 同他 を波ツ百超ガ四 更数以メえへ百 用の下ガ四 す電のへ百 月の下ガ三ル七 はでは、 がこのが表がある第 をのの無放をでう信条 く項線送する障第 っ。に局以る無害五 掲(外無線対項 ・ 一 掲(外無線対項 ・ 「手の線局策に がこの放局、中規 がこの放局、中規 がこのがあり、 がこのがは、 が、 のがは、 が、 のがは、 が、 のがは、 が、 のがは、 のがは	iの波使 の使 そ にで区町免該る波周ル七ル十あげ第二第 ・幅の用 チース そ る第 ツ ・ を	の設 の 置	マップ	1 六八 百二 百二 百一 三 三 三 九 二百 百 1 六八 円万 円万 円万 百 百 円
室中泉電力が二十一三			のルツを超えるもの場所する電波の周	中線電力が二中線電力が二	五百百円
				ワットを超え中線電力が五	百五 円十
ワットを超える 二百円中線電力が五キ 百五十八					
の トを超える 二百円 中線電力が五キ 百五十八	千メガヘ	ツを超える	波数の電波を使用	るも	百
千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの セロワットを超える 二百円 空中線電力が五キ 百五十八	送をする無線哥、多る受信障害対策中継第五条第五項に規定	第五条第五条第五	多重放送をするもの 頃に規定する受信障害	戸対策中継放送をす	四百円
第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をす 四百円の大学超える周波数の電波を使用するもの 九百円のより カラー	局を除く。)び八の項に掲げる無な送をする無線局(三の項基幹放送以外の放送	その他のも	U)		九 百 円
マの他のもの	及びア	チュア無線	问		三百円
アチュア無線局 空中線電力が五キ 百五十八 空中線電力が五キ 百五十八 で	田の下ガ四	ル七ル十あげ第二第 ソ十ツ四つる二第百 以メをメても号十三 ドガ超ガ、のに五条 のへえへ五で掲項の	るもへて二 `た民 ものル <u>`</u> 第専めに	が を通信の相手方と を通信の相手方と を通信の相手方と を通信のであってあってあってあってあってあってあってあってあってあってあってあってあってあ	三百円
無線局及びアマチュア無線局 第百三条の 信民に対して災害情報等を直接伝達するもの あつて、五 つて、五十四メガへルツを超える周波数の電波を使用するもの おつて、五 からに無線局を変して、近、大学のに無線局である。 は民に対して災害情報等を直接伝達するもので あつて、五 つて、五十四メガへルツを超えるので、一次以下の周波数の電波を使用するもの で、一次が入りのみを通信を行うものであって、五十四メガへがるものに限る。のみを通信を使用するものであった。 は、		にで区町免該る波周 限あを村許無もを波 るる含(人線の使数) 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の 他 の		百一万七千十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
無線局及が平成に関連を使数というでは、		の他のも			百二 円万六千 千
(本)	えへ百 三ル七 チツ十	用	の周波数	ヘルツ以下の	百万六千五
(1)	巨数以メ; 月の下ガ∃ 「雷のへ	幅の用 が周す 三波る	置場所が第一	の区域内にある	千百 三十 百一
無線局	1	\I			
もを波数に対す四百 中では 中のでは 中のでは	の <u>(</u>	えんるいもの	設置場所が第二地域	の区域内にある	千四二百百五百五百五百五五百五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五

六千メガヘリ											用するもの	の下ガラでのでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	超 ガ 三 千 六 ル ツ き メ く メ		
ルツを超える周									のの他のも			1	るの用に供す の開に業務		
向波数の電波を使用するも				もの ガヘルツを超える 波数の幅が三十メ 使用する電波の周			j <u>j</u>	メガヘルツスドー が数の幅が三メガー 使用する電波の周	ルツ以下のもの使用する電波の周波数	の置場所が第四地域	の設置場所が第三地域	設置場所が第二地域	設置場所が第一地域	設置場所が第四地域	設置場所が第三地域の区域内にあるも
りるもの	もの 域の区域内にある 設置場所が第四地	もの 域の区域内にある 設置場所が第三地	もの 域の区域内にある 設置場所が第二地	もの 域の区域内にある 設置場所が第一地	もの 域の区域内にある 設置場所が第四地	もの 域の区域内にある 設置場所が第三地	もの 域の区域内にある 設置場所が第二地	もの 域の区域内にある 設置場所が第一地	仮数の幅が三メガヘ	吸の区域内にあるも	域の区域内にあるも	吸の区域内にあるも	吸の区域内にあるも	吸の区域内にあるも	吸の区域内にあるも
百円七千七	万五 五五 千 百 円二	三十二 百四六 六百四	千八一 五十億 百四三千 円万千	六百二 千六十二 一五 一五 一五 一五 一	千二十 二百九 円九 九	千八十 四百 円 八	千四百七 二百七 万三	六八百 千三百 一 円万	百円 二万六千五	千六百円 九 九	七三百百円万二千	六百円 一万	百円二万六	千二十九 百万九	千八 四百 百万 八

しけガわの数無を ロイ るの以を 無う下超前 一の項に の項に に掲げ 掲げ る欄の金掲をすガガ。に周額げ使るへへ 無線局 無 線局 千三 円 メ線びガ 額から、当該イ及び口に定める金額無線制とみなして同表を適用した場で掲げる金額は、同欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額に掲げる金額は、同欄に掲げる金額と三千六百メガヘルツを超え三千六百メガヘルツを超え三千六百メガールツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数及び三千六百メガルツ以下の周波数と この場合において、一メガヘルツ以下の周波線局については、当該び三千六百メガヘルツ以下の周波が三千六百メガヘルツが 一波該ツ数の数無を のみを使る。 無様である。 額場え額い下はガ

局用電ルル

を合六にての、へ 控に千か、周当ル 除おメか次波該ツ

П 0 頃に に掲げ Ś 無線局 百 掲波かお以つ六 げ数かい下い百 算使金掲波線超 し用額げの局え たすとるみが六 金る当無を使千 額無該線使用する の場場にする と局係る電ル 三みがる無波ツ百な使同線の以

円し用表局う下

七 額無該線るの以 数用 1 剱の電波のみを使用する無線局についた。 六千メガヘルツ2 か線無局無う下四ら局線に線ちの百 ら、当該イ及び口に定める金額線局が使用する電波のうち四百紀を場合とみなして同表を適用した場別を四百七十よびへ、この表を適用した場がへルツを超えに係るになるにて、この表を適高とのでは、この表を適高にないずれの電波も使用の周波数のいずれの電波も使用の周波数のいずれの電波も使用 \mathcal{O} の項に 掲げる無線局 用い以 する無いでは、周 無 周線当波 局該数 と無及み線び 百 퓌 額場百額用 こすへのるル 表電ツを波を 適用する。 げ数か次波該超 メガへい数のい ハずれ 以の ログラス ログラス ログラ にゅう こう にゅう はい できる 掲を すっとる 用できる 用電 とる 当無す 波ツ 下電 -の周波も使

くて 興措昭法たは 法和年号対興(四法)策法(四法)第法 平成十四年法典 (昭和二十八四年法典) 第四規疎的 三条定地発号条第す域展第一る並の第 三項奄び支

を第 い三う地 域 は、 北海道及び京 都府並びに神奈川県以外 Ó 県 0 区

四

第こ

四の

地域をお

除い

五

府、こ

兵の

東県、お

奈い良て

穴及び和り

歌域

原と

のは

域岐

を見い、

愛

知

県

禀

賀県、

京

都

府

大阪

Щ'

区

県

この この 表にお 表にお いって いて 第 一設置場 地 所 域 は 東京都 無線局 の の 区域 無線 設備の設置場所を 第四 [地域を除く。) 11)をいう。

備考

°Ø 表にお 41 T 第 地 域 はは 大阪府 N及び神· |奈川 川県の 区 |域 第四]地域 を除く。

を

合算した金額から、四百円を控除した金額とする。を使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみ線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該

項に掲げる無線局にあつては四百円、五の項に掲げる無線局にあつては三額にかかわらず、一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同一 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域

て、同表を適用する。
のについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしのについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしのについては、その使用することとなると認められる無線局として総務省令で定める無限との地のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他のまでもることが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされ容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされ容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされて許さいの無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許さい。 三百円とする。四の項及び六の同欄に掲げる金の項をがある金

(号外第93号)

を 同表の十二の項中「○・五六六六」を「○・五六八九」に改め、同表の十三の項中「○・四三三四」八二」を「○・○六七八」に改め、同表の十一の項中「○・○○七九」を「○・○○八○]に改め、 に改め、同表の九の項中「○・○一九九」を「○・○一九五」に改め、同表の十の項中「○・○六 0 表の四の項中「〇・〇二二七」を「〇・〇二二三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一五六」を「〇・ 十六の項中「○・○八一八」を「○・○八一七」に改める。「○・四三一一」に改め、同表の十五の項中「○・二三五二」 別表第八を次のように改める。 一五四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九六」を「〇・一一九一」に改め、同表の七の項中 別表第七の一の項中 を「〇・〇四四八」 六三六」を「○・一六三三」に改め、同表の八の項中「○・○三八六」を「○・○三八○」 「○・○二七七」を「○・○二七三」に改め、同表の三の項中「○・四七○三」に改め、 「『う))(はは、ことの、『一般のにのでは、「○・四七四五」に改め、同同表の三の項中「○・四七○三」を「○・四七四五」に改め、同七七」を「○・○二七三」に改め、同表の二の項中「○・○四五一七七」を「○・○二七三」に改め、同表の二の項中「○・○四五一十七」を「○・○四五 を 「〇・二三七三」に改め、 同表

官

金曜日

							, ,
別表第六の立	別表第六の四の項			用係る 電る無 波広線	ザニー別 る項項又の り は は り り り り り り り り り り り り り り り り		1000
ハの項に掲げる	又 は	その他のもの		係る も も	すと務を行る 悪見を でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	広域	() · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波		その他のもの	ガヘルツ以下の周波数のもの二千五百四十五メガヘルツを超え二千六百五十五メ	ヘルツ以下の周波数のもの下又は二千二百カ十メガートでは二千二百メガヘルツを超え二千二十五メガヘルツ以	域使用電波の区分	
方四千 百六 十 四	円万二 三百八 二百八十 百九	千二百円 六百円六百	百十二 円七五五 万千五 七	千二百円 六	千二百円 一億千六百 一次百	金額	

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

に掲げる金額に使用させるもの

にの電かと波

かかわらず、同じのうち、広域は

欄が開

に掲げる金額の二分の一指定するものに係るこの設無線局及び広域開設無

に表線

相の局当下以

当する金額とする下欄に掲げる金額と外の無線局の

る額い ばず 、れ 同に欄も

> 百七十円」に改める。 七十円」に、「千百十円」を「千三百三十円」に、「六百六十円」を「七百九十円」に、「九万七千六百 別表第九の一の項中「五千九百八十円」を「七千百七十円」 を「十一万七千百円」に、「五万三千二百円」を「六万三千八百円」に、「一万七千六百円」を「二 に、「九千円」 を 「一万八百円」に改め、 同表の二の項中「三千五百六十円」 に、「三千五百六十円」を を 「四千二百 四千二

(放送法の一部改正)

第

る」に改める。 された」を「免許記録(同法第十四条の二に規定する免許記録をいう。以下同じ。)に記録されてい 二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第七条第三項第二号中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に、「免許状に記載 の 一部を次のように改正する

情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ」に改める。 第八十四条の二第一項中「作られた記録をいう」 を「作られる記録であつて、 電 子計算機による

第九十二条の見出し中「受信」を「受信等」に改め、同条中 「除く」の下に「。 次項にお いて同

を加え、同条に次の一項を加える。

由

することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。 放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴 により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、 地域の人口の著しい減少その他の理

第九十四条の見出し中 者に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、 記録を作成し、遅滞なく、 にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。)を記録した電磁的 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項(衛星基幹放送 「認定証」を「認定記録」に改め、同条第二項を次のように改める その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業 当 該

2

- 認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならない 認定の年月日及び認定の番号
- 認定を受けた者の氏名又は名称
- 基幹放送の種類

四

放送対象地 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名

基幹放送に係る周波数

五.

放送事項

第九十四条第三項を削り、 (証明書の交付) 同条の次に次の一条を加える

第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、 明した書面の交付を請求することができる。 該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録(以下 総務大臣に対し、 「認定記録」という。) に記録されている事項を証 前条第二項の規定により作成された当

第九十七条第三項第一号及び第一 二号中 「免許状に記載すべき」を 「免許記録に記録すべき」 に改

第九十九条を次のように改める

(認定記録の変更)

第九十九条 録に係る認定基幹放送事業者に対し、 又は前条第二項若しくは第三項の規定による認可をしたときは、 条第一項の規定による届出があつたとき、第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、 総務大臣は、 第九十七条第一項の規定による許可をしたとき、 遅滞なく その旨を通知しなければならな 認定記録を変更し、 同条第二項若しくは前 当該認定記

第百九十二条を次のように改める。

金曜日

第百五条の二第三項中「電波法第十四条第一項の免許状」を「免許記録」に、「付記する」を「記記録しなければ」に改める。 箇月以内にその認定証を返納しなければ」を「総務大臣は、当該認定に係る認定記録にその旨を 箇月以内にその認定証を返納しなければ」を「総務大臣は、当該認定に係る認定記録にその旨を第百二条の見出しを「(認定の失効の記録)」に改め、同条中「認定基幹放送事業者であつた者は、

2

第百十条の二に次の一項を加える。録し、遅滞なく、その旨を当該特定地上基幹放送事業者に通知する」に改める。録百五条の二第三項中「電波法第十四条第一項の免許状」を「免許記録」に、「付記する」を

しなければならない。 第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表第百十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と

中条の二第二項(放送番組の視聴のための措置の公表)」を加える。 第百十六条の六第二項中 「第九十四条第二項の認定証に記載事項」に改め、同項第二号中 「電波法第十四条第一項第三号中 「認定証試事項」を「免許記録記録事項」に改め、同項第二号中 「電波法第十四条第一項の免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に、「当該免許状に付記された第百五条の二第三項第三号」を「同条第三項第二号」を「免許記録に記録事項」に改め、同項第二号中 「電波法第十四条第一項の免許状に記載された」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記載事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記録事項」を「免許記録に記載事項」を「免許記録に記載事項」を「免許記録に記載事項」を「免許記録に記載事項」を「発力といる。 2 第百十六条の六第二項中 「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。 2 第百十六条の六第二項(放送番組の視聴のための措置の公表)」を加える。

は、二十万円以下の過料に処する。十四条第一項若しくは第二項、第五十二条第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項とは第三項、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項、第百三十四条第二項、第百二十九条第一項若しくは第二項、第百三十条第四項、第百三十四条第第百五条の二第五項、第百二十九条第一項若しくは第二項、第百三十条第四項、第百三十四条第第百五条の二第五項、第百十九条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第百条、第五十二条

附則

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2

第百三条第一項の改正規定(同項第二十五号中「前条第一項」を「第百二条の十八第一項」に改第百三条第一項の改正規定(同項第二十五号中「前条第一項」を「第二条の十八第一項」と加える部分に限る。)、同法第百二条の十八の次に一条を加える改正規定、同法の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等によるの十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等によるの十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等によるの十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定例で、第一条の間の改正規定並びに別第三条の二第九項の改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び第の二第九項の改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び第第一条中電波法第七十一条の二の改正規定、同法第七十一条の四の改正規定及び同法第百三条第一条中電波法第七十一条の二の改正規定、同法第七十一条の四の改正規定及び同法第百三条

においても、第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第九十九条の十一第第二条 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定のために、当該各号に定める日前、金値行う。

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

める部分に限る。)及び同法第百四条第一項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起

一 新電波法第六条第八項第五号、第二十七条の二十の三第八項又は第二十七条の二十の四第四項一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

前条第二号に掲げる規定の施行の日 新電波法第百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。) この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

監理審議会に諮問することができる。 競争実施指針をいう。)の制定のために、新電波法第九十九条の十一第一項の規定の例により、電波競争実施指針をいう。)の制定のために、新電波法第九十九条の十一第一項の規定の例により、電波定又は新電波法第二十七条の二十の二第一項の規定による価額競争実施指針(同項に規定する価額定以より法計であり、電池を設定ではの決し、一般のでは、できるに対しては、できるに対しては、できるに対しては、できるに対しては、できるに対しては、できるに対しては、できるに対しては、できるに対しては

(免許記録に関する経過措置) が送法第百七十七条第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。 放送法第百七十七条第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。 五条において「新放送法」という。)第百十条の二第二項の規定による総務省令の制定のために、新五条において「統行日前においても、第二条の規定による改正後の放送法(以下この項及び附則第

波法第二条第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。)の免許を与えた場合について適用する。第三条 新電波法第十四条及び第二十七条の五第二項の規定は、総務大臣が施行日以後に無線局(電

「総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての無線局の免許にはならない。」「総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての無線局の免許記録でいて、新電波法第十四条又は第二十七条の五第二項の規定の例により、当該免許に係る免許記録でいて、新電波法第十四条又は第二十七条の五第二項の規定の例により、当該免許に係る免許記録のに対している全ての無線局の免許に

ない。というでは、この法律の施行の際現に無線局の免許を受けている者が施行日において前項の免許総務大臣は、この法律の施行の際現に無線局の免許を受けている者が施行日において前項の免許を受けている者が施行日において前項の免許

(登録記録に関する経過措置) 二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に無線局の免許を受けた者 当該免許を受けた日

い。

い。

い。

のは、一次のには、一次のには、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のには、一次のには、一方の

ない。 というでは、この法律の施行の際現に無線局の登録を受けている者が施行日において前項の登録でいる。 総務大臣は、この法律の施行の際現に無線局の登録を受けている者が施行日において前項の登録を いっぱん この法律の施行の際現に無線局の登録を受けている者が施行日において前項の登録といる。

(認定記録に関する経過措置) 告示日の翌日から施行日の前日までの間に無線局の登録を受けた者 当該登録を受けた日

に規定する認定をいう。以下この条において同じ。)を行った場合について適用する。 号に規定する基幹放送をいう。以下この条において同じ。)の業務の認定(放送法第九十三条第一項第五条 新放送法第九十四条第二項の規定は、総務大臣が施行日以後に基幹放送(放送法第二条第二

- 2 の認定について、新放送法第九十四条第二項の規定の例により、当該認定に係る認定記録(新放送)総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての基幹放送の業務 に記録されている事項を当該認定を受けている者が閲覧することができる状態に置かなければなら 法第九十四条の二に規定する認定記録をいう。以下この条において同じ。)を作成し、当該認定記録
- 項の認定記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定総務大臣は、この法律の施行の際現に基幹放送の業務の認定を受けている者が施行日において前 める日以後遅滞なく、 ればならない。 当該者に係る認定記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しなけ
- 定を受けている者 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)において基幹放送の業務の認 告示日
- 告示日の翌日から施行日の前日までの間に基幹放送の業務の認定を受けた者 当該認定を受け

(国の機関等による申請等の特例に関する経過措置)

第六条 新電波法第百二条の十九の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に行われる手続につい て適用し、同日前に行われる手続については、なお従前の例による

電波利用料に関する経過措置)

- 第七条 施行日前に免許又は登録を受けた無線局については、新電波法第百三条の二第一項、 用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による 許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。)以後の期間に係る電波利用料について適(以下この条において単に「応当日」という。)又は新電波法第百三条の二第五項に規定する包括免 第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等(同条第一項に規定する応当日 、第五項
- 2 来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新電波法第百三条の二第一項及びない無線局に係る電波利用料であって、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到 第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。 新電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が第一条の規定による改正前の電波 (次項において「旧電波法」という。)第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満た
- 3 前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新電波法第百三条 定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であって、同条第十七項の規定により きこととなる電波利用料に、 新電波法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧電波法第百三条の二第一項の規 罰則に関する経過措置) 二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべ 先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

金曜日

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任) この法律の施行に関し必要な経過措置は、

第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況に ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(登霸免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) (住民基本台帳法の一部改正) をの 一部を次のように改正する 「第二十四条の十二第 三項 に改める。

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第一の二十六の項中 「第二十四条の十三第二項」を 「第二十四条の十二第二項」 に改める。

(著作権法の一部改正)

る」に、「第二十七条の二十六第一項の」を「第二十七条の二十二に規定する」に改める。第二十五条の二第二項第三号ホ⑴ᆐ中「第十四条第二項第二号の」を「第十四条第一項に規定す第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。(国家戦略特別区域法の一部改正)第三十四条第一項中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改める。第三十四条第一項中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改める。

内閣総理大臣 総務大臣 石破 村上誠一郎 茂

財務大臣臨時代理

文部科学大臣 国務大臣 阿部 俊子村上誠一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

名 御 郵

御

法律第二十八号 令和七年四月二十五日

内閣総理大臣

石

破

茂

ように改正する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 の 一部を次の

改める。 目次中「第四章 狩猟の適正化」を「第四章 狩猟の適正化 祭三章の二 緊急銃猟 (第三十四条の二―第三十四条の六)

6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又はとし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。第二条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項 第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。

第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。五 危険鳥獣の管理に関する事項 危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認

第三章の次に次の一章を加える。 第十二条第六項中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。第十一条第一項第一号中「次章第一節」を「第四章第一節」に改める。める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項

第三章の二 緊急銃猟 政

(緊急銃猟)

第三十四条の二 下「銃猟」という。)以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以るおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止 住居等又はその付近において、 に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人 の用に供されている乗物(以下この項において「住居等」という。)に侵入していること又は侵入す 広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活 市 町村長(特別区の区長を含む。以下この章において同じ。)は、危険鳥獣 当該危険鳥獣について銃猟をすることができる

報

官

- 項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。 この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。 1 市町村長は、前項の規定による銃猟(以下「緊急銃猟」という。)をしようとするときは、その職
- を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。 猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩
- (緊急銃猟等のための土地の立入り等) 「いったのでは身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。の規定については、市町村長の指揮を受項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項(弾丸の到達するおそら、緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二
- は、これを提示しなければならない。 2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるとき

(安全を確保するための措置)

- 民に対し、避難すべき旨を指示することができる。対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住な、市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に

(都道府県知事に対する応援の要求等)

- | ければならない。 | 3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しな

(損失の補償)

- | 失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。| 第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損
- 2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない
- | なければならない。 | なければならない。 | なければならない。 | なければならない。 | る | 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知し
- | 過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。 | 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経
- 前項の訴えにおいては、市町村(特別区を含む。)を被告とする。

5

|十二項| に改める。 第三十五条第十二項中「前条第三項」を「第三十四条第三項」に、「次条第十二項」を「第三十五条

第三十九条第三項の表中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。第三十八条第一項中「銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)」を「銃猟」に改める。

「掲げる場合」の下に「及び緊急銃猟を実施する場合」を加える。 第五十五条第一項ただし書中「及び第十一条第一項第二号」を「、第十一条第一項第二号」に改め、

同条の次に次の一条を加える。用した者」を「使用したとき。」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、用した者」を「使用したとき。」に改め、同項第二号中「使用させた者」を「使用させたとき。」に改め、同項第三号中「使第八十四条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」

反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 第八十四条の二 第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限に違反したときは、当該違

び第七号中「者」を「とき。」に改める。とき。」に改め、同項第五号中「若しくは」を「とき。」に改め、同項第五号中「若しくは」を「とた。」に改め、同項第二号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第三号及び第四号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「者」を「とき。」に改め、同項第一号中「者」等八十五条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」

同条第二号中「者」を「とき。」に改め、 を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第 に改め、同号を同条第二号とする。 き。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、 七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中 き。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第 十号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中 き。」に改め、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「者」 第八十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「と 同号を同条第三号とし、 同条第一号の 中 者を |者|を|と |者||を||と 「とき。」

条、第八十四条の二、第八十五条第一項又は第八十六条」に改める。 第八十八条中「第八十三条から第八十六条まで」を「第八十三条第一項若しくは第二項、第八十四

附訓

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- 次条及び附則第三条の規定 公布の日

金曜日

を

三号並びに」に、「第二号の二」を

第二条 環境大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び次条において「第二号施行日」 道府県知事に通知することができる。 法律(以下「新法」という。)第三条の規定の例により、同条第一項の基本指針を定め、 という。)前においても、この法律による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する (施行前の準備) 公表し、都

は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知されたもの 前項の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知された新法第三条第一項の基本指針

第三条 都道府県知事は、第二号施行日前においても、新法第四条の規定の例により、 同条第一項

2 鳥獣保護管理事業計画を定め、公表し、環境大臣に報告することができる。 前項の規定により定められ、公表され、環境大臣に報告された新法第四条第一項の鳥獣保護管理

ものとみなす。 事業計画は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、 環境大臣に報告された

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、 があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる ものとする。

(地方税法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十二条の二第一項ただし書

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十条の二第一項

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

を次のように改正する。 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号) の 部

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正) 第十六条第一項中「第八十三条第一項第三号」を「第八十三条第一項第四号」に改める

第百三十四号)の一部を次のように改正する。 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律

第六条第一項中「第三号まで及び第六号」を「第四号まで及び第七号」に、「第二号並びに」を「第

「第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第六号」

第四条第二項第四号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

「同項第七号」に、「同条第二号」を「同条第三号」に改める。 内閣総理大臣 石破

農林水産大臣 総務大臣 江藤 村上誠一 郎拓郎茂

環境大臣 浅尾慶一

児童福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

名

御

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破

茂

法律第二十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律

第一条 児童福祉法 (児童福祉法の一部改正 (昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する

目次中

「第七節

保育士

(第十八条の四―第十八条の二十 -四)]を 第 第第第第七 四三二一節

の対た条童

三十六・第十八条の三十七)の保護者に対する保育に関する指導を行う人材の保護者に対する保育に関する指導を行う人材の四一第十八条の二十三)の四一第十八条の二十三)の保護者に対する保育に関する指導を行う人材 に改める。

第六条の三第十項に次の一号を加える。

三 保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保 保育を行う事業 育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、

る部分に限る。)」に改め、同条第九項中「第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、」 四条の十五第四項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定(これらの規定のうち、市町村に係 十三第四項において読み替えて準用する第十八条の二十の二第二項、第三十三条の十五及び第三十 に係る部分に限る。)」に改め、同条第三項中「第三十四条の十五第四項の規定」を「第十八条の三 る場合を含む。第九項において同じ。)」を加え、「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五第八条第一項中「第十八条の二十の二第二項」の下に「(第十八条の三十三第四項において準用す 「第五十九条第五項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定(これらの規定のうち、都道府県 (第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。)」に、「第五十九条第五項の規定」を

第一章第七節の節名を次のように改める。

第一章第七節中第十八条の四の前に次の款名を付する。 第七節 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

保育士

第十八条の四中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登 (次条第四号において「保育士登録」という。)」に改める。

のように改める。 ※(第二号又は第三号に係る部分に限る。)」に、「登録」を「保育士登録」に改め、同条第五号を次第十八条の五第四号中「第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号」を「第十八条の十九第一 同条第五号を次

登録」という。)を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者 十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録(以下この款において「地域限定保育士第十八条の三十四第一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)又は第二項の規定により第

第十八条の六に次の一号を加える。

上の期間第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事した者 地域限定保育士登録を受けた日から起算して三年を経過し、かつ、 内閣府令で定める期間以

「第一項」を「同項」に改め、「事項」の下に「のうち内閣府令で定めるもの」を加え、 第十八条の十八第三項中「保育士の登録」を「第一項の登録(以下「保育士登録」という。)」に、 同条に次の

定する認定地方公共団体(以下この款において について保育士登録をしたときは、当該地域限定保育士登録をした第十八条の二十七第一項に規 かにその旨を通知しなければならない。 都道府県知事は、地域限定保育士登録 (当該都道府県知事がしたものを除く。)を受けている者 「認定地方公共団体」という。)の長に対し、

録」に改める。

「保育士登録を受けた日)以後に」を加え、同条第二項中「登録」を「保育士登受けた日(取消しに係る保育士登録が第十八条の二十の二第一項の規定により受けたものである場受けた日(取消しに係る保育士登録が第十八条の二十の二第一項の規定により受けたものである場では、当該保育士登録をで、「保育士登録」に改め、同項第二号中「登録」を「保育士登録」に改め、同項第二号中「登録」を「その保育士登録」に改め、同項第一号中「第十八条の第十八条の十九第一項中「その登録」を「その保育士登録」に改め、同項第一号中「第十八条の第十八条の十九第一項中「その登録」を「その保育士登録」に改め、同項第一号中「第十八条の第十八条の十九第一項中「英中」第十八条の

8名。 第十八条の二十中「保育士の登録」を「保育士登録」に、「その登録」を「その保育士登録」に改

を次のように改める。 第十八条の二十の二第一項中「保育士の登録を行う」を「保育士登録を行う」に改め、同項各号

のうち、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消されたもの一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者

る。 保育士登録を取り消した認定地方公共団体の長」に、「、保育士の登録」を「、保育士登録」に改め 保育士登録を取り消した都道府県知事を含む。)」を「、第十八条の三十四第一項又は第二項の規定により地域限定 の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取 の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取 育士の登録」及び「より保育士の登録」を「より保育士登録」に、「(国家戦略特別区域法第十二条 第十八条の二十の二第二項中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、同条第三項中「よる保

三款を加える。 第十八条の二十の四及び第十八条の二十四を削り、第一章第七節中第十八条の二十三の次に次の

第二款 保育士の確保のための措置

所支援センター」という。)としての機能を担う体制を整備しなければならない。第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点(以下この款において「保育士・保育

- 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。
- うにするための支援を行うこと。 知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるよニ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の
- めに必要な助言その他の援助を行うこと。 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するた

金曜日

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び

百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)は、保育士・保育所支援センター

士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育・明十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他としての機能を担う体制を整備するよう努めなければならない。

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

第三款 保育士の不足に対応するための措置

以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の科目、方法、実施術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、当該区域内において専門的知識及び技第十八条の二十六 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域

当である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。この款において「試験実施方法書」という。)を作成し、当該試験実施方法書に記載した内容が適叵数その他当該試験の実施に関し必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書面(以下

申請するものとする。

該指定都市を包括する都道府県の知事の同意を得なければならない。当該申請を行うこと及び当該申請に係る試験実施方法書に記載した試験の実施回数について、当指定都市の長は、第一項の認定の申請を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、

ときは、当該認定をするものとする。特に大きく、かつ、当該申請に係る試験実施方法書の内容が次に掲げる基準に適合すると認める特に大きく、かつ、当該申請に係る試験実施方法書の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるじてもなお当該申請を行つた都道府県又は指定都市の区域内において、保育士の確保のための措置を講内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、保育士の確保のための措置を講

- 市の区域内における保育士の不足に対応するために必要な範囲内のものであること。当該試験実施方法書に記載された試験の実施回数が、当該申請を行つた都道府県又は指定都
- ための試験として適切であること。を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するを行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導と訪試験実施方法書に記載された内容が、当該申請を行つた都道府県又は指定都市の区域内

のうち内閣府令で定めるものを公表しなければならない。 条第一項及び第十八条の二十八第一項において「認定試験実施方法書」という。)に記載した事項都道府県又は指定都市は、第一項の認定を受けたときは、当該認定に係る試験実施方法書(次

ればならない。 という。)は、認定試験実施方法書の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなけ第十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定都市(以下「認定地方公共団体」

のとする。 のとするおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類その他内閣府令」と、同条第三項中「の申請」とあるのは「の申請(試験の実施回数の変とあるのは「内閣府令」と、同条第三項中「の申請」とあるのは「の申請(試験の実施回数の変おその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類その他内閣府令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項中「の申請」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるもおいて保育士が不足するおといる。

れかに該当する者は、この限りでない。格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいず格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいず変更後のもの)に定めるところにより実施した試験(以下「地域限定保育士試験」という。)に合第十八条の二十八 認定地方公共団体の長が認定試験実施方法書(変更認定があつたときは、その第十八条の二十八 認定地方公共団体の長が認定試験実施方法書(変更認定があつたときは、その

- 保育士登録を受けている者
- るもの。心身の故障により次項に規定する業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定め、心身の故障により次項に規定する業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定め
- 第十八条の五第二号から第五号までのいずれかに該当する者

児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができる。り、地域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、業として、児童の保育及び定にかかわらず、当該地域限定保育士登録を行つた認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限定にかかわらず、当該地域限定保育士登録」という。)を受けている者は、第十八条の二十三の規前項の登録(以下「地域限定保育士登録」という。)を受けている者は、第十八条の二十三の規

第二項、第十八条の三十五第一項及び第六十二条第二項第三号を除き、以下「地域限定保育士」 うことができるようにするために必要な研修その他の内閣府令で定める措置を講じなければなら **十八条の二十九** 認定地方公共団体は、地域限定保育士登録を受けている者(第十八条の三十四 いう。)が保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行

十八条の三十 認定地方公共団体は、毎年度、地域限定保育士試験の実施の状況その他内閣府令 で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

前条に規定する措置の実施の状況に関する事項について報告を求めることができる。 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、認定地方公共団体に対し、地域限定保育士試験及び

要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、必要な措置を講ずることを求めることがで 内閣総理大臣は、地域限定保育士試験及び前条に規定する措置の適正かつ確実な実施のため必

第十八条の三十一 認定地方公共団体は、第十八条の二十六第一項に規定する知識及び技能を有す ならない。ただし、次条第一項の規定により指定した者に判定事務を行わせることとした場合は、 わせるため、地域限定保育士試験委員(次項において「地域試験委員」という。)を置かなければ るかどうかの判定に関する事務(以下この条及び次条第二項において「判定事務」という。)を行

地域試験委員又は地域試験委員であつた者は、判定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはな

つ確実に実施することができると認められるものとして当該認定地方公共団体の長が指定するも域限定保育士試験の実施に関する事務(以下この条において「地域試験事務」という。)を適正か第十八条の三十二 認定地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、法人であつて、地 の(以下「指定地域試験機関」という。)に、当該地域試験事務の全部又は一部を行わせることが

認定地方公共団体の長は、前項の規定により一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に判定

部を行わせることとしたときは、当該地域試験事務の全部又は一部を行わないものとする。認定地方公共団体の長は、第一項の規定により指定地域試験機関に地域試験事務の全部又は事務を行わせようとするときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

地域試験事務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「都道府県」とあるのは第十八条の九第三項及び第十八条の十から第十八条の十七までの規定は、指定地域試験機関が 務」と、「保育士試験委員」とあるのは「地域限定保育士試験委員」と読み替えるものとする。 を有するかどうかの判定に関する事務」とあるのは「第十八条の三十一第一項に規定する判定事のは「認定地方公共団体の長」と、第十八条の十一第一項中「保育士として必要な知識及び技能 十八条の十五まで、第十八条の十六第一項及び第十八条の十七の規定中「都道府県知事」とある と、「第一項」とあるのは「第十八条の三十二第一項」と、第十八条の十、第十八条の十三から第「第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)」

金曜日

府令で定める事項を記載してするものとする。 地域限定保育士登録簿は、地域限定保育士登録をした認定地方公共団体に備える。

第十八条の三十三 地域限定保育士登録は、地域限定保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

のうち内閣府令で定めるもの及び当該認定地方公共団体の名称を記載した地域限定保育士登録 うち内閣府令で定めるもの及び当該認定地方公共団体の名称を記載した地域限定保育士登録証認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項

合にあつては、市町村児童福祉審議会その他の内閣府令で定める機関)の意見」と、同条第三項方公共団体の長」と、「の意見」とあるのは「(当該認定地方公共団体の長が指定都市の長である場 るのは「第十八条の二十八第一項各号」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは 条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、「第十八条の五各号」とあ 第十八条の二十の二の規定は、地域限定保育士登録について準用する。この場合において、 「都道府県知事は」とあるのは「認定地方公共団体の長は」と読み替えるものとする 「認定地

> 第十八条の三十四 地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士が次の各 号のいずれかに該当する場合には、その地域限定保育士登録を取り消さなければならない。

- 第十八条の五第二号若しくは第三号又は第十八条の二十八第一項第二号のいずれかに該当す
- 虚偽又は不正の事実に基づいて地域限定保育士登録を受けた場合
- 力等を行つたと認められる場合 けたものである場合にあつては、当該地域限定保育士登録を受けた日) 地域限定保育士登録が前条第四項において準用する第十八条の二十の二第一項の規定により受 第一号に掲げる場合のほか、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日 以後に、児童生徒性暴 (取消しに係る

の名称の使用の停止を命ずることができる。 規定に違反したときは、その地域限定保育士登録を取り消し、又は期間を定めて地域限定保育士 条第一項の規定又は同条第二項において準用する第十八条の二十一若しくは第十八条の二十二の地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録を受けている者が次

失うものとする。 地域限定保育士が保育士登録を受けた場合には、その者の地域限定保育士登録は、その効力を

地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録がその効力を失つた

この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「認定地方公共団体の長」と読み 替えるものとする。 ときは、当該地域限定保育士登録を消除しなければならない。 第十八条の二十の三の規定は、地域限定保育士を任命し、又は雇用する者について準用する。

第十八条の三十五 地域限定保育士登録を受けている者は、その業務に関して地域限定保育士の名 称を表示するときは、当該地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示しなければなら ず、かつ、当該認定地方公共団体以外の区域を表示してはならない。

第十八条の二十一及び第十八条の二十二の規定は、地域限定保育士について準用する

第四款

- 第十八条の三十六 の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等の内容その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデーポーハ条の三十六 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士登録又は地域限定保育士登録 タベースを整備するものとする
- していたと判明した者 のうち、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消されたもの

その他必要な措置を講ずるものとする。 きは、前項の内閣総理大臣が定める事項に係る情報を同項のデータベースに迅速に記録すること 地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したと ことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者を除く。) の保育士登録若しくは き、又は保育士登録若しくは地域限定保育士登録を取り消された者(児童生徒性暴力等を行つた 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録若しくは地域限定保育士登録を取り消したと 都道府県知事及び認定地方公共団体である指定都市の長は、保育士若しくは地域限定保育士が

又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。 保育士又は地域限定保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士又は地域限定保育士を任命し、

第十八条の三十七 この法律に定めるもののほか、保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、

定都市及び中核市」 市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 第十九条の二十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都 一に改める。 (以下「中核市」という。)」を「指

一項、第三十三条の十四、第三十三条の十六第二項」に、「第四十八条及び」を「第四十八条並びに」第三十条の二中「第三十三条の十、第三十三条の十四第二項」を「第三十三条の十第一項及び第

法律第十二条第一項に規定する措置施設の長」に改め、同条に次の一号を加える。(第三十三条の三の三中「又は児童相談所長」を「、児童相談所長又は児童虐待の防止等に関する)

育施設(第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十保育所、児童館」を加え、「若しくは児童自立支援施設」を「、児童自立支援施設若しくは認可外保 九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。)」に、「当該施設」 育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業」に改め、「乳児院」の下に「、母子生活支援施設、 を「当該一時保護施設」に改め、「)が」の下に「、事業を利用する児童」を加え、同条に次の二項 養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童 活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童 を加える。 第三十三条の十中「法律で」を「節において」に、「小規模住居型児童養育事業」を「児童自立生 信の全部若しくは一部の制限を行う場合又は当該制限の全部若しくは一部を行わなくなる場合 児童虐待の防止等に関する法律第十二条第一項若しくは第三項の規定により面会若しくは通

応じ、当該各号に定める者をいう。 この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に

事業を行う都道府県の知事 表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、 小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見

らの事業を行う市町村の長 又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれ一 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業

里親 次のイ又は口に掲げる里親の区分に応じ、当該イ又は口に定める者 第六条の四第一号又は第二号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行つた都道府県

委託をした都道府県の知事 第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けた里親(イに掲げるものを除く。) 当該

若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の療施設又は児童自立支援施設(これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、』乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治 行政機関の長

金曜日

一時保護 次のイ又は口に掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又は口に定める者認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

を監督する都道府県知事 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護 当該委託をした児童相談所長一時保護施設において行う一時保護 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事

るものをいう。 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、

な措置を講ずるものとする。

審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定め

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

この節において、

第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちか 当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

都道府県知事 都道府県児童福祉審議会

ができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者識経験のある者であつて第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすること 村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、 市町

第三十三条の十二第一項を次のように改める

は市町村長に通告しなければならない。 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、 これを都道府県知事又

又は市町村長」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の規定による通告」を「一般通告」に改 同条第三項中「児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会」を「都道府県知事 (第三十三条の十四第一項及び第二項第三号において「児童虐待通告」という。)をする」に改め、 第三十三条の十二第二項中「前項の規定による通告」を「一般通告」に、「通告をする」 同条第一項の次に次の一項を加える。 を 「通告

ことができる。 前項の規定による通告(以下この節において「一般通告」という。)は、 児童委員を介して行う

第三十三条の十三及び第三十三条の十四を次のように改める

第三十三条の十三 一般通告若しくは前条第四項の規定による届出 児童等届出」という。)に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した 定させるものを漏らしてはならない。 児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特 (以下この節において「被措置

第三十三条の十四 都道府県知事若しくは市町村長が一般通告若しくは被措置児童等届出を受けた 場合又は児童虐待通告を受けた都道府県の知事若しくは市町村の長が当該児童虐待通告に係る児 という。)に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるとき 置児董等届出又は児童虐待通告(次項及び第三十三条の十六の二第一項において「一般通告等」 童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合において、当該一般通告、被措 この限りでない。 市町村長が当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁である場合は、 の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は は、当該都道府県知事又は市町村長は、当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護

又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。 ため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知 所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護の

前項の規定による通知を受けた場合

届出を受けた場合 自らが所管行政庁である事業、里親、 施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等

は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要 ため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、 措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護の 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該 児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け 里親、施設の設置者又 当該

の提出」 行政庁」に改め、同条第四項中「都道府県児童福祉審議会」を「審議会等」に、「出席説明及び資料 改め、同条第三項中「都道府県児童福祉審議会」を「審議会等」に、「都道府県知事」を に、「都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない」を「審議会等に報告するものとする」に 条第二項又は第三項」に、「当該」を「これらの」に、「被措置児童等」を「措置に係る被措置児童等」 第三十三条の十五第二項中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「前条第一項又は第二項」を「前 を「説明、 資料の提出その他必要な協力」に改め、 同条第一項を削る。 一当該所管

第三十三条の十六を次のように改める。

その他内閣府令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。 設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施

国の行政機関の長(内閣総理大臣を除く。) 内閣総理大臣

市町村長 都道府県知事

める事項を公表するものとする。 項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定 庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、 自らが所管行政

第三十三条の十六の次に次の一条を加える。

第三十三条の十六の二 所管行政庁は、一般通告等又は第三十三条の十四第一項の規定による通知 県知事である場合は、この限りでない。 いう。)に、速やかに、その旨を通知するものとする。ただし、当該所管行政庁が措置実施都道府 あるときは、当該措置を行う都道府県の知事(以下この条において「措置実施都道府県知事」と に係る被措置児童等が第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置が行われている児童で

十三条の十四第二項及び第三項に規定する措置を講ずるものとする 前項本文に規定する場合においては、所管行政庁及び措置実施都道府県知事は、 共同して第三

第三十四条の十五第五項ただし書を次のように改める。 条中「審議会等」とあるのは、「都道府県児童福祉審議会」 第三十三条の十五の規定は、措置実施都道府県知事について準用する。この場合にお と読み替えるものとする。 いいて、

ただし、 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該認可をしないことが でき

育提供区域について同法第六十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により定められ 第一項の規定により定められたそれぞれ同表の中欄に掲げる利用定員の総数が、当該教育・保 び次号において同じ。)に所在する他の家庭的保育事業等を行う事業所について同法第四十三条 支援法第六十一条第二項第一号の規定により定める教育・保育提供区域をいう。以下この号及 的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域(当該市町村が子ども・子育て 庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき。 たそれぞれ同表の下欄に掲げる必要利用定員総数に既に達しているか、 次の表の上欄に掲げる家庭的保育事業等の申請があつた場合において、当該申請に係る家庭 又は当該申請に係る家 第

金曜日

事業」という。) 第六条の三第十項第三 またいるの号において「満三号において「満三男において「満三年の一段では、 保保満 保育事業等保育事業以外の家庭的個三歳以上限定小規模 保る利用定員を除く。」で、一子ども・子育て支援法第一条第三項に規定する労働者等等三項に規定する労働者等等三項に規定する労働者等とである。 定める利用定員四十三条第二項第一号に子ども・子育て支援法第 項第一号ロの必要利用定員総数子ども・子育て支援法第六十一 項第一号ハの必要利用子ども・子育て支援法 **用定員総数** 公第六十一 条第 条第一

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

- 援事業の開始によつてこれを超えることになると認めるとき。 定により定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支 について子ども・子育て支援法第五十四条の二第二項の規定により定められた利用定員の総数 う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域に所在する他の乳児等通園支援事業を行う事業所 乳児等通園支援事業の申請があつた場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行 当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項 (第二号に係る部分に限る。)の規
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業につ 内閣府令で定める場合に該当することになると認めるとき。 村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として いて認可をすることによつて、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該市町

第三十四条の二十第一項第三号中「又は」の下に「第三十三条の十第一項に規定する」を加える。

る場合を含む。)」を加える。 第六十一条の二第一項中「第十八条の二十二」の下に「(第十八条の三十五第二項において準用す第四十八条の四第三項中「保育士」の下に「及び地域限定保育士」を加える。

場合を含む。)、第十八条の三十一第二項」を加える。 第六十一条の三中「第十八条の十二第一項」の下に「(第十八条の三十二第四項において準用する

場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「又は同項」を「又は第十八条の十六第一項」に第六十一条の六中「第十八条の十六第一項」の下に「(第十八条の三十二第四項において準用する 改め、「指定試験機関」の下に「又は指定地域試験機関」を加える。

り下げ、第二号の次に次の一号を加える 十八条の三十五第一項」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ に関する指導を行う業務に従事した」に改め、同項第二号中「第十八条の二十三」の下に「又は第 第六十二条第二項第一号中「使用した」を「使用して児童の保育又は児童の保護者に対する保育 繰

同

三 第十八条の三十四第二項の規定により地域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者 で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域限定保育士の名称を使用して児童の保育又は児童の 保護者に対する保育に関する指導を行う業務に従事したもの

条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「養子縁組里親」の下に「、登録一時保護委託者」を加える

第十九条の九第二項第四号中「以下」の下に「この項及び第十九条の十八第十号において」 を 加

第三十三条第一項中「適当な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。 時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者(以下

事業を行い、又は施設を設置する者であつて、 時保護委託者」という。) *業を行い、又は施設を設置する者であつて、一時保護を適正に行うことができる者として内前号に掲げる者のほか、この法律又は他の法律に基づいて児童の福祉に関する業務若しくは

委託者等」という。)」に改め、同条第十九項中「この項及び次項」を「この条」に、「適当な者」を 「登録一時保護委託者等」に改め、同条第二十項中「適当な者」 第三十三条第二項中「適当な者」を「前項各号に掲げる者(以下この条において「登録一時保護 同条第二十一項中「前項」を「第二十二項」に改め、「法律」の下に「の規定(この条を除く。)」 閣府令で定めるもの を「登録一時保護委託者等」に改

を加え、同条第二十項の次に次の三項を加える。 めるところにより、登録一時保護委託者等以外の適当な者に委託して、当該児童又は保護延長者 長者があるときは、第一項及び第十九項の規定にかかわらず、二週間以内に限り、 の委託をすることができない場合であつて、直ちに一時保護を行うことが必要な児童又は保護延 一時保護を行わせることができる。 児童相談所長は、自ら一時保護を行うことができず、 かつ、登録一時保護委託者等に一時保護 内閣府令で定

等以外の適当な者に当該児童又は保護延長者の一時保護を行うことを委託させることができる。 行うことが必要な児童又は保護延長者があるときは、第二項及び第二十項の規定にかかわらず、 護委託者等に一時保護を行うことを委託させることができない場合であつて、直ちに一時保護を 一週間以内に限り、内閣府令で定めるところにより、児童相談所長をして、登録一時保護委託者 児童相談所長は、前二項の規定により一時保護を行う者に、児童又は保護延長者の保護につい 都道府県知事は、児童相談所長をして、一時保護を行わせることができず、 必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。 かつ、登録一時保

に「(ロに掲げるものを除く。)」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。 第三十三条の十第二項第六号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ロ中「一時保護」の下 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護(登録一時保護委託者が行うも

第三章の章名中「養子縁組里親」の下に「、登録一時保護委託者」を加える。

同条第一項第一号の登録を行つた都道府県知事

(号外第93号)

第三十四条の十五第三項第四号二中「この号及び第三十五条第五項第四号」を「この章」 に改

第三十四条の二十一の次に次の四条を加える。

第三十四条の二十二 第三十三条第一項第一号の登録(以下この条から第三十四条の二十五までに 書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。 項を記載した申請書に、次項の基準に適合していることを証する書類その他の内閣府令で定める いて「登録」という。)を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事

たる事務所の所在地 登録を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、 代表者の氏名及び主

その他内閣府令で定める事項

準に適合していると認めるときは、登録をするものとする。 都道府県知事は、登録の申請が一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基

準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基 時保護に従事する者の要件

処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの 一時保護を行う施設に係る居室その他当該施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な

に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの 一時保護の実施に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持

金曜日

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、そ この法律、児童買春、 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する

祉に関し著しく不適当な行為をした者 児童虐待又は第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

係る一時保護の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含 取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該登録に の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該登録を 取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人 起算して五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該 第三十四条の二十五第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から

法人でない者であつて、その管理者が第一号から第四号までのいずれかに該当するもの法人であつて、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

閣府令で定める事項を記載してするものとする。 登録は、都道府県知事が、登録一時保護委託者登録簿に第一項第一号に掲げる事項その他の内

第二十一条の五の十八第四項の規定は、登録一時保護委託者について準用する

第三十四条の二十三 登録一時保護委託者は、前条第五項に規定する事項を変更するときは、 府令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければなら 内閣

第三十四条の二十四 項までの規定による委託の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではなら 登録一時保護委託者は、第三十三条第一項、第二項又は第十七項から第二十

第三十四条の二十五 都道府県知事は、第三十四条の二十二第二項の基準を維持し、又は学校設置 者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適 帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備 切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する

勧告し、当該登録一時保護委託者がその勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができこれらに基づいてする処分に違反した場合には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を 童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくは られるに至つた場合又は登録一時保護委託者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児 都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項の基準に適合しないと認め

ずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。 都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第四項各号(第四号を除く。)の

保護を行わせることが児童福祉に有害であると認められるときは、その登録を取り消すことがで都道府県知事は、第三項に規定する場合において、当該登録一時保護委託者に、引き続き一時

都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、その登録を消除しなければ

(学校教育法の一部改正) 第四十九条中「及び児童福祉施設の職員その他」 を 「、 登録一時保護委託者及び」に改める。

(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

第

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

都道府県知事	都道府県知事又は市長	第二十七条の五第一項ただし書
の教育委員会当該幼稚園が所在する都道府県	指定都市等の長	
含む。)が設置する幼稚園地方公共団体 (公立大学法人を	指定都市等所在施設	第二十七条の二第二項第三号
いう。以下同じ。) について園児(幼稚園に在籍する幼児を	園児について	第二十七条の二第一項

	第二十七条の七	第二十七条の六第二項及び第三項		第二十七条の六第一項
主務大臣	主務省令	審議会等	審達職公公等	主務省令
文部科学大臣	文部科学省令	専門的な知識を有する者	教育、医療、心理、福祉又は法教育、医療、心理、福祉又は法	文部科学省令

十八条第二項の規定は特別支援学校の幼稚部に」を加える。 第八十二条中 「第二十八条」を 「第二十八条第一項」に改め、 「特別支援学校に」の下に「、 第二

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。 けて」に改める 附則第十八項中「に規定する保育士の登録をして」を「又は第十八条の二十八第一項の登録を受

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。 委託者等(同条第二項に規定する登録一時保護委託者等をいう。以下同じ。)若しくは」を加える。 託者等若しくは」を加える。 第十一条第五項中「、又は」の下に「同項若しくは同条第二十二項の規定により登録一時保護委 第八条第二項第一号中「又は」の下に「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護

時保護」の下に「(以下「第三十三条一時保護」という。)」を、「規定する施設」の下に「(次項におい 三十三条一時保護」に、「きたす」を「来す」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次 項」に改め、同条第三項中「同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第 て「措置施設」という。)」を加え、同条第二項中「前項の施設」を「措置施設」に、「同項」を「前 第十二条第一項中「若しくは第二項」を「、第二項、第二十一項若しくは第二十二項」に改め、「一 一項を加える。

あると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いが 第十二条に次の一項を加える。 定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。 児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときは、児童相談所長は、 内閣府令で

当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。 れば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、 あると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとす 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いが

託者等若しくは適当な」に改める。 第十二条の二第一項中「適当な」を「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委

待を受けた児童について」を削り、「いる、」を「いる場合」に、「適当な」を 一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。 **「児童相談所長は、」の下に「児童虐待を受けた児童について」を加え、「、児童虐** 「同項若しくは同条第二

> 定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に、「。同法」を「。児童福祉法」に改める。 「第三十三条一時保護」に改め、同条第五項中「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規 第十二条の四第一項中「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を

第十三条第二項及び第十三条の二中「第三十三条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加え

第十三条の五中 第十三条の三第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める 「同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護」を「第三十三条

一時

(構造改革特別区域法の一部改正)

第六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する 県知事又は市町村長」と」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。 町村長」と、同表第二十七条の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあるのは「都道府 育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあっては当該認定市 を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあっては当該」と、「教 改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた市町村の長(以下「認定市町村長」という。)が設置 む。)が設置する幼稚園」とあるのは「含む。以下この号において同じ。)が設置する幼稚園又は構造 と」に、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、「同じ。)」と」の下に「、 同法第二十八条第 るのは「都道府県知事又は市町村長」と」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。 ては当該認定市町村長」と、同表第二十七条の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあ は当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあっ いう。)が設置を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあって 稚園又は構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた市町村の長(以下「認定市町村長」と 号の項中「含む。)が設置する幼稚園」とあるのは「含む。以下この号において同じ。)が設置する幼 第二十八条第二項(同法第八十二条において準用する場合を含む。)の表第二十七条の二第二項第三 二項(同法第八十二条において準用する場合を含む。)の表第二十七条の二第二項第三号の項中「含 第十三条第一項中「すべて」を「全て」に、「学校設置非営利法人と」を「「学校設置非営利法人」 第十二条第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、「同じ。)」と」の下に

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律 第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三章 幼保連携型認定こども園 (第九条―第二十七条)」を 第第 四三 章章 入園児虐待の防幼保連携型認定

止等(第一 「第六章」を「第七章」に改める。 |十七条の二―第二十七条の八)|に、「第四章」を「第五章」に、(第九条―第二十七条) 第五章 を 「第六章」に、

四章を除き、」を加える。 第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同条第五項中「国立大学法人を含む。」の下に「第

登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録。]を加え、「単に」を の区域に所在する幼保連携型認定こども園に勤務する者にあっては、同法第十八条の十八第一項の 第十五条第一項中「登録(」の下に「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体

第十九条第一項中「長。」の下に 「次章、」を加える。

第六章を第七章とする。

第三十四条第一項中「(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)」を削る

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、 入園児虐待の防止等 第三章の次に次の一章を加える

- 第二十七条の二 この章において「入園児虐待」とは、幼保連携型認定こども園の長、その職員そ 該幼保連携型認定こども園の管理下におけるものに限る。)をいう。 (以下この章において「職員等」という。)が、園児について行う次に掲げる行為(当
- 園児の身体に外傷が生じ、 又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
- 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える

2

- この章において「所管行政庁」とは、次の各号に掲げる幼保連携型認定こども園の区分に応じ
- 当該各号に定める者をいう。
- の長 国が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園が属する国の行政機関
- 国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園 当該国立大学法人の長
- 指定都市等所在施設 指定都市等の長
- 兀 定こども園が所在する都道府県の知事 前三号に掲げる幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認
- 3 めるものをいう。 この章において「審議会等」とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、 当該各号に定
- 七条の六第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから、 の行政機関又は国立大学法人の長があらかじめ指定する者 大学法人の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって、 学法人の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって、第二十幼保連携型認定こども園が属する国の行政機関又は幼保連携型認定こども園を設置する国立 当該国
- 事業に従事する者又は学識経験のある者であって第二十七条の六第一項に規定する事項に関し 祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない指定都市等の長にあっては児童の福祉に関する おいて「市町村児童福祉審議会」という。)を設置する指定都市等の長にあっては市町村児童福一指定都市等の長 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会(以下この号に 公正な判断をすることができるもののうちから当該指定都市等の長があらかじめ指定する者
- の知事にあっては社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会府県の知事にあっては当該都道府県児童福祉審議会、同条第一項ただし書に規定する都道府県一 都道府県知事 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会を設置する都道

金曜日

(虐待等の禁止)

- 第二十七条の三職員等は、 (入園児虐待に係る通告等) 入園児虐待その他園児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはなら
- 第二十七条の四 入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、その旨を都道府 県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に通告しなければならな 前項の規定による通告(以下この章において「一般通告」という。)は、児童福祉法第十六条第
- 3 | 園児は、入園児虐待を受けたときは、その旨を都道府県知事又は市町村長に届け出ることがで| 項に規定する児童委員(第六項において「児童委員」という。)を介して行うことができる。
- 4 一般通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。 般通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定
- 5 等に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 げるものと解釈してはならない。 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員等が、一般通告をしたことを理由として、 当該職員

- 得た事項であって当該一般通告又は園児届出をした者を特定させるものを漏らしてはならな (通告等を受けた場合の措置) 務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、 般通告若しくは第三項の規定による届出(以下この章において「園児届出」 その職務上知 という。) に係る
- 第二十七条の五 都道府県知事又は市町村長は、一般通告又は園児届出を受けた場合において、 ばならない。ただし、当該都道府県知事又は市長が当該園児に係る幼保連携型認定こども園のは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなけ 管行政庁である場合は、この限りでない。 は、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなけれ該一般通告又は園児届出に係る入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるとき 当 所れ
- に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする と認めるときは、速やかに、園児の状況その他の前項の規定による通知、 次に掲げる場合において、入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要がある 一般通告又は園児届出
- 前項の規定による通知を受けた場合
- 自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園について一般通告又は園児届出を受けた場
- 該園児に係る幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境係る園児若しくは当該園児と共に在籍する他の園児の保護のため必要があると認めるときは、当 を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 (審議会等への報告等) 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、入園児虐待の防止又は当該措置に
- 当該措置の内容、当該措置に係る園児の状況その他の主務省令で定める事項を審議会等に報告す第二十七条の六 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、 るものとする。
- 2 行政庁に対し、 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、 意見を述べることができる。 その報告に係る事項について、 当該所管
- 他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、 職員等その
- 定こども園において発生した入園児虐待の状況、第二十七条の五第二項又は第三項の規定により第二十七条の七 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である幼保連携型認 講じた措置その他主務省令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。
- 第二十七条の二第二項第三号に定める者 都道府県知事 第二十七条の二第二項第一号及び第二号に定める者(主務大臣を除く。) 主務大臣
- ある幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、第二十七条の五第二項又は第 主務大臣及び都道府県知事は、毎年度、主務省令で定めるところにより、 自らが所管行政庁で

三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他主務省令で定める事項

- を公表するものとする。
- 第二十七条の八 国は、入園児虐待の事例の分析を行うとともに、入園児虐待の予防及び早期発見 研究を行うものとする。 のための方策並びに入園児虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び
- (子ども・子育て支援法の一部改正)
- 八条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七条第七項を次のように改める。 の一部を次のように改正する
- この法律において「小規模保育」とは、次に掲げる保育をいう。
- として行われる保育(第四十三条第二項第二号において「満三歳未満等小規模保育」という。) として行われる保育 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業(同項第三号に掲げる事業に限る。) 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業(同項第三号に掲げる事業を除く。) (以 下 「満三歳以上限定小規模保育」という。)

金曜日

定子ども」の下に「(以下「教育認定子ども」という。)」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「同条第二号に掲げる小学校 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の下に「(以下「満三歳以上保育認定子ども) 第二十七条第一項中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認

する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 を「教育認定子ども」に改め、同項第三号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当 給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」 第二十八条第一項第二号中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改め、「(保育必要量の範囲内のものに限る。以定子ども」に、「を受けた」を「のうち当該各号に定めるものを受けた」に、「当該満三歳未満保育認第二十九条第一項中「、満三歳未満保育認定子ども」を「、次の各号に掲げる教育・保育給付認 「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)」を削り、同項に次の各号を加える。

保育認定地域型保育」という。) 歳以上限定小規模保育に限る。) であって、保育必要量の範囲内のもの(以下「満三歳以上限定 満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育 (満三

満三歳未満保育認定子ども 満三歳未満保育認定子どもを対象とする特定地域型保育であっ 保育必要量の範囲内のもの(以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)

未満保育認定地域型保育に要した費用の」を削り、同条第五項中「満三歳未満保育認定子ども」を三項第一号中「現に当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「現に満三歳型保育又は」を加え、「当該満三歳未満保育認定子ども」を「当該保育認定子ども」に改め、同条第 又は」を加える。 育認定子どもをいう。以下同じ。)」に改め、「提示して当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域 三歳未満保育認定子ども」を「する保育認定子ども(満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保 「保育認定子ども」に改め、「から」及び「べき当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育 第二十九条第二項中「から」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「する満

型保育(満三歳以上限定小規模保育を除く。)」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育給付認定子どもに対して提供されるもの」を「満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域 保育認定子ども」に、「特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同項第三号中「第 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学 育認定子ども」に改め、「限る。」の下に「)をいう。」を加える。 育認定子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を 育・保育給付認定子どもに係る」を「満三歳以上保育認定子どもに係る」に改め、同項第四号中「を 十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上 育給付認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)」を「保育認定子ども」に改め、同項第一号 第三十条第一項中「第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 -認定子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教い、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(教 「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第二号中「第十九条第一号に

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。 第三十条の五第七項各号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

第四十三条第一項を次のように改める

により、地域型保育事業の種類及び事業所ごとに利用定員を定めて、 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請 市町村長が行う。

> 第四十三条第二項中「前項」を 「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次

当該各号に定める利用定員とする。 前項の利用定員は、同項の申請に係る地域型保育事業についての次の各号に掲げる区分に応じ、

2

- 満三歳以上限定小規模保育の事業 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用
- 家庭的保育、満三歳未満等小規模保育及び居宅訪問型保育の事業 第十九条第三号に掲げる
- 小学校就学前子どもに係る利用定員 事業所内保育の事業 労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその
- 内保育の事業の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもをいう。 前項第三号の「労働者等監護満三歳未満小学校就学前子ども」とは、次の各号に掲げる事業所 他の第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3

- 児童福祉法第六条の三第十二項第一号イに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同
- 号口に規定する労働者の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども 号イに規定する労働者の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども 児童福祉法第六条の三第十二項第一号ロに掲げる施設において行う事業所内保育の

同

- 第四十五条第二項を次のように改める。 三 児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 号ハに規定する共済組合等の構成員の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども 同
- 超えることとなると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該申込みに係る保育認定 用する保育認定子どもの総数が当該特定地域型保育事業者について定められた利用定員の総数を 保育を利用させることとした場合には当該特定地域型保育事業者が行う当該特定地域型保育を利 子どもを公正な方法で選考しなければならない。 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る保育認定子どもに当該申込みに係る特定地域型

第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項中「地域型保育事業所」 第五十四条第一項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。 「特定地域型保育を」に改め、同条第四項中「地域型保育の」を「特定地域型保育の」 第四十五条第三項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「地域型保育を」を に改める。 「地域型

を

第六十一条第二項第一号を次のように改める。

保育事業を行う事業所」に改める。

- という。)ごとの次に掲げる事項 施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための
- る小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げ
- 掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。)の必要利用 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に
- 定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。)の必要利用定員総数 掲げる小学校就学前子ども(事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に
- その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み
- の内容及びその実施時期 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保

付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。 第六十六条の三第一項中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

定子ども」を「教育認定子ども」に改める。 附則第九条第一項中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 第七十二条第一項第二号中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する

下

八第一項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録)」を加え方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園に勤務する者にあっては、同法第十八条の十提供の推進に関する法律」に改め、「登録」の下に「(同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地財則第五条第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な財則第五条第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 2

第十条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部改正) 次のように改正する。 の一部を

第九条第二項中 「保育士」の下に「、 児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士」

法律の一部改正) (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に

4

3

関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。 第二条第三項に次の一号を加える。

第二条第四項に次の一号を加える。 児童福祉法第三十三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者(次項第十八号において 「登録一時保護委託者」という。)

第二十七条第二項中「第三十四条の十七第一項」の下に「、第三十四条の二十五第一項」第十六条第一項中「事業所」の下に「、登録一時保護委託施設」を加える。 7十二条第四号中「第三十四条の十七第一項」の下に「、第三十四条の二十五第一項」を加える。において「登録一時保護委託施設」という。)の管理者及び当該一時保護の業務に従事する者 八登録一時保護委託者が一時保護を行う施設(第十六条第一項及び第三十三条第三項第三号

第三十三条第三項第三号中 「学校等」の下に「若しくは登録一時保護委託施設」を加える

金曜日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年十月一日から施行する。 に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号

附則第二十一条の規定 公布の日

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

改正規定、第五条中児童虐待の防止等に関する法律第十三条の三第一項の改正規定並びに第八条一 第一条中児童福祉法第六条の三第十項の改正規定及び同法第三十四条の十五第五項ただし書の第十三条の五の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日第二十二項」に改める部分を除く。)、同法第十二条の四第一項及び第五項の改正規定並びに同法法律第十二条の改正規定(同条第一項中「若しくは第二項」を「、第二項、第二十一項若しくは法律第十二条の改正規定がに同条第一項中「若しくは第二項」を「、第二項、第二十一項若しくは法律第十二条の正規定がびに第五条中児童虐待の防止等に関する」第一条中児童福祉法第三十三条の三の三の改正規定並びに第五条中児童虐待の防止等に関する の規定並びに附則第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定 令和八年四月

則第四条及び第七条の規定 七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定、第五条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)及び第十一条の規定並びに附

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規 基づいて必要な措置を講ずるものとする。 定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に

(満三歳以上限定小規模保育事業の認可に関する準備行為等)

第三条 第一条の規定 (附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法 行日」という。)前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。 第二項の認可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下 「満三歳以上限定小規模保育事業」という。) について第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五 「第三号施行日新児童福祉法」という。)第六条の三第十項第三号に掲げる事業(第四項において 「第三号施 议

る。この場合において、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第三項及び第五項中 申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五 一項の条例」とあるのは、「次条第二項の内閣府令」と読み替えるものとする。 市町村長(特別区の区長を含む。附則第六条第二項において同じ。)は、 一項から第五項まで及び第三十四条の十六第二項の規定の例により、当該認可をすることができ 前項の規定により認可の 「次条第

第

とみなす 前項の認可は、 第三号施行日以後は、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可

において同じ。)にあっては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、満三歳以上限定小規模 保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第一項の条例で定められた基準とみな 定小規模保育事業に係る同条第一項の条例が制定された市町村 府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に満三歳以上限 満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第二項の内閣 (特別区を含む。 附則第六条第三項

(一時保護に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の児童福祉法(次条において「第四号施行日新児童福祉法」とい う。)第三十三条第一項、第二項、第十九項及び第二十項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定 号施行日前に行われた一時保護の委託については、なお従前の例による。 の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に行われる一時保護の委託について適用し、 第四

を加

(第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録に関する準備行為等)

第五条 第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録を受けようとする者は、 申請を行うことができる。 行日前においても、第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第一項の規定の例により、 第四号施 その

として条例」とあるのは、「次項の内閣府令」と読み替えるものとする をすることができる。この場合において、同条第二項中「一時保護を適正に行うために必要なもの 第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第二項から第五項までの規定の例により、 都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第四号施行日前においても、 当該登録

3 前項の登録は、第四号施行日以後は、第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一 項第一号の登録

4 は、 から起算して一年を経過する日(その日より前に同条第二項の条例が制定された都道府県にあって 第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準は、第四号施行日 同日以前の当該条例で定める日)までの間は、 同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

第八条

3

第六条 者は、 規模保育」という。)について新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けようとする 第七条第七項第二号に規定する満三歳以上限定小規模保育(第三 第三号施行日前においても、 第八条の規定による改正後の子ども・子育て支援法 | 歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者の確認に関する準備行為等) 新子ども・子育て支援法第四十三 (以 下 「新子ども・子育て支援法」 二条第 |項において「満三歳以上限定 一項の規定の例により、 とい

ども・子育で支援法第四十三条第一項、第二項(第一号に係る部分に限る)及び第四項の規定の例は、市町村長は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第三号施行日前においても、親子その申請を行うことかてきる

に係る同条第二項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日) (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する 4隼は、第三号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に満三歳以上限定小規模保育満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第四十六条第三項の内閣府令で定める行日以後は、新子ども・子育て支援法第二十カ条第二項の 内閣・元により、 律 は、 の一部改正に伴う経過措置) 満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例で定められた基準とみなす。 までの

間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第四条第 第三項までの規定の適用については、 **〈条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正) っていた者であって、第四号施行日以後にこれらの業務に従事させるものは、学校設置者等及び民時保護を行う施設の管理者の業務又は当該施設における一時保護の業務に従事させることを決定条 附則第五条第二項の規定により登録を受けた者が第四号施行日の前日までに当該登録に係る 同条第一項に規定する施行時現職者とみなす。 項 から

ように改正する。 、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)第四十七条の四第一項中「第二十八条」を 「第二十八条第一項」 に改める。

年法律第百六十二

号

の

部を次の

第九条 す ź٥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) の一部 を次のように 改

官

(住民基本台帳法の一部改正) 第二十八条第一項中 第四十三 一条第一 項 を 「第四十三条 (第四項) に改め

条 表第二の五の三の項を次のように改める。 住民基本台帳法 (昭和四十二 一年法律第八十 号 の 部を次のように改正する

Ŧi.

務であつて総務省令で定めるも童福祉法」という。第十八条の四の四の三の項及び別表第五覧規定する準用旧児童福祉法(別規定する準用に別立おその効力により、別の登録では、別の登録では、別のでは、の二十八第一項の登録では会 もの第別力令

> 表第三の七の 三の項を次のように改める。

項の登録に関する事務であつて総を有するものとされた準用旧児童和七年改正法附則第十五条第一項児童福祉法による同法第十八条の 務福の省社規 自令で定めるもの 性法第十八条の士 院によりなおる 一八第一項の登録 るもの 米の十八第一 第一 八第十

指はの 定特三 都市の長と地方公共団体であるという公共団体である。

項の登録に関する事務であつて総を有するものとされた準用旧児童和七年改正法附則第十五条第一項児童福祉法による同法第十八条の 務福の省社規 省令で定めるもの 他法第十八条の十八第一 規定によりなおその効力 規定によりなおその効力

の三 第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第 児童福祉法による同法第十八条の二十八第一 項の登録又は令和七年改正法附則第十五 条

《行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 .. の 部部 改正)

条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成) - 五年

別表八の項の次に次のように加える。

第十一

認のの **応定地** 2地方公共団体の長二十七第一項に規定する一 児童福祉法第十八条

て主務省令で定めるも児童福祉法による地域 の限 定保育士 の登録に関する事務であっ

表百

公共団体の長年法律第二十九号)附則第年法律第二十九号)附則第年法律第二十九号)附則第一十四条に規定する法律(令和七日)を開始がある。

関する事務であって主務省令で定める、法律第百七号)による国家戦略特別なおその効力を有するもの定によりなおその効力を有するもののでは、 定めるもの
特別区域限定保育士の略特別区域限定保育士の出た同法附則を対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、

国 家戦略特別区域法の一部改正)

第十二 第十二 条 一条の四の前の見出しを削り、 国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) 同条に見出しとして「(児童福祉法等の特例)」を付する。 の 一部を次のように改正する

第十一 一条の五を削る。

第十三条第一項中

「別表の

の

五の項」

を

「別表の

の

应

の

項

改める

第十三条 別表中一の四の項を削り、 国家戦略特別区域法の 一の五の項を一の四の項とする。 一部を次のように改正する。

第十二条の四を削る。

第十三条第一項中 一別表の一 の四の項 を 一別表の の三の 項

改める

表中一の三の項を削り、 略特別区域限定保育士試験の実施に関する経過措置 一の四の項を一 の三の項とする。

た区域を管轄する都道府県 7 「施行日前国家戦略特別区域法」 附則第十 一条の規定による改正前の国家戦略特別区域 (同条第十二項に規定する場合にあっては、 という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であっ 法 (以下この条及び次条第 同項に規定する試験実施 項 指 お

都はの 道特区部 の方と地方の対象を 八団体であるの公共団体又

表第四 の 应 の 二の項を次のように改める。

別

加

表第五第八号 の三を次のように改める。

别

項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

三十の二 の項を削り、 同表に次のように加える 金曜日

限定保育士試験(次条第一項において「国家戦略特別区域限定保育士試験」という。)を実施するこ 定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に規定する国家戦略特別区域 定都市。次条第一項において「特区地方公共団体」という。)の長は、令和八年三月三十一日までの とができる。 なお従前の例により、 施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項(同条第十二項の規

2

旧試験合格者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法(以下この項において「施行日

(旧試験合格者等に関する経過措置)

第十五条 八項 の効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 替えて適用する場合を含む。)、第十五項、第十六項及び第十九項並びに準用旧児童福祉法 施された国家戦略特別区域限定保育士試験又は前条の規定によりなお従前の例により同日以後に れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 十の三まで、 正前の児童福祉法をいう。以下同じ。)第八条第一項及び第九項、 えて適用する場合を含む。)、第七項、第九項、第十項、第十一項 戦略特別区域法第十二条の五第一項、 及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る特区地方公共団体については、施行日前国 施された国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者(次項において「旧試験合格者」という 一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。 次項において同じ。)による (同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する 施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項の規定によりこの法律の施行の日前に 第十八条の二十一、第十八条の二十二並びに第四十八条の四第三項の規定は、なお 第二項、 第四項、 第五項(同条第十二項の規定により読み 第十八条の十八から第十八条の (同条第十二項の規定により読 (同条

二十の二第一項各号	十九第一項第三号十九第一項第三号	第十二条の五第四項第五号 十二条の五第四項第五号 くのの かりの のの かりの かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん しんしゅん しゅうしゅん しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅん はんしゅん はんしゅんしゅう はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゃ はんしゅん はんしゃん はんしん はんし	第十二条の五第四項第三号 ま施行日前国家戦略特別区域法 第
又は	^い か	を経過しない を経過しない を経過しない を経過しない を経過しない を経過しない を取消し を記憶により登録を取 が消され、その取消し で記憶により登録を取 で記憶により登録を取 で記憶により登録を取	4で おいら第十九項
、地域限定保育士又は	はか、保育土若しくは地域限定保育土 を受けた日)以後に のである場合にあり、第一条の である場合にあり、第一条の である場合にあり、第一条の である場合にあり、第一条の である場合にあり、第一条の である場合にあり、第一条の である場合にあり、第一、 を受けた日、取消しに係る登録が第十八条 でのである場合により第一条の である場合により第一条の である場合により である場合にあり、第一条の である場合により である場合により である場合により である場合により である場合により である場合により でして、 のである場合により でして、 のである場合により のである場合により のである場合により のでは、 当該けた と のでは、 当該けた と のでは、 当該けた と のでは、 当該けた と のでは、 当該けた と のでは、 当該けた と のでは、 当 の と に に の と の に は に に の と の に に る ら の に は ら の に と ら ら の に ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	第四号又は第五号に該当するが第三号に掲げる改正規定を除く。)にび第三号に掲げる改正規定を除く。)にいるの規定(同法附則第一条第二号及一条の規定(同法附則第一条第二号及り重福祉法等の一部を改正する法律第	十七項若しくは第十八項第二十九項の規定者しくは第二十九号)附則第二十条の規定によ第二十九号)附則第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる第二十九項の規定者しくは児童福祉法等第十九項の規定者しくは児童福祉法等

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

の表の上欄に掲げる施行日新児童福祉法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 八条の二十八第一項、 童福祉法第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第十 新児童福祉法」という。)第十八条の五、第十八条の十九第一項、 に掲げる字句とする。 第十八条の三十四第一項及び第十八条の三十六の規定の適用については、次 第十八条の二十の二(施行日新児

	•								そそニ	改第	第み替家ご実実
第十八条の三十六第三項				第十八条の三十六第二項	項号及び第十八条の三十六第一号及び第十八条の三十四第一項第三	ー項 の書及び第十八条の三十四第 の三十四第	第十八条の二十の二第一項各	第十八条の二十の二第一項	第十八条の十九第一項第三号	第十八条の十九第一項	第十八条の五
保育士又は	保育士登録又は	保育士登録若しくは	保育士若しくは	認定地方公共団体	又は	各号	又は	第十八条の五各号	又は	各号	各号
士登録を受けている者又は 保育士、旧国家戦略特別区域限定保育	保育士登録又は保育士登録、旧国家戦略特別区域限定	保育士登録若しくは保育士登録、旧国家戦略特別区域限定	士登録を受けている者若しくは保育士、旧国家戦略特別区域限定保育	団体 団体 対象に規定する特区地方公共 認定地方公共団体又は令和七年改正法	又は、旧国家戦略特別区域限定保育士登録	特別区域法第十二条の五第四項第四号各号又はなお効力を有する旧国家戦略	又は、旧国家戦略特別区域限定保育士登録	第四項第四号第四項第四号第十八条の五各号又はなお効力を有す	育士登録をいう。以下同じ。)又はに規定する旧国家戦略特別区域限定保に規定する旧国家戦略特別区域限定保育工登録を明明第十五条第三項、旧国家戦略特別区域限定保育士登録	特別区域法第十二条の五第四項第四号各号又はなお効力を有する旧国家戦略	各号又は児童福祉法等の一部を改正す う。)第十二条の五第四項第四号 う。)第十二条の五第四項第四号 う。)第十二条の五第四項第四号 う。)第十二条の五第四項第四号 う。)第十二条の五第四項第四号

-										そそニ	改第	紫み替家ご実実
	第十八条の三十六第三項	保育士若しくは保育士、旧国家戦略特別区域保育士登録又は保育士登録者しくは保育士登録、旧国家戦略特別区域保育士登録、旧国家戦略特別区域保育士登録又は保育士登録、旧国家戦略特別区域保育士登録といいる者若しく	第十八条の三十六第二項	項の第十八条の三十六第一号及び第十八条の三十四第一項第三	ー項 し書及び第十八条の三十四第 第十八条の二十八第一項ただ	号 第十八条の二十の二第一項各	第十八条の二十の二第一項	第十八条の十九第一項第三号	第十八条の十九第一項	第十八条の五		
	保育士又は	保育士登録又は	保育士登録若しくは		認定地方公共団体	又は	各号	又は	第十八条の五各号	又は	各号	各号
	士登録を受けている者又は 保育士、旧国家戦略特別区域限定保育	登録又は 登録、旧国家戦略特別区	登録若しくは登録、旧国家戦略特別区	士登録を受けている者若しくは 保育士、旧国家戦略特別区域限定保育	団体 団体 対象に規定する特区地方公共 認定地方公共団体又は令和七年改正法	又は、旧国家戦略特別区域限定保育士登録	特別区域法第十二条の五第四項第四号各号又はなお効力を有する旧国家戦略	又は、旧国家戦略特別区域限定保育士登録	第四項第四号第四項第四号第十八条の五各号又はなお効力を有す	育士登録をいう。以下同じ。)又はに規定する旧国家戦略特別区域限定保に規定する旧国家戦略特別と域限定保育工登録という。以下同じ。)又は、旧国家戦略特別区域限定保育士登録	特別区域法第十二条の五第四項第四号各号又はなお効力を有する旧国家戦略	各法律(令和七年改正) 大田 (令和七年改正) 大田 (中国) 大田 (中国)

3 の長による同法第十八条の二十八第一項の登録」とあるのは「区域を管轄する同条に規定する特区第十四条に規定する」と、「同法第十八条の十八第一項」とあるのは「同項」と、「認定地方公共団体 用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をいう。) を受けている者についての次の各号に掲げる 地方公共団体の長による同法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」 方公共団体の」とあるのは「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則 旧国家戦略特別区域限定保育士登録(第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる準 定の適用については、当該各号に定める規定中「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地

- 法第十五条第一項 する法律第十五条第一項及び第四項並びに第四十条 gる法律第十五条第一項及び第四項並びに第四十条(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 同第七条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
- する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項 第九条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、 同項 保育等の総合的な提供の推進に関

指定試験機関等に関する経過措置)

区域限定保育士試験委員並びに準用旧児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関(次第十六条 準用旧児童福祉法第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項に規定する国家戦略特別 施行後も、なお従前の例による。 おける試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務を含む。)については、この法律の 密を漏らしてはならない義務(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に 項において「指定試験機関」という。)の役員及び職員並びにこれらの職にあった者に係るその行っ た同条第一項に規定する試験事務(以下この条において「試験事務」という。)に関して知り得た秘

2 定によりなお従前の例によることとされる場合における試験事務に係るものを含む。)については、 この法律の施行後も、なお従前の例による。 指定試験機関が行った試験事務に係る処分又はその不作為に関する審査請求(附則第十四条の規

(国家戦略特別区域小規模保育事業に関する経過措置)

官

金曜日

第十七条 読替後旧子ども・子育て支援法(附則第十三条の規定による改正前の国家戦略特別区域法 給については、なお従前の例による。 給付認定保護者に対する同法第十一条に規定する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支 する満三歳以上保育認定子どもに係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育 おいて同じ。)第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けた同項に規定 読み替えて適用する第八条の規定による改正前の子ども・子育て支援法をいう。次項及び第三項に (次項において「第三号施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の四第四項の規定により

2 項において同じ。)に係る読替後旧児童福祉法(第三号施行日前国家戦略特別区域法第十二条の四第前国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。次1 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に国家戦略特別区域小規模保育事業(第三号施行日 育て支援法第二十九条第一項の確認を受けている者は、第三号施行日において、それぞれ第三号施 の児童福祉法をいう。次項において同じ。)第三十四条の十五第二項の認可又は読替後旧子ども・子 三項の規定により読み替えて適用する第一条の規定 (同号に掲げる改正規定に限る。)による改正前 法第三十四条の十五第二項の認可又は新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けたも 行日新児童福祉法第六条の三第十項第一号及び第三号に掲げる事業に係る第三号施行日新児童福祉

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

3 第三号に掲げる事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請又は新 る読替後旧児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請又は読替後旧子ども・子育て支援法第 子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認の申請とみなす 一十九条第一項の確認の申請は、それぞれ第三号施行日新児童福祉法第六条の三第十項第一号及び 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にされている国家戦略特別区域小規模保育事業に係

> 第十八条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。 (民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正) (平成二十

改正) (公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部 第八条第五号及び第二十六条第三号中「第三十三条の十」を「第三十三条の十第一項」に改める。

第十九条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(令和七年法律第 第二条のうち学校教育法第二十八条の改正規定中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め 号)の一部を次のように改正する。

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、」を削る を改正する法律附則第五条第一項の改正規定中「「新認定こども園法」を)改正する法律附則第五条第一項の改正規定中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する第十四条のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部

(罰則に関する経過措置)

お従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につじ。)の施行前にした行為並びに附則第十四条、第十六条第一項及び第十七条第一項の規定によりな第二十条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同 いては、なお従前の例による。

(政令への委任)

経過措置を含む。)は、政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する

文部科学大臣 内閣総理大臣 総務大臣 村上誠一郎 茂 阿部 俊子

令

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の 一部を改正する政令をここに公布する。

政

御 名 御 璽

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破

茂

政令第百八十二号

き、この政令を制定する。 内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令 第十七条の規定に基づ

改正する。 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号) の一部を次のように

方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)」に、「府附則第二項中「阪神・淡路大震災」を「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地 県の貸付金」を 「都県の貸付金」に、「市町」を「市町村」に改める。

都県が、市町村」 附則第三項中「阪神・淡路大震災」を「東日本大震災」に改め、同項第一号中 に、「府県の貸付金」を 「都県の貸付金」に改める 府県が、 市 町

を

この政令は、

公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。 令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対

名 御 璽

御

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破

茂

政令第百八十三号

に対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令 令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれ

第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する 内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)

本則に次の一条を加える。 し適用すべき措置の指定に関する政令(令和六年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。 令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対 本則を第一条とし、同条に見出しとして「(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)」を付し、

(災害関係保証に係る期限の特例)

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、 わらず、令和八年四月二十八日とする。 特別の財政援助等に関する法律施行令 (昭和三十七年政令第四百三号) 第二十四条の規定にかか 激甚災害に対処するため

この政令は、 公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

財務大臣臨時代理 国務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月二十五日

政令第百八十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

33 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十号)の一部を次のように改正する。 内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第三項、 第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

を定める政令をここに公布する。 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日

御 名 御 璽

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣

石破

茂

政令第百八十四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行

期日を定める政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令

和六年法律第四十三号)附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日

厚生労働大臣 福岡

資麿

国土交通大臣 中野 洋昌

内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣

石破

茂

	Л					П					1				別表第
Ħ ɔ	Ĭ.	量目	品位	素材	Ħ i	形式	量目	品位	素材	Ħ i	形 式	量目	品位	素材	一第四
Nati Pa of Jo		三十一・一グラム	純銀	銀	中 中 中 Nati Pro of Ju	は ional oorks apan ・サ ら	三十一・一グラム	純銀	銀	手 四	を Toolal on A P P P P P P P P P P P P P P P P P P	三十一・一グラム	純銀	銀	別表第一第四十九号の表を次のように改める。
彩色 白色、灰色、黒色、青色、青紫色、赤色、茶色、オレン	直径 四十ミリメートル				彩色 白色、黒色、青色、青紫色、赤色、茶色及びオレンジ色	直径 四十ミリメートル				彩色 白色、灰色、黄色及び緑色 白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、ピンク色、赤	直径 四十ミリメートル				

	^				ホ					=			
3	形 式	量品位	素材	Л	É	量目	品位	素材	Л	形 式	量目	品位	素材
National Nat	T P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	三十一・一グラム		THE NATION OF LEV		三十一・一グラム	純銀	銀	を を を を の の の の の の の の の の の の の	を	三十一・一グラム	純銀	銀
彩色	直 径			彩 色	直 径				彩色	直 径			
色、黄色、黄緑色及び緑色色、黄色、大色、茶色、素色、青色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶白色、灰色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶	四十ミリメートル			土色、黄緑色及び緑色 白色、灰色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄	四十ミリメートル				茶色及び黄緑色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、白色、黒色、青緑色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、	四十ミリメートル			

	IJ					チ				ŀ			
1 5	形 式	量目	品位	素材	Ħ z	戊	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	手 四	三十一・一グラム	純銀	銀	₹田 		三十一・一グラム		銀	本 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	三十一・一グラム		銀
. 1000 PEN	ional oo rks apan 中,中,个				Nati Pa of Jo	度700nal on a page of the sapan 中人				National Parks of Japan ·	· #		
						-t-				57 -			
彩色	直 径				彩 色 ———————————————————————————————————	直 径 				彩 色 径 			
白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色及び茶色	四十ミリメートル				黄緑色及び緑色、水色、青色、青紫色、紫色、赤色、白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、紫色、赤色、	四十ミリメートル				色及び緑色、青緑色、水色、青色、青紫色、赤色、黄緑白色、黒色、青緑色、水色、青色、青紫色、赤色、黄緑四十ミリメートル			

この政令は、 附 則 公布の日から施行する。

令和7年4月25日 金曜日

官 報 (号外第93号) 別表第四第五十三号中「一枚」を「別表第一第四十九号イからへまでのいずれかに掲げるものにつき一枚」に改め、同表に次のように加える。別表第三第四十三号中「二十四万枚」を「四十四万枚」に改める。 な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十九号トからルまでのいずれかに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの五十七 国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、 ル ヌ 素材 形式 量目 素材 形式 量目 品位 品位 銀 三十一・一 銀 三十一・一グラム 一グラム 本 0 本 0 1 National Parks of Japan National Parks of Japan OOVEN OOYEN 彩色 直径 彩色 直径 色白色、 四十ミリメートル 黄土色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、 四十ミリメートル 黒色、 かつ、 水色、 特殊 青色、 万三千八百十九円 青紫色、 赤色、 黄緑色及び緑

内閣総理大臣 務大臣臨時代理 国務大臣 石破 村上誠 茂 郎

金曜日

省

令

〇総務省令第四十三号

定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。 四項において準用する場合を含む。)、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規 地方交付税法 (同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第四項(同法附則第十五条第 (昭和二十五年法律第二百十一号) 第十五条第一項、 第十六条第二項、第十九条第1 決定

令和七年四月二十五日 び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令 地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及 村上誠一郎

令和七年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期

第一条 各道府県及び各市町村に対して、令和七年九月及び令和八年三月において、当該各月に交付 う。)附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。)の額を決定し、交付する。 すべき令和七年度分の震災復興特別交付税(地方交付税法(第七条及び第八条において「法」とい (令和七年度九月震災復興特別交付税額の算定方法)

千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。)の合算額とす |条 各道府県及び各市町村に対して、令和七年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額(以下 「令和七年度九月震災復興特別交付税額」という。)は、次の各号によって算定した額 (表示単位は

七年度基金事業」という。)に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大 の積立てに充てられたものにつき令和七年度に当該基金を取り崩して施行する事業(以下「令和 平成二十三年度の一般会計補正予算(第2号)により交付される国の補助金、負担金又は交付金 五号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十三年度省令」という。)別表三の項に掲げる 期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令(平成二十三年総務省令第百五十 (以下「補助金等」という。)を受けて施行する各事業(補助金等のうち地方団体が設置する基金 地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、

以下「復興庁設置法等改正法」という。)第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法 として総務大臣が調査した額(復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号。 る事業(以下「全国防災事業」という。)を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額 ものに限る。)) に限り、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係 団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施について議会の議決を得た おいて同じ。)における事業及び特定被災地方公共団体以外における事業(直接特定被災地方公共 法律第四十号。第五十八号及び別表二の項(六)において「震災特別法」という。)第二条第二項 公共団体(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年 度基金事業(同項(四十一)に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、 別会計補正予算(特第3号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年 平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算(第3号)又は特 に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下この号、第四十一号、第五十八号及び第七十号に 特定被災地方

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

うち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額) を流用して充てるものについては、当該事業(当該流用して充てる部分に限る。)に要する経費の 内事業」という。)を除く。)であって、平成二十三年度省令別表五の項(十九)に掲げる補助金等 る避難指示・解除区域市町村の区域において実施される事業(以下「避難指示・解除区域市町村 という。) (福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十三条第一項に規定す 成二十三年法律第百二十二号)第七十七条第二項第四号に規定する事業(以下「効果促進事業」

三 平成二十三年度の一般会計補正予算(第3号)により交付される復興庁設置法等改正法第二条 欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額 る率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。) 十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げ 成二十三年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務 業(令和七年度基金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平 において「平成二十三年度復興交付金」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事 による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金(以下この号 る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下 て総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係 て充てる部分に限る。以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額とし であって、平成二十三年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業(当該流用し 大臣が調査した額又は平成二十三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二

i i		万男子 きこみのう
〇・七〇	小道事業に係るもの	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの
0.1110	に係るもの処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業	
〇・四〇	人毎ヘクタール未満の事業に係るもの処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百	
〇 五 〇	五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十	に係るもの
〇·六〇	十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五	
0.七0	事業に係るもの処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の	
〇・六〇	に係るもの	合流式の公共下水道事業に係るもの
○ 五 五		簡易水道事業に係るもの
0.10		水道事業に係るもの
率	分	区

金曜日

四 地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時四 地方団体に対して交付すべき平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額(効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項(十六)に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業に除り、全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額につ・九五を乗じて得た額)

· E	人毎ヘクタール未満の事業に係るもの 処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百	
〇 五 〇	五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの 近野区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十	策事業を除く。) に係るもの(雨水排・
○ 六 ○	十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五	
〇・七〇	事業に係るもの 処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の	
-· 00	〜)に係るものが大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水が大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水6る災害をいう。以下同じ〜)による地盤沈下に伴い必要となっ6る災害をいう。 以下にいる地震及びこれに伴う原子力・日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力・道事業のうち、雨水を排除するための事業(東日本大震災(平が道事業のうち、雨水を排除するための事業(東日本大震災(平の)	対策事業」という。) 対策事業として総務大 対策事業として総務大 対策事業として総務大
〇 · 六〇	合流式の公共下水道事業に係るもの	合流式の公共下水
○ 五 五	はるもの	簡易水道事業に係るもの
0.10	00	水道事業に係るもの
率	分	

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

Ö	〇 五 〇	市場事業に係るもの
Ō	0・七0	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの
Ö	0.1110	に係るもの処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業

一地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時間査した額に○・九五を乗じて得た額)
 一地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時間査した額に○・九五を乗じて得た額

額) 平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 を譲り、全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査 した額(効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項(六)に掲げ した額(効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項(六)に掲げ した額(効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項(六)に掲げ の、全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査 した額(対策工会)であって、同項(六)に掲げ の、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た であって、同項(六)に掲げ の、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た であって、同項(六)に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算

号において「平成二十五年度復興交付金」という。) 若しくは福島復興,再生特別措置法第四十六条 同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じ 用して充てるものについては、当該事業(当該流用して充てる部分に限る。以下この号において 促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)であって、平成二十五年度復興交付金を流 の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(公営企業に係る効果 興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号 る経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十五年度公営企業復 に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十五年度公営企業復興事業」という。)に要す けて施行する公営企業に係る施設の復興事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄 第二項の規定による交付金(以下この号において「平成二十五年度復興交付金等」という。)を受 条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金 五を乗じて得た額) のいずれか少ない額 て得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金の額を除いた 平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九 (以下この

年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十六年総務省令第四十五 して充てる部分に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査し あって、同項(十八)に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業(当該流用 き額として総務大臣が調査した額(効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)で た額に○・九五を乗じて得た額) (令和七年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべ 地方団体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 次条第一項第二号において「平成二十六年度省令」という。) 別表二の項に掲げる平成二十六 決定時

た額に○・九五を乗じて得た額 して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査し あって、同項(十七)に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業(当該流用 き額として総務大臣が調査した額(効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)で 七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 五号。次条第一項第二号において「平成二十七年度省令」という。) 別表二の項に掲げる平成二十 時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十七年総務省令第四十 応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額 当該事業に係る平成二十六年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に る負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から 事業を除く。)であって、平成二十六年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業 れ下欄に掲げる率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内 平成二十六年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞ て総務大臣が調査した額又は平成二十六年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る 事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号におい において 「平成二十六年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興 号において「平成二十六年度復興交付金」という。)若しくは福島再生加速化交付金(以下この号 条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金(以下この (令和七年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべ (当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計によ 平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二 「平成二十六年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額とし 地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定

該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十二 平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第 の号において「平成二十七年度復興交付金」という。)若しくは福島再生加速化交付金 いて「平成二十七年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額と 興事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号にお 号において「平成二十七年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復 二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金 (以下この (以下こ

> ら当該事業に係る平成二十七年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分 に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない よる負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額か 業(当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計に 内事業を除く。)であって、平成二十七年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事 ぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村 る平成二十七年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それ して総務大臣が調査した額又は平成二十七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係

十四 平成二十八年度省令別表四の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算に 十三 地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 別表三の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助 該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、 費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額 五号。次号、第十六号、第十七号及び次条第一項第二号において「平成二十八年度省令」という。) 時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十八年総務省令第五十 より交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に限る。)に要する経 担すべき額として総務大臣が調査した額 金等を受けて施行する各事業 (令和七年度基金事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負 当 当

十五 額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額 げるものに限る。以下この号において「平成二十八年度公営企業復興事業」という。)に要する経 福島再生加速化交付金(以下この号において「平成二十八年度復興交付金等」という。)を受けて を乗じて得た額)のいずれか少ない額 に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た 復興事業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。) については、当該事業 の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(平成二十八年度公営企業 業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表 費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十八年度公営企業復興事 施行する公営企業に係る施設の復興事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲 二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは 平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五

限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額 算 (特第2号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に 平成二十八年度省令別表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予

る経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額)乗じて得た額(当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要す限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を算(特第2号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に算(特第2号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に上、平成二十八年度省令別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予

務大臣が調査した額 ちかけい できにいる。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総 不見。次号及び次条第一項第二号において「平成二十九年度省令」という。)別表三の項に掲げる 下成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行す 平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行す で成二十九年度の東日本大震災復興特別交付額等の特例に関する省令(平成二十九年総務省令第三十 時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十九年総務省令第三十十八 地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定

一十 平成二十九年度の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは「条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは「不成二十九年度の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは「不成二十九年度の東子でのと関本」という。)を受けて「本成二十九年度の東子で、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(平成二十九年度公営企業復興事業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を受けて得た額)のいずれか少ない額を乗りて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額を乗りて得た額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

大調査した額
 大門体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定
 大門及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成三十年総務省令第二十八時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成三十年総務省令第二十八時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成三十年総務省令第二十八時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成三十年総務省令第二十八時期及び決定額並びに交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定

団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額)のうち、当該国体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該日本が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じ限る。)に要する経費二十二 平成三十年度省令別表四の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算によ

二十三 平成三十年度の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは 「一条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは 福島再生加速化交付金(以下この号において「平成三十年度公営企業復興事業に の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(平成三十年度公営企業復興事業の基準 「のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成三十年度公営企業復興事業に 係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費の 事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(平成三十年度公営企業復興事業の事 という。)に要する経費の 事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額 の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額 の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額 の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額 の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額 の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額 の上欄に掲げる区がは、第五号の表 の上間に掲げる区がは、第五号の表 の上間に掲げる区がは、第五号の表 の上間に対すると の上間に掲げる区がは、第五号の表 の上間に見がは、第五号の表 の上間に見がに見がは、第五号の表 の上間に見がは、第二号の表 の上間に見がに見がに見がに見がに見がに見がに見がに見がに見がに見がに

二十四 地方団体に対して交付すべき令和元年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時に上四 地方団体に対して交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成三十一年総務省令第五十四期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成三十一年総務省令第五十四二十四 地方団体に対して交付すべき令和元年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時 二十四 地方団体に対して対している。

が負担すべき額として総務大臣が調査した額) 業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体ち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該各事ち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該各事方、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額の下は、当該事業に限る。)に要する経費のう二十五 令和元年度省令別表四の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交二十五

に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額第1号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に限る。)二十六(令和元年度省令別表七の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算(特

のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額) 第1号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に限る。) 第1号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に限る。) 二十七 令和元年度省令別表八の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算(特

般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和元年度公営企業復興事業の事業費の額のに限る。以下この号において「令和元年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうちーる公営企業に係る施設の復興事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるもる公営企業に係る施設の復興事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるも多公営企業に係る施設の復興事業(令和七年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和元年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業復興を開いている。以下この号において「令和元年度復興交付金等」という。)に要する経費の表別では、第二十八、令和元年度の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福工十八、令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二

ない額のいち当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(令和元年度公開事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般の額から当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる本を乗じて得た額(令和元年度公営企業復興事業に係る効果促進ない額

た額 に乗る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査して年度基金事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査し次号及び次条第一項第二号において「令和二年度省令」という。)別表三の項に掲げる令和二年度次号及び次条第一項第二号において「令和二年度省令」という。)別表三の項に掲げる令和二年度別及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(令和二年総務省令第五十五号。 出方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時

担すべき額として総務大臣が調査した額)当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該各事業の当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該各事業のされる国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業に限る。)に要する経費のうち、

令和二年度省令別表四の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付

大臣が調査した額

が負担すべき額として総務大臣が調査した額) というでは、当該事業に要する経費のうち、当該団体業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該各事ち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該各事ち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(当該日本の東日本大震災復興特別会計予算により交三十三 令和三年度省令別表三の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交三十三

三十四 令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以下の号において「令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる本を乗じて得た額(令和三年度公営企業復興事業に係る効果促進事業に係る令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる本を乗じて得た額(令和三年度公営企業復興事業に係る効果促進事業に係る令和三年度公営企業復興事業という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和三年度公営企業復興事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる本を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額で、第五号の表の上欄に掲げる本を乗じて得た額で、第五号の表の上欄に掲げる本の領を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる本の領を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる本を乗に係る分に応じ、それぞれ下欄に掲げる本を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額のいずれか少と対に応じ、それぞれ下欄に掲げる本を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額のいずれか少と対に応じ、それぞれ下欄に掲げる本を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額のいずれか少と対に応じ、それぞれ下欄に掲げる本を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額のいずれか少と対に応じる。

三十七 令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以三十七 令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以三十七 令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以三十七 令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以下この号において「令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(令和四年度公営企業復興事業に係る効果促進事業(避妊済・解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額で、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少といるでは、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少といるでは、第一次によりによりでは、第一次によりには、第一次によりでは、第一次によりでは、第一次によりによりでは、第一次の表別では、第一次によりでは、まりでは、まりでは、まりでは、第一次によりでは、第一次によりでは、第一次によりでは、第一次によりでは、第一次によりでは、第一次によりでは、第一次によりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりによりでは、まりでは、まりによりでは、まりでは、まりによりでは、まりでは、まりによりでは、まりでは、ま

大臣が調査した額
大臣が調査した額
大臣が調査した額
大臣が調査した額

て総務大臣が調査した額に繰り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額としに繰り越された補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業及び国において令和七年度三十九 令和五年度省令別表二の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交三十九

査した額)

査した額)

査した額)

査した額)

本和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付四十 令和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付四十 令和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付四十 令和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付四十

A+B 算式の符号

金曜日

、国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げるものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額(以下この号において「通常の公費負担額」という。)の合算額

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

0.600		合流式の公共下水道事業に係るもの
0.550		簡易水道事業に係るもの
0.100		水道事業に係るもの
樹	#	\boxtimes

0.401		空港アクセス鉄道事業に係るもの
0.500		市場事業に係るもの
0.500		病院事業に係るもの
0.700	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	公共下水道事業以外
0.300	処理区域内人口密度が100人/ha以上の事業に係るもの	
0.400	処理区域内人口密度が75人/ha以上100人/ha未満の事業に係るもの	
0.500	箇 処理区域内人口密度が50人╱ha以上75人╱ha未満の事業に係るもの	分流式の公共下水道 事業に係るもの
0.600	処理区域内人口密度が25人/ha以上50人/ha未満の事業に係るもの	
0.700	処理区域内人口密度が25人/ha未満の事業に係るもの	

。 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

1.00	2相当する部分	事業規模の100分の100を超える部分に相当する部分
0.75	100までに相当する部分	事業規模の100分の50を超え100分の100までに相当する部分
0.50	領として総務大臣が調査した額(以う。)の100分の20までに相当する部	公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額(以下この表において「事業規模」という。)の100分の50までに相当する部分
率	H	区

四十二 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以四十二 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以四十二 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(令和五年度公営企業復興事業に係る効果促進事業に係る負担額として総務大臣が調査した額で業に受けて施行する公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(令和五年度公営企業復興事業に係る効果促進事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額ののいずれか少ない額がある福島再生加速化交付金(以四十二 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以四十二 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以四十二 令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以四十二 令和五年度福島

几

四

調査した額

調査した額

「国において令和七年度に繰り越された事業に係るものに限る。」の額として総務大臣がの負担金(国において令和七年度に繰り越された事業に係るものに限る。」の額として総務大臣がに掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(令和六年総務省令第四十六号。期及び決定額並びに交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時

て総務大臣が調査した額に繰り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額としに繰り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額とし付される国の補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業及び国において令和七年度四十四 令和六年度省令別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交

調査した額) 四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交四十五 令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交

負担すべき額として総務大臣が調査した額おいて令和七年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、当該団体がおいて令和七年度に繰り越された補助金等を受けて施行する各事業(令和七年度基金事業及び国に四十六 令和六年度省令別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計補正予算(特

額のうち令和六年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額のに限る。以下この号において「令和六年度公営企業等災害復旧事業」という。)に要する経費ののに限る。以下この号において「令和六年度公営企業等災害復旧事業」という。)に要する経費ののに限る。以下この号において「令和六年度公営企業等災害復旧事業」という。)に要する経費ののに限る。以下この号において「令和六年度公営企業等に係るもずる公営企業等に係る施設の災害復旧事業(国において令和七年度に繰り越された事業に係るもで、

「一八一令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以上の場合を除いた額に、・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額がる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和六年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額(令和六年度公営企業復興事業に係る効果促進事業(避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲車上加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲車上加速化交付金(以下この場を除いた額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲車上加速化交付金(以下このでは、1000円では、1

業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額四十九 別表一の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事

査した額 金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調五十 別表二の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助

五十一 別表三の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補五十一 別表三の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額として総務大臣が調査した額として総務大臣が調査した額として総務大臣が調査した額との事日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行五十二 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行立公営企業等に係る施設の災害復旧事業(以下この号において「令和七年度公営企業等災害復日事業にの項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補か少ない額

五十三 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以五十三 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以五十三 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄にという。と要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額とで得た額(令和七年度公営企業復興事業に係る効果促進事業に係る令和七年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額(令和七年度公営企業復興事業に係る効果促進事業に係る令和七年度福島再生加速化査した額に○・九五を乗じて得た額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額 指請する公営企業に係五十三 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以五十三 令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以五十三)令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金(以五十三)令和七年度になる。

五十四 国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和七年度の災害応急事業、災害五十四 国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和七年度の災害応急事業、災害五十四 国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和七年度の災害応急事業、災害五十四 国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和七年度の災害応急事業、災害五十四 国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和七年度の災害応急事業、災害

五十五 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

合算額として総務大臣が調査した額に○・○一五を乗じて得た額びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和七年度に生じた金額のびに国の補助金を受けて施行する災害検旧事業(森林災害復旧事業を除く。)及び国が施行する災害復旧事業並川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の区域内において国の負担金又は補助金川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の区域内において国の負担金又は補助金川の大熊町、東日本大震災のため福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、

額として総務大臣が調査した額に○・○二を乗じて得た額国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和七年度に生じた金額の合算けて施行する災害復旧事業(森林災害復旧事業を除く。)及び国が施行する災害復旧事業並びに江町、葛尾村及び飯舘村 東日本大震災のためその区域内において国の負担金又は補助金を受江町、葛尾村及び飯舘村 東日本大震災のためその区域内において国の負担金又は補助金を受江町、葛尾町村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪

の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。) の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。) の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。) の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。) の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。) 回一、六〇〇円 でま及び行方不明者の数 四三七、五〇〇円 では、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及びに、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十二年度分の特別交付税及びに、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十二年度分の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十二年度分の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十二年度分の表のときは、零とする。)										
ているときは、零とする。)となるときは、零とする。)となるときは、零とする。)	の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該額が負数	令和三年度分、令和四年度分、	十七年度分、平成二十八年度分、平成二十九年度分、平成三十	震災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度	に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成	町村	障害者の数	死者及び行方不明者の数	り災世帯数	
枕二二び値	となるときは、零とする。)	六年度分の震災復興特別交付	年度分、令和元年度分、令和	分、平成二十六年度分、平成	二十三年度分の特別交付税及	の上欄に掲げる項目ごとの数さ	四三七、五〇〇円	八七五、〇〇〇円	四一、六〇〇円	額
		税	_		び	値				

四三七、五〇〇円		障害者の数
八七五、〇〇〇円		死者及び行方不明者の数
三二、五〇〇円	いて、その区分が明	らかでない戸数とび半壊家屋の戸数について、その区分が明全壊家屋の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明
二三、九〇〇円		半壊家屋の戸数
四一、〇〇〇円		全壊家屋の戸数
六九、〇〇〇円		り災世帯数
額	目	項

口の規定によって算定した額に○・二を乗じて得た額との合算額五十七 市町村について、第五十五号口の規定によって算定した額に○・五を乗じて得た額と前号

費として総務大臣が調査した額(以下「特定市町村」という。)について、当該受入れに要する経被災地方公共団体以外の市町村(以下「特定市町村」という。)第二十二号において同じ。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村(以下「特定地である市町村及びその区域が特定被災区域(震下「特定県」という。)並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域(震災特別法第二条第二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定被災地方公共団体である県(以五十八、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法(昭和二十二年法律第六十七口の規定によって算定した額に〇・二を乗じて得た額との合算額

当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額 当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額 第二十二条の四第一項に規定する短 前職員(地方公務員、昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短 前職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短 当該職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短 当該職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短 当該職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短 当該職員(地方公務員として総務大臣が調査した額

の地方警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調査した額六十 警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)附則第二十六項の規定に基づく福島県警察

こと領第六十九条の規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査第六十九条の規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)

- 災の影響により生ずる経費として総務大臣が調査した額六十三 - 特定県及び特定市町村について、長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震

た領 た領 大田 特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故という。以下同じ。)により当該原子力発電所がら放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。)により当該原子力発電所六十四 特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故(平成二十三年三月十一日に発生した額

する経費として総務大臣が調査した額「十五」特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要

六十七 指定市町村(東日本大震災における亰子力発電所の事故による災害に対処するための避難 整備又は安全・安心な環境の確保のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額 六十六 特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境の

行う復興に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額 が十八 特定県及び特定市町村について、東日本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が 所移転者をいう。)との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額 所移転者をいう。)との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額 所移転者をいう。)との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額 所移転者をいう。)との関係の維持に資するための施策に関する法律(平成二十三年法律第九十八 大十八 指定市町村(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難 行う復興に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額

る職員を含む。)のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けてい六十九 岩手県、宮城県及び福島県並びに当該県内の市町村について、当該職員(東日本大震災に

七十一 東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内に 況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額として総務大臣が調査した額 あるものが行う次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状 び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等 第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税 法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)が課する事業所税並びに同法第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及 同

使用料 (地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。)及び手数料

分担金及び負担金

係るものとして総務大臣が調査した額 次に掲げる地方団体の区分に応じ、 それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に

号において「平成二十七年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する等の法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下この 例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。)。 年法律第四号。以下この号において「令和六年法律第四号」という。) 及び地方税法及び地方税 和四年法律第一号」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号。 等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号。以下この号において「令和三年法律第七号」 和二年法律第二十六号。 以下この号において「令和二年法律第五号」という。)、地方税法等の一部を改正する法律 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この号において「平成三十 下この号において「平成二十九年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する う。)、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号。以 律(平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」とい 年法律第三号。以下この号において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、地方税法等の 等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この号におい 十号。以下この号において「平成二十三年法律第百二十号」という。)、地方税法及び国有資産 十三年法律第九十六号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百二 する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二 法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第七号。以下この号において この号において「令和五年法律第一号」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和六 という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号。以下この号において 法律(平成三十年法律第三号。以下この号において「平成三十年地方税法等改正法」という。)、 て「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五 害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関 「令和七年法律第七号」という。)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。 部を改正する法律(平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法 道府県 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この号において 「平成二十三年法律第三十号」という。)、東日本大震災における原子力発電所の事故による災 以下この号において「令和二年法律第二十六号」という。)、地方税法 令

金曜日

三号。以下この号において「令和七年所得税法等改正法」という。) の施行による次に定める収 和六年所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十 という。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号。以下この号において「令 四年法律第四号。以下この号において「令和四年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の 号において「令和三年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和 染症特例法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。 税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。以下「新型コロナウイルス感 和二年所得税法等改正法」という。)、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国 という。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。 七号。以下この号において「平成三十年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下この号において「平成 成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。)、 号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平 等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。 法律第五号。以下この号において「平成二十五年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 入の項目に係る減収見込額 一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下この号において「令和五年所得税法等改正法」 正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この号において「平成三十一年所得税法等改正法」 二十九年所得税法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号。以下この号において「平成二十六年所得税法 十四年租税特別措置法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年 別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この号において「平成二 (平成二十三年法律第百十九号。以下この号において「震災特例法改正法」という。)、 以下この号において「令 以下この 以下この

- 個人の道府県民税に係る減収見込額
- 法人の道府県民税に係る減収見込額
- 個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- いて同じ。)の減収見込額を除く。) 条の七十六の規定により市町村に交付するものとされる事業税に係る交付金をいう。 法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額(法人事業税交付金(地方税法第七十二 口にお
- 不動産取得税に係る減収見込額
- 固定資産税に係る減収見込額
- 特別法人事業譲与税に係る減収見込額

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

口 市町村 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百 二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税 法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、 法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年法律第七号、令和四年法律第一号、 地方税法等改正法、平成三十年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、 法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年 令和六年法律第四号及び令和七年法律第七号並びに震災特例法、 平成二十六年所 震災特例法改正 令和五年 令和二年

所得稅法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額四年所得稅法等改正法及び令和七年四年所得稅法等改正法、令和五年所得稅法等改正法、令和二年所得稅法等改正法、令和二年所得稅法等改正法、 二年所得稅法等改正法、 郭型コロナウイルス感染症特例法、 令和三年所得稅法等改正法、 令和九年所得稅法等改正法、 平成三十年所得稅法等改正法、 平成三十一年所得稅法等改正法、 平成二十八年所得稅法等改正法、 平成二十八年所得稅法等改正法、 平成二十八年所得稅法等改正法、 平成二十

- 団 個人の市町村民税に係る減収見込額
- 32 法人の市町村民院に係る域収見広額
- ③ 固定資産脱に係る減収見込額
- ④ 都市計画院に係る減収見込額
- ⑤ 法人事業稅交付金に係る減収見込額
- して総務大臣が調査した額五人を額下口で総務大臣が調査した額と 五条の八の規定(以下この号において「復興特別区域法等の規定」という。)による減収見込額とを含む。)又は福島復興再生特別措置法第二十六条、第三十八条、第七十五条の五若しくは第八十島後興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)大震災復興特別区域法第四十三条の規定(復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の東日本災復興特別区域法第四十三条の規定(復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正前の東日本十三、次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震
- **イ 道県 山から山までの規定によって算定した額の合算額**
- コ 個人事業院 次の算式によって算定した額

算式

算式の符号

- A 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う 地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 (同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に 福島県及び東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域を含む市 町村の区域(以下「福島県等の区域」という。)以外の区域内において施設又は設備を新 設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- B 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

- D 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う 地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係 るものを除く。)
- E 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。
- G 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う 地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事 業に限る。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において 施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- H 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- I 当該道県が日に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。
- J 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う 地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 (同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係 るものに限る。)
- K 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- L 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは0.0125とする。
- M 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う 地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に 福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係 るものに限る。)

- N 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- O 当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。
- P 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う 地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事 業に限る。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において 施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- Q 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。)に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- R 当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。
- 3 法人事業院 次の算式によって算定した額

算式

 Σ (A×B×0.9) + Σ {C× (D-E)} + Σ (F×G×0.9) + Σ {H× (I – J)} + Σ (K×L×0.75) + Σ {M× (N-O)} + Σ (P×Q×0.75) + Σ {R× (S-T)} 算式の符号

- A 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法 人の税率区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内 において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- B Aに係る標準税率
- C 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする 法人の税率区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域 内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- D Cに係る標準税率
- E 当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。
- F 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を 課税標準とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域 内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- G Fに係る標準税率
- H 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額 を課税標準とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区 域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

- Ⅰ Hに係る標準税率
- J 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。
- K 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- L Kに係る標準税率
- M 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする 法人の税率区分ごとの課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域 内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- N Mに係る標準税率
- O 当該道県がMに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該 率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が それぞれの税率区分に係る標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準 税率に0.25を乗じて得た率とする。
- P 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を 課税標準とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域 内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- Q Pに係る標準税率
- R 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額 を課税標準とする法人の課税標準額(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区 域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- S Rに係る標準税率
- T 当該道県がRに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。
- ③ 不動産取得税 次の算式によって算定した額

算式

 $A \times 0.036 + B \times (0.04 - C) + D \times 0.027 + E \times (0.03 - F) + G \times 0.03 + H \times (0.04 - I) + J \times 0.0225 + K \times (0.03 - L)$

算式の符号

- A 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- B 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法 附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1 日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事 業者に係るものを除く。)

C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

 \bigcirc

- D 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- E 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法 附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以 降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者 に係るものを除く。)
- F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。
- G 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附 則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1日 以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業 者に係るものに限る。)
- H 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法 附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの(平成31年4月1 日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事 業者に係るものに限る。)
- I 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。
- J 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附 則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以降 に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に 係るものに限る。)
- K 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法 附則第11条の2第1項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの(平成31年4月1日以 降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者 に係るものに限る。)
- L 当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。
- 毎みら第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額母 固定資産税 普通交付税に関する省合 (昭和三十七年自治省令第十七号) 第二十七条第一

A×0.0126+B× (0.014-C) +D×0.0105+E× (0.014-F) 算式の符号 A 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(平成31年4月1 日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)

 \bigcirc

- B 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(平成31年4月 1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した 事業者に係るものを除く。)
- C 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。
- D 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(平成31年4月1 日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。)
- E 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(平成31年4月 1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した 事業者に係るものに限る。)
- F 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超 えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。
- 却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額の、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償口 市町村 復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るも

算式

A×0.0126+B× (0.014-C) +D×0.0105+E× (0.014-F) 算式の符号

- A 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(平成31年4月1 日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。)
- B 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(平成31年4月 1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した 事業者に係るものを除く。)
- C 当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を 超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。
- D 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(平成31年4月1 日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事 業者に係るものに限る。)
- E 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(平成31年4月 1日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した 事業者に係るものに限る。)
- F 当該市町村がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を 超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

令和七年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還)

当する額を減額した額)から第三号の額を減額した額とする。準額」という。)に第二号の額を加算した額(同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相準額」という。)に第二号の額を減額した後の額(次項及び第三項において「令和七年度九月調整基第三条 令和七年九月において、令和七年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定し

平成二十九年度省令第三条第一項第二号、 より算定した額(平成二十七年度省令第三条第三項、 該加算し、又は減額した後の額)、平成二十六年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定に 号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当 令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二 三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一項第 場合には、当該加算し、又は減額した後の額)、平成二十五年度省令第二条第一項及び第三条第 条第一項第二号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある 令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三 第三条第一項第二号、 十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令 度省令第三条第三項(平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)、平成二 合には、当該加算し、又は減額した後の額)、平成二十四年度省令第一条第二項の規定により算 いて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により加算又は減額した額がある場 おいて同じ。)及び令和六年度省令第三条第一項第二号(令和六年度省令第五条第一項第二号にお 第一項第二号(令和五年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号に 第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、令和五年度省令第三条 含む。以下この号において同じ。)、令和四年度省令第三条第一項第二号(令和四年度省令第五条 和三年度省令第三条第一項第二号(令和三年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を いて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、令和二年度省令第三条第一項第二号(令 において同じ。)、令和元年度省令第三条第一項第二号(令和元年度省令第五条第一項第二号にお 平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額(平成二十四年度省令第一条第四項、平成 三項(平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)、平成二十八年度省令第 三項(平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)、平成二十八年度省令第 二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第 この号において同じ。)、平成二十九年度省令第三条第一項第二号(平成二十九年度省令第五条第 令和六年度省令第五条第三項に規定する令和六年度三月分の額から減額することができない額 二条第一項第二号(平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。 項の規定により算定した額(平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第 項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、平成三十年度省令第三条 一項第二号(平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号 一年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、令 令和元年度省令第三条第一項第二号、 (平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年 令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、 平成三十年度省令第三条第一項第二号、 令和二年度省令第三条第一項第二号、 平成二十八年度省令第三条第一項第二号、 令和元年度省 令和三年度省 以下

ら当該過大に算定された額の合算額を控除した額 がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額か 当該加算し、又は減額した後の額)並びに令和六年度省令第二条及び第四条の規定により算定し 定した額(令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、 第一項第二号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場 た後の額)、令和四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額(令和五年度省令第三条 第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額し 当該加算し、又は減額した後の額)、令和三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額 省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、 又は減額した後の額)、令和二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額(令和三年度 六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、 第四条の規定により算定した額(令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第 は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額)、令和元年度省令第二条及び 省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第 令第二条及び第四条の規定により算定した額(令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度 より加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額)、平成三十年度省 項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定に 年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一 定した額(平成三十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、 は、当該加算し、又は減額した後の額)、平成二十九年度省令第二条及び第四条の規定により算 第二号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合に 度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項 項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、 規定により算定した額(平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度省令第三条第一 がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額)、平成二十八年度省令第二条及び第四条の 令第三条第一項第二号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額 省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第 成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成三十年度 した後の額)、平成二十七年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定によって算定した額(平 令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、 令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二· ること等により平成二十三年度から令和六年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額 た額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、 (令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号及び令和六年度省令 一号及び令和六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、 一号、令和五年度省令第三条第一項第二号及び令和六年度省令第三条第一項第二号により加算又 一号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、 項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号及び令和 令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号及び令和六年度省 . 当該加算し、又は減額した後の額)、 令和五年度省令第二条及び第四条の規定により算 令和五年度省令第三条第一項第 令和五年度省 令和三年 又は減額 令和二

報

三 額から令和三年度省令第三条第一項第三号(令和三年度省令第五条第一項第三号において準用す の上欄に掲げる特定県(当該特定県内の市町村を含む。)において平成二十三年三月十一日から令 に要する経費として総務大臣が調査した額とする。 市町村が同条第二項第二十七号の二に規定する事業を実施するため、同号に掲げる基金の積立等 平成二十四年度分の震災復興特別交付税として交付された額のうち、延長後の期間において当該 る特定県内の市町村における当該要した経費については、当該市町村を包括する特定県において 第五条第一項第三号において準用する場合を含む。)の規定により算定した額を控除した額。ただ 第三号において準用する場合を含む。)及び令和六年度省令第三条第一項第三号(令和六年度省令 いて準用する場合を含む。)、令和五年度省令第三条第一項第三号(令和五年度省令第五条第一項 る場合を含む。)、令和四年度省令第三条第一項第三号(令和四年度省令第五条第一項第三号にお 和七年三月三十一日までの間に同号に掲げる事業に実際に要した経費を上回る場合、当該上回る 六項及び第七項の規定に基づき、同条第二項第二十七号の二の規定により算定した額が同号の表 平成二十四年度省令第一条第二項第二十七号の二の表の上欄に掲げる特定県について、同条第 平成 二十四年度省令第一条第七項の規定により当該期間を延長することが必要であると認め

しなければならない。 がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還 前項の場合において、令和七年度九月調整基準額が負数となる地方団体 「要調整団体」という。)で、 前項第二号の額から同項第三号の額を減額した額を加算した後の額 (次項及び第四項におい 2

3 返還しなければならない。この場合において、令和七年度九月震災復興特別交付税額は零とする。 は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、令和七年度九月調整基準額に相当する額を 要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した令和七年度九月震災復興特 第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額から同項第三号の額を減額した額が零又 一交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5 合には、総務大臣は、当該返還額の一部を令和八年度以降に繰り延べて返還させることができる。 (令和七年度三月震災復興特別交付税額の算定方法) 第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場

金曜日

第四条 各道府県及び各市町村に対して、 それぞれ控除した額の合算とする。 準じて算定した額から令和七年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額を において「令和七年度三月震災復興特別交付税額」という。)は、第二条各号に規定する算定方法に 令和八年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額(次条

(令和七年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額)

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

第五条 令和八年三月において、令和七年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定 した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額(同号の額が負数となるときは 該負数となる額に相当する額を減額した額)から第三号の額を減額した額とする。

次に掲げるいずれかの額

きない額から返還すべき額を控除した額 第三条第三項の場合において、令和七年度九月震災復興特別交付税額から減額することがで

第三条第五項の場合において、令和七年度九月震災復興特別交付税額から減額することがで

年度省令第三条第一項第二号(令和六年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。 定された額の合算額(令和七年度において返還すべき額を除く。)」と読み替えるものとする。 条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算 号及びこの項の」と、「(令和六年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「(令和六年度省令第三 令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及びこの項」と、 以下この号において同じ。)」とあるのは「、 第三条第一項第三号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「令和六年度 第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び令和六 「及び令和六年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは「、令和六年度省令第三条第一項第二 令和六年度省令第三条第一項第二 号 (令和六年度省

前項の規定によって算定した令和七年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、 準用する場合を含む。)及びこの号」と読み替えるものとする とあるのは「令和六年度省令第三条第一項第三号(令和六年度省令第五条第一項第三号において 当該額

省令第三条第一項第三号(令和六年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。)]

を零とする。

3 前項の場合において、令和七年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措

置については、別に省令で定める

第六条 第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、 (令和七年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例) 別に省

令で定めるところにより、令和七年九月及び令和八年三月以外の月において、令和七年度分の震災 復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2 の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。 ろにより、 第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、 令和七年九月及び令和八年三月以外の月において、 令和七年度分の震災復興特別交付税 別に省令で定めるとこ

(令和七年度震災復興特別交付税額の一部を令和八年度において交付する場合の算定方法等

第七条 法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交 びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、 して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額、交付時期及び交付額並 付税額の一部を令和八年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対 別に省令で定める

第八条 普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、 二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する 法附則第十五条第四項において準用する法第

(意見の聴取

(施行期日)

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

 \equiv の規定による負担金の規定による負担金の規定による負担金の規定による負担金の規定による負担金の規定による負担金の規定による負担金の規定による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による

災害救助法 (昭和二十二年法律第百十八号) 第二十一条の規定による負担金

(二) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第四十六条第二項又は第百九十三条

による負担金・義務教育費国庫負担法 (昭和二十七年法律第三百三号) 第二条又は第三条の規定

更 四 (交通安全施設等整備事業に係るものを除く。) 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号) 五十号)第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第 第三十七条第三 一項の規定による補助金

分 震災特別法第七条の規定による補助金

七 特定非営利活動法人等被災者支援交付金

貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。)(八) 福島再生加速化交付金(公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃

九 被災者支援総合交付金

 $\widehat{\pm}$ 情報通信基盤災害復旧事業費補助金

+ - - 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

文化芸術振興費補助金

十三 障害者総合支援事業費補助金

(十四) 共同利用漁船等復旧支援対策費補助

(十五) 漁場等復旧支援対策費補助金

金曜日

十六 水産業振興対策地方公共団体事業費補助金

(十七) 限る。) 農業・食品産業強化対策推進交付金 (放射性物質の影響緩和対策に係るものに

十八 農業用施設災害復旧事業費補助

(十九) 農地災害復旧事業費補助

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

= \pm 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金

<u>=</u>+= に係るものに限る。)十一) 地域経済政策推進事業費補助金 (自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業

(二十二) 河川等災害復旧事業費補助 (公営企業に係る水道事業及び下水道事業に係る

二十三 観光関連復興支援事業費補助金

(二十四) ブルーツーリズム推進支援事業費補助金

> 二十五 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。)(二十六) 復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金 (管理の開始の日から

(二十七) 災害公営住宅特別家賃低減対策費補助

のに限る。)(二十八) 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (農林業系廃棄物処理事業に係るも

三

のに限る。)(一) 警察法第三十七条第三項の規定による補助金 (交通安全施設等整備事業に係るも

水産資源管理対策地方公共団体事業費補助金

 \equiv 農業・食品産業強化対策推進交付金 一(二の項 十七 に掲げるものを除く。)

社会資本整備総合交付金

四

〇総務省令第四十四号

波法 第四項第十二号の四の規定に基づき、 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号) (昭和二十五年法律第百三十一号)附則第十五項の規定により読み替えて適用する第百三条の二 電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 の 総務大臣 一部の施行に伴い、 村上誠一郎

令和七年四月二十五日 電波法施行規則の一部を改正する省令

傍線を付した部分のように改める 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する。

備考 表中の [] の記載は注記である。	[7 略]	とする。	備を監視し、若しくは制御するための設備	電気通信設備に電力を供給し、又は当該設	四の総務省令で定める附属設備は、同号の	適用する法第百三条の二第四項第十二号の	6 法附則第十五項の規定により読み替えて	[5 略]	(附属設備)	[1~4 略]	附則	改正後
	[7 同上]		とする。	電気通信設備に電力を供給するための設備	四の総務省令で定める附属設備は、同号の	適用する法第百三条の二第四項第十二号の	6 法附則第十五項の規定により読み替えて	[5 同上]	(附属設備)	[1 ~ 4 同上]	附則	改正前

この省令は、 公布の日から施行する。 (製造所の休廃止等の届出

官

げる事項とする。

一 <u>;</u> 五

第八十条 法第十九条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の各号(保管のみを行う製造所

に係る登録を受けた製造業者及び登録医薬品等外国製造業者にあっては、第五号を除く。)に掲

六 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者が法人であるときは、

薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

報

2 5 4

略)

(略)

五.

製造販売業者が法人であるときは、

薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

2 5 4

2 •

(事業の休廃止等の届出)

第八十六条 令第三十四条第一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造医薬品等特例承認取

(外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出)

得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名とする。

第九十一条の六十八 法第二十三条の二の十六第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとお

2 5 4

略)

 \mathcal{F}

(略)

製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

りとする。

一 { 四

〇農林水産省令第二十二号

を改正する省令を次のように定める。 第三十五条第二項、第三十九条の二第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十八条第二項、第二十九条の四、 一項、第四十条第二項において準用する第十条第一項、第四十条の六第一項、第五十条及び第五十二条第二項第五号の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部

農林水産大臣

江藤

拓

令和七年四月二十五日

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省会

動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、

第七十九条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める事項は、 一 { 匹 (事業の休廃止等の届出) 改 Œ. 次のとおりとする。 後 第七十九条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める事項は、 一 〈 匹 (事業の休廃止等の届出 改 正 次のとおりとする。 前

Ŧi.

製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

(製造所の休廃止等の届出

第八十条 法第十九条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の各号(保管のみを行う製造所 げる事項とする。 に係る登録を受けた製造業者及び登録医薬品等外国製造業者にあっては、第五号を除く。)に掲

六 製造業者、認定医薬品等外国製造業者又は登録医薬品等外国製造業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員

2

(外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出

第八十六条 令第三十四条第一項の農林水産省令で定める事項は、外国製造医薬品等特例承認取 得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員とする。

3

2

(事業の休廃止等の届出

第九十一条の六十八 りとする。 法第二十三条の二の十六第一項の農林水産省令で定める事項は、 次のとお

一~四 (略)

五 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

六

略

2 5 4

略)

Ŧi.

製造販売業者が法人であるときは、

薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(製造所の休廃止等の届出

第九十一条の六十九 法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、

<u>~</u> 三 製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役 (略) りとする。

員の氏名

(外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出)

第九十一条の七十四 療機器等特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員の氏 令第三十七条の三十四第一項の農林水産省令で定める事項は、 外国製造医

第九十一条の百四十三 法第二十三条の三十六第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとお (事業の休廃止等の届出

2 •

(略)

名とする。

りとする。 一 5 四 (略

2 5 4

(製造所の休廃止等の届出

第九十一条の百四十四 りとする。 法第二十三条の三十六第二項の農林水産省令で定める事項は、 次のとお

金曜日

一 五

(略)

責任を有する役員の氏名

製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出)

第九十一条の百四十九 員の氏名とする。 再生医療等製品特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役 令第四十三条の三十五第一項の農林水産省令で定める事項は、 外国製造

2 •

略)

(製造所の休廃止等の届出

第九十一条の六十九 法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、 次のとお

りとする。

略)

次のとお

員

四

製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役

(外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出

第九十一条の七十四 令第三十七条の三十四第一項の農林水産省令で定める事項は、 外国製造医

療機器等特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役員とす

る。

2 • (略)

(事業の休廃止等の届出

第九十一条の百四十三 りとする。 法第二十三条の三十六第一項の農林水産省令で定める事項は、

次のとお

Ŧi. 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

一 { 四

(略)

2 5 4

(製造所の休廃止等の届出

第九十一条の百四十四 法第二十三条の三十六第二項の農林水産省令で定める事項は、 次のとお

りとする。

略)

六 一 <u>;</u> 五

製造業者又は認定再生医療等製品外国製造業者が法人であるときは、薬事に関する業務に

2 5 4

責任を有する役員

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出)

第九十一条の百四十九 令第四十三条の三十五第一項の農林水産省令で定める事項は、 外国製造

再生医療等製品特例承認取得者が法人であるときにおける薬事に関する業務に責任を有する役 員とする。

2 • 略)

(店舗販売業の許可の申請)

第九十二条

略)

5 特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、第一号に掲げる書類)とする。 法第二十六条第三項第六号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類(動物用医薬品

その者との関係を証する書類 又は第百二条第二号イからハまでのいずれかに該当する登録販売者であることを証する書 第二号イからハまでのいずれかに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者と 師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百二条 申請者が自らその店舗販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し 店舗管理者(法第二十八条第二項に規定する店舗管理者をいう。以下同じ。)として薬剤

(略)

(配置販売業の許可の申請)

第九十三条 (略)

3 た書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。 定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出し 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規

申請者とその者との関係を証する書類 又は第百八条の二第 第百二条第二号イからハまでのいずれかに該当する登録販売者であることを証する書類及び る登録販売者であることを証する書類、区域管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合 にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百八条の二第一項において準用する 申請者が自らその配置販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し 一項において準用する第百二条第二号イからハまでのいずれかに該当す

(卸売販売業の許可の申請)

第九十四条 略)

(略

3 た書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない 定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出し 第一項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規

略)

(店舗販売業の許可の申請)

第九十二条

2 5 4

5

特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、第一号に掲げる書類)とする。 法第二十六条第三項第六号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類(動物用医薬品

者 (法第二十八条第二項に規定する店舗管理者をいう。以下同じ。)として薬剤師又は登録販 又は第百二条第二号イ若しくは口に該当する登録販売者であることを証する書類、 売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百二条第二号イ若し くは口に該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関係を証する 申請者が自らその店舗販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し 店舗管理

(略)

 \equiv

略)

6

(配置販売業の許可の申請)

第九十三条

3 定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出し た書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規 この限りでない。

係を証する書類 その者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百八条の二第一項において準用する第百二条第 者であることを証する書類、区域管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては 又は第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号イ若しくは口に該当する登録販売 一号イ若しくは口に該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関 申請者が自らその配置販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し

(卸売販売業の許可の申請

第九十四条 略)

3 た書類については、 定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出し 第一項の申請書には、 当該申請書にその旨を付記したときは、 次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が法の規 この限りでない

略)

録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関係を証する書類 剤師免許証の写し又はその者が第百十条の三第一号から第三号までのいずれかに該当する登 又は第百十条の三第一号から第三号までのいずれかに該当する登録販売者であることを証す る書類、医薬品営業所管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬 申請者が自らその卸売販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し

(店舗管理者の指定)

第百二条 店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、 その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者でなければならない。

師又は次のいずれかに該当する登録販売者 指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する店舗(前号に掲げる店舗を除く。) 薬剤

1 の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務 売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導 ての業務を含む。)に従事した期間 過去五年間のうち薬局、 店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)又は配置販 (口において 「従事期間」 (店舗管理者又は区域管理者とし という。)が通算して二年以上

官

口 がある者 従事期間が通算して一年以上であって、 店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験

都道府県知事がイ又は口に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

(店舗における医薬品の広告)

金曜日

第百四条の六

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

3 広告をする場合には、 店舗販売業者は、その店舗において取り扱う医薬品のうち、 次に掲げるところにより行わなければならない 特定販売に係る医薬品について

行うときは当該広告に、次に掲げる事項を見やすく表示すること インターネットを利用して広告を行うときはホームページに、その他の方法により広告を

第百六条第一号に掲げる事項

1

П 許可番号

法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称及び所在地

略)

の写し又はその者が第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを 薬品営業所管理者として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証 又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類、 証する書類及び申請者とその者との関係を証する書類 申請者が自らその卸売販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し

三

(店舗管理者の指定)

第百二条 店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、 その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者でなければならない。

師又は次のいずれかに該当する登録販売者 指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する店舗 (前号に掲げる店舗を除く。) 薬剤

の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者とし ての業務を含む。)に従事した期間が通算して二年以上の者 売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導 過去五年間のうち薬局、 店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)又は配置販

(新設

 \Box 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

(店舗における医薬品の広告)

第百四条の六

3 店舗販売業者は、 その店舗において取り扱う医薬品のうち、特定販売に係る医薬品について

広告をする場合には、次に掲げるところにより行わなければならない

行うときは当該広告に、次に掲げる事項を見やすく表示すること。 インターネットを利用して広告を行うときはホームページに、その他の方法により広告を

第百六条に掲げる事項

1

許可番号

法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称及び所在地

略)

(店舗における掲示)

第百六条 法第二十九条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

店舗販売業者 (動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。)にあっては、 次に掲げる事項

店舗の許可の区分の別

店舗販売業者の氏名又は名称

店舗管理者の氏名

(号外第93号)

当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及び氏名

ホ| ニ| 取り扱う医薬品の区分

相談時の対応方法に関する解説

号その他の連絡先 営業時間及び営業時間外に相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番

動物用医薬品特例店舗販売業者にあっては、 次に掲げる事項

店舗の許可の区分の別

店舗販売業者の氏名又は名称

法第八十三条の二の三第一項の規定により都道府県知事の指定した品目

相談時の対応方法に関する解説

号その他の連絡先 営業時間及び営業時間外に相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番

(卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理)

第百十条の三 卸売販売業者は、 みを販売する場合の医薬品営業所管理者については、薬剤師以外の者として、登録販売者であっ 次の各号のいずれかに該当する者をもって行わせることができる。 法第三十五条第二項の規定により、指定医薬品以外の医薬品の

及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗等管理者としての業 又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理 務を含む。)に従事した期間(次号において「従事期間」という。)が通算して二年以上の者 過去五年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)、配置販売業

従事期間が通算して一年以上であって、店舗等管理者としての業務の経験がある者

都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

(店舗の休廃止等の届出

第百十一条 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項 は、次のとおりとする。

一・二 (略)

57

四

八

略)

店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

(店舗における掲示

第百六条 法第二十九条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、動物 用医薬品特例店舗販売業者にあっては、第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項とす

店舗の許可の区分の別

店舗販売業者の氏名又は名称

四|三|

店舗管理者の氏名

当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及び氏名

取り扱う医薬品の区分

相談時の対応方法に関する解説

七 六 五

営業時間及び営業時間外に相談に応ずることができる時間及び当該相談に応ずる電話番号

その他の連絡先

(卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理)

第百十条の三 卸売販売業者は、法第三十五条第二項の規定により、指定医薬品以外の医薬品 みを販売する場合の医薬品営業所管理者については、薬剤師以外の者として、登録販売者であっ て、次の各号のいずれかに該当する者をもって行わせることができる。

務を含む。)に従事した期間が通算して二年以上の者 及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗等管理者としての業 又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理 過去五年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)、配置販売業

都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

(店舗の休廃止等の届出)

第百十一条 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項 は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

四 〈 八 (略)

一 <u>;</u> 五

略

2

略

3 法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で

定める事項は、

次のとおりとする

- (略)
- Ŧi. 配置販売業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 4 定める事項は、 法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で 次のとおりとする。
- 七 略)

5

(略)

6

医薬品販売業者

(店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。

以下同じ。)は

前

次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める

- 卸売販売業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 書類を添付しなければならない。

項の規定により提出する届出書には、

- <u>₹</u>
- 場合を含む。) 又は第百十条の三第一号から第三号までのいずれかに該当する登録販売者であ はその者が第百二条第二号イからハまでのいずれか れらの者との関係を証する書類及び変更後の店舗等管理者が登録販売者である場合にあって 師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し、 変更後の店舗等管理者又は薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者の薬剤 店舗等管理者又は第一項第七号、 第三項第四号若しくは第四項第四号に掲げる事項の変更 (第百八条の二第一項において準用する 医薬品販売業者とこ
- 五. 略)

ることを証する書類

7 略)

(高度管理医療機器等営業所管理者の基準)

第百十九条 貸与を実地に管理する者については、この限りでない 体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は 当する者であることとする。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒 法第三十九条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該

- 略)
- 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

略

3

- 定める事項は、 法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で 次のとおりとする
- 配置販売業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員

六 <u>Fi</u>.

4

- 定める事項は、 法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で 次のとおりとする
- 六 卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

七

- 5 略)
- 6 書類を添付しなければならない。 項の規定により提出する届出書には、 医薬品販売業者 (店舗販売業者、 配置販売業者及び卸売販売業者をいう。 次の各号に掲げる変更の区分に応じ、 当該各号に定める 以下同じ。)は、
- 四 師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し、 む。)又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類 はその者が第百二条第二号イ若しくはロ れらの者との関係を証する書類及び変更後の店舗等管理者が登録販売者である場合にあって 店舗等管理者又は第一項第七号、 変更後の店舗等管理者又は薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者の薬剤 第三項第四号若しくは第四項第四号に掲げる事項の変更 (第百八条の二第 一項において準用する場合を含 医薬品販売業者とこ
- <u>Ŧ</u>i. (略)
- 7 略)

(高度管理医療機器等営業所管理者の基準)

- 第百十九条 体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は 当する者であることとする。 貸与を実地に管理する者については、この限りでない。 法第三十九条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該 ただし、 高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒
- 略
- 農林水産大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

略)

(事業所の休廃止等の届出)

2 5 4

(略)

(営業所の休廃止等の届出

第百三十一条 法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項 業所にあっては、 は、次に掲げる事項(高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営 \ 四 第四号に掲げる事項を除く。)とする。

五 高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、 役員の氏名 薬事に関する業務に責任を有する

略)

(営業所の休廃止等の届出

第百三十三条 法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項 にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)とする。 は、次に掲げる事項(管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所

五| 管理医療機器の販売業者等が法人であるときは、

\ 四

氏名 略) 薬事に関する業務に責任を有する役員の

第百四十九条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令 で定める事項は、次のとおりとする。

五

医療機器の修理業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

金曜日

2 5 4

(再生医療等製品営業所管理者の基準

第百五十条の十一 法第四十条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれか に該当する者であることとする。

一 〈 匹

都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(営業所の休廃止等の届出)

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

第百五十条の十七 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定 める事項は、次のとおりとする。

一 { 四

Ŧi. 氏名 再生医療等製品の販売業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員の

(営業所の休廃止等の届出

第百三十一条 は、 業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)とする。 次に掲げる事項(高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営 法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項

Ŧi.

高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、 薬事に責任を有する役員

六 略)

(営業所の休廃止等の届出

第百三十三条 法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項 にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)とする 次に掲げる事項(管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所

一 〈 匹

(新設)

2 五 (略)

(事業所の休廃止等の届出 略)

第百四十九条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令 で定める事項は、次のとおりとする。

Ŧi. 医療機器の修理業者が法人であるときは、 薬事に関する業務に責任を有する役員

2 5 4

(再生医療等製品営業所管理者の基準

第百五十条の十一 法第四十条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれか に該当する者であることとする。

略)

<u>Ŧ</u>i. 農林水産大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(営業所の休廃止等の届出

第百五十条の十七 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定 める事項は、次のとおりとする。

五. 一再生医療等製品の販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

(医薬品の直接の容器等の記載事項の特例)

第百七十二条 二ミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直 又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器又 接の被包に収められた医薬品 までに掲げる事項が記載されていることを要しない。 は直接の被包に法第五十条第三号、第四号、第十号及び第十四号並びに前条第二号から第八号 (第三項に規定する医薬品を除く。)については、その外部の容器

3 | ことを要しない。 法第五十条第四号、 又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、その直接の容器に 液体窒素中又はこれと同等の温度での保管が定められているものについては、 収められた医薬品であって、 二ミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に 第十号、第十二号、 法第十四条又は第十九条の二の規定により承認された事項として 第十四号及び第十五号に掲げる事項が記載されている その外部の容器

4 | 掲げる事項の記載をもって代えることができる 掲げる法の規定によって定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に されている場合には、 前三項に規定する医薬品の外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載 その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に

3 |

金曜日

(体外診断用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例

第百七十五条 体外診断用医薬品については、 分量が記載されていることを要しない。 法第五十条第十号に掲げる事項のうち有効成分の

載されている場合には、 載のあるものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記 第十号及び第十三号並びに第百七十一条第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が記載されて いることを要しない 体外診断用医薬品であって、外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記 その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号、 第五号、第九号

3 |

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

(医薬品の添付文書等の記載事項)

第百七十六条 法第五十二条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

略)

(医薬品の直接の容器等の記載事項の特例)

第百七十二条 ニミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直 項が記載されている場合には、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第三号、 第十号及び第十四号並びに前条第二号から第八号までに掲げる事項が記載されていることを要 接の被包に収められた医薬品は、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事 第四号、

2 略

しない。

(新設)

掲げる法の規定によって定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に 掲げる事項の記載をもって代えることができる されている場合には、 前二項に規定する医薬品の外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載 その直接の容器又は直接の被包に記載すべき事項のうち次の表の上欄に

(体外診断用医薬品の直接の容器等の記載事項の特例)

第百七十五条 (新設)

第十号及び第十三号並びに第百七十一条第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が記載されて 載されている場合には、 載のあるものについては、 いることを要しない 体外診断用医薬品であって、外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記 その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号、 その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記 第五号、第九号、

(医薬品の添付文書等の記載事項

第百七十六条 法第五十二条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

略)

2 •

(略)

二 生物学的製剤にあっては、次に掲げる事項

ロ 防腐剤その他当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(当該製剤が、イ 当該製剤の本質に関する説明又は製造方法

三・四 (略)

のを含有し、

体外診断用医薬品以外のものである場合に限る。

(医薬部外品の直接の容器等の記載事項の特例

第百八十一条の二(略)

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 2

(略)		第百七十二条第四項の表		第百七十二条第三項	四項第百七十二条第二項及び第	(略)
(略)	法第五十条第十五号	法第五十条第一号	五号第十二号、第十四号及び第十第二号、第十四号及び第十	法第五十条各号	法第五十条各号	(略)
(略)	法第五十九条第十二号	法第五十九条第一号	第八号、第十号及び第十二号法第五十九条第六号、第七号、	法第五十九条各号	法第五十九条各号	(略)

(医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等)

げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。**第百八十四条の十三の二** 法第六十八条の二の五の農林水産省令で定める措置は、次の各号に掲

るための符号の当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に添付する文書への記載ないもの(第三号に掲げるものを除く。)当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号を記載することができため当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品であって、その容器又は被包の記載場所の面積が狭い第百七十二条第一項から第三項までに掲げる医薬品、医療機器又は第百八十四条の二第一

二~五(略

当該製剤本来の成分以外のものの名称及び分量(これらのものを含有する場合に限る。)二生物学的製剤にあっては、当該製剤の本質に関する説明又は製造方法並びに防腐剤その他

一・四 (略)

これらのも

(医薬部外品の直接の容器等の記載事項の特例)

第百八十一条の二(略)

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

(略)	略)	(略)
三項 三項	法第五十条各号	法第五十九条各号
(新設)	(新設)	新設
第百七十二条第三項の表	法第五十条第一号	法第五十九条第一号
	法第五十条第十五号	法第五十九条第十二号
(略)	(略)	(略)

(医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等)

げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。 第百八十四条の十三の二 法第六十八条の二の五の農林水産省令で定める措置は、次の各号に掲

めの符号の当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に添付する文書への記載び第二項に掲げるものを除く。)当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号を記載することができない当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品であって、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いための第二項に掲げる再生医療等製品であって、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため一、第百七十二条第一項及び第二項に掲げる医薬品、医療機器又は第百八十四条の二第一項及

二~五 (略)

2·3 (略)

人事院は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に基づき、

官

П

従事期間が通算して一年以上であって、

第

(施行期日) 則

条 この省令は、公布の日から施行する。

、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の一部改正

動物用医薬品等取締規則の

第

条 附則第九条の表第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号の項の中欄を次のように改める。 一部を改正する省令 (平成二十一年農林水産省令第八号) の一部を次のように改正する。

従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間(口において「従事期間」という。)が通算して二年以上の者・過去五年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に 次のいずれかに該当する登録販売者

附則第九条の表第百十一条第六項第四号の項中「イ若しくはロ」を「イからハまでのいずれか」 都道府県知事がイ又は口に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者 に、「第一 | 号若しくは第二号] を 「第一号から第三号までのいずれか」に改める

店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者

規

人事院規則一—三四

(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

則

いう。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないも のは、これを削る 人事院規則——三四—一二 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)の一部を次のように改正する。 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)の一部を改正する人事院規則 令和七年四月二十五日 人事院総裁 (以下「傍線部分」と 川本

	別 表	+ -		-		
	5	見は	人事管理文書の区分	育児休業法		
改	十一 (略) 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置		· 分	第二十六条第一項	第二十六条第一項	第二十六条第二項
正	間が満了したときの		人事管理文書の例	育児時間簿	文書の写し	育児時間簿
後	措置(第三条、		保存期間	三年		
	(第四条関係)		時の措置保存期間満了	 廃 棄		
	 別 一 表	1 r.				
	S	育	人事管理文書の区分	育児休業法		
改	十一 (略) 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置) · · · · · · · · · · · · ·	項二項	請求の文書二十六条第一項のは第	
正	間が満了したときの		人事管理文書の例	青児休業承認請求	書	;
前	第三条、		保存期間	児短時間勤務	特定日以後三の翌日に係るの翌日に係る	年
	第四条関係)		時の措置保存期間満了	 廃 棄		

書の写し	む。)の取消しの文	用する場合を含	十四条において準	第六条第二項(第				 の 写 し	む。)の承認の文書	準用する場合を含	条第二項において	条第三項(第十三	含む。)又は第十二	て準用する場合を	一四条第三項におい	第三条第三項(第	求の文書	十二条第一項の請	二条第二項又は第	四条第一項、第十	第三条第二項、第	消しの文書の写し	第六条第二項の取	において準用する	第二十六条第六項	の変更の文書	- 第二十元条第三項
	写し	の取消しの文書の	短時間勤務の承認	育児休業又は育児						書の写し	の延長の承認の文	短時間勤務の期間	育児休業又は育児	の文書の写し	短時間勤務の承認	育児休業又は育児		認請求書	育児短時間勤務承	書	育児休業承認請求		l	取消しの文書の写	育児時間の承認の		育男眼翼
																三年	る特定日以後	日の翌日に係	務が終了する	育児短時間勤	育児休業又は						
含い	 て 潍	· 六 タ	 士	====			文書			用				 て 潍													
含む。)の取消しの	て準用する場合を	六条第三項におい	十四条又は第二十	第六条第二項(第			文書の写し	条第一項の承認の	む。)又は第二十六	用する場合を含	第二項において準	第三項(第十三条	含む。)、第十二条	て準用する場合を	四条第三項におい	第三条第三項(第											
承認の取消しの	育児短時間勤務の	l	取消しの文書の写	育児休業の承認の	文書の写し	育児時間の承認の	の文書の写し	期間の延長の承認	育児短時間勤務の	承認の文書の写し	育児短時間勤務の	の写し	延長の承認の文書	育児休業の期間の	文書の写し	育児休業の承認の											
の 文																											

	,-					員の育児休業等)	規則一九一〇(職
第五条第二項、第十 条第三項 (第二十 条第三項 (第二十 三条において準用 する場合を含む。) 又は第二十条第二 項において準用す る場合を含む。)の	(略)	出の文書	第三十一条の二に第三十一条の二において準用する第五条で準用する第五条ではおいます。	第三十一条の二に 第三十一条の二に 十条第一項の届出	書類 五条第二項の証明 五条第二項の証明	二項の証明書類の五第	略
育児休業又は育児 短時間勤務の事由 を確認するための 証明書類 育児休業又は育児 同児休業又は育児 の延長の事由を確 認するための証明	(略)	書のいての申出の文	おいる おいる おいる おいる では では にしる では では では にも では では にも では にも にも では にも にも では にも に	況変更届の養育状	明書類 確認するための証	書類事情に関する証明	略
育児休業又は 育児短時間勤 日の翌日に係 る特定日以後						年	(略)
							廃棄
						員の育児休業等)	規則一九一〇(職
第五条第二項、第十 条第三項 (第二十 二条 (第三十一条 において準用する において準用する場合 を含む。)、第二十 を含む。)、第二十	(略)					の申出の文書	略
類 種認するための証明書類 で長の事由を確認 するための証明書の 類 があるための証明書の 類	(略)					書のいての申出の文	育児時間の承認の 取消しの文書の写
年 年 日以後三 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	Ľ-					三 年	(略)
						'	廃 棄

この規則は、令和七年十月一日から施行する。 附 則

一~五(略)	備考	十三~二十 (略)																							
			(略)	(略)		む。)の届出の文書	準用する場合を含	二十二条において	第十条第一項(第																
			(略)	(略)			状況変更届	短時間勤務の養育	育児休業又は育児			(削る)				(削る)			(削る)	類	するための証明書	事由について確認	状況変更届に係る	短時間勤務の養育	育児休業又は育児
			(略)																						
一~五 (略)	備考	十三~二十 (略)																							
			(略)	(略)	寄状況変更届	において準用する	一条において準用	二十二条(第三十	第十条第一項(第														含む。)の証明書類	て準用する場合を	十条第二項におい
			(略)	(略)					養育状況変更届	明書類	確認するための証	育児時間の事由を	証明書類	を確認するための	期間の延長の事由	育児短時間勤務の	めの証明書類	事由を確認するた	育児短時間勤務の			明書類	確認するための証	係る事由について	養育状況変更届に
			(略)																						

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づき、人事院規則九-二四(通勤手当)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院総裁

川本

裕子

66 人

人事院規則九一二四一二二 令和七年四月二十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 人事院規則九―二四(通勤手当)の一部を次のように改正する。 人事院規則九―二四(通勤手当)の一部を改正する人事院規則

改

正

後

(支給単位期間)

第十九条

略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げて 前項第一号に掲げる普通交通機関等とは新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げて

(略

法第百八条の六第一項先だし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により 法第百八条の六第一項先だし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により 派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、育児休業法第二十六条第一項に規 をする育児時間(一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。 定はより、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓 条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規 全により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、自己啓 を第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規 をにより派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、 をにより派遣され、の元条第一項の規定により 派遣され、可の規定により派遣され、 が過され、所修等のために でにより派遣され、所修等のために でにより派遣され、可の規定により 派遣法第二条第一項の規定により

第十九条 (略)(支給単位期間)

改

正

前

2

て支給単位期間を定めることができる。 で支給単位期間を定めることができる。 で支給単位期間を定めることができる。

(略)

附 則 五五五

略

三

「
五

略

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

に関し次の人事院規則を制定する。 人事院は、国家公務員法(昭和一 一十二年法律第百二十号)に基づき、人事院規則一〇―一一(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等)の一部改正

令和七年四月二十五日

人事院総裁 川本 裕子

一項第二号中

子

とあるのは

「要介護者」と、

第五条第一項第二

号、

第八条第一項第二号及び前

た」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小

「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなっ

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

掲げる子(規則一五―一四(職員の勤務時間、

含む。第十四条第一項第三号及び第十五条第一項を除き、以下同じ。)」とあるのは「勤務時間

いて子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を

休日及び休暇)第四条の三第一項第二号イにお

法第二十条第一項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)」と、「当該子を養育」とあ

「当該要介護者を介護」と、第五条第一項第一号、第八条第一項第一号及び前条第一項

金曜日

第十三条

第五号まで及び前条第一項第三号から第五号までを除く。)の規定は、

勤務時間法第二十条第 第八条第一項第三号から

第三条中「次に

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限

第三条から前条まで(第五条第一項第三号から第五号まで、

項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、

人事院規則一〇一一一一〇

人事院規則一〇-一一(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等)の一部を次のように改正する。 人事院規則一〇—一一(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等)の一部を改正する人事院規則

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える. 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に

改正後	改
目次	目次
第一章·第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 職員に対する意向確認等(第十四条—第十六条)	第三章 職員に対する意向確認等
第四章 雑則(第十七条)	第四章 雑則 (第十六条)
附則	附則
(育児を行う職員の早出遅出勤務)	(育児を行う職員の早出遅出勤務)
第三条 各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をい	第三条 各省各庁の長 (勤務時間法第
う。以下同じ。)は、次に掲げる子(規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)第四条	う。以下同じ。)は、次に掲げる子
の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監	の三第一項第二号イにおいて子に含
護対象者等」という。)を含む。第十四条第一項第三号及び第十五条第一項を除き、以下同じ。)	護対象者等」という。)を含む。第十
のある職員(勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び規則一	三項の規定により勤務時間を割り振
五―一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第二条第二項の規定により勤務時間を定められた	び休暇)第二条第二項の規定により
職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除	めに請求した場合には、公務の運営
き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとす	当該職員に当該請求に係る早出遅出
る。	

(第十四条・第十五条)

正

前

振られた職員及び規則一五―一五 **山勤務をさせるものとする。** 宮に支障がある場合を除き、 らまれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監 **兎三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をい** ソ勤務時間を定められた職員を除く。)が当該子を養育するた -四条を除き、以下同じ。)のある職員(勤務時間法第六条第 (規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)第四条 人事院の定めるところにより、 (非常勤職員の勤務時間及

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限

第十三条 第三条から前条まで(第五条第一項第三号から第五号まで、 求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小学校就学の始期に達するまでの子の 掲げる子(規則一五―一四 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、 第五号まで及び前条第一項第三号から第五号までを除く。)の規定は、 子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは 者 第五条第一項第一号、 護者(以下「要介護者」という。)」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、 いて子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を 含む。第十四条を除き、以下同じ。)」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する要介 ٤ 第五条第 一項第二 第八条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは 二号、 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第四条の三第一項第二号イにお 第八条第 一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養 勤務時間法第二十条第一 第八条第一項第三号から 「要介護者と当該請 第三条中

期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介 著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第十一条第二項中「、第九条 護者を介護」と、第九条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが 合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、第九条及び第十条中「小学校就学の始 において常態として当該子を養育することができるものとして人事院の定める者に該当する場 学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 とあるのは「前条の」と、「第九条又は前条に」とあるのは「同条に」と、 とあるのは 各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。 「、それぞれ第九条に規定する支障の有無」と、 同条第三項中「第九条又は前条の 前条第二項中 「次の

第三章 職員に対する意向確認等

(号外第93号)

出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等

第十四条 項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 るに当たっては、 各省各庁の長は、 人事院の定めるところにより、 規則 (職員の育児休業等) 同項の規定による申出をした職員(以下この 第三十] 条第 項の措置を講ず

- おいて「出生時両立支援制度等」という。)その他の人事院が定める事項を知らせるための措 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置(次号に
- 意向を確認するための措置 出生時両立支援制度等の請求、 申告又は申出 (以下「請求等」という。)に係る申出職員の
- 意向を確認するための措置 される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の 申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想 規則一九―〇第三十二条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する
- 2 | じなければならない。 項において「対象職員」という。)に対して、 各省各庁の長は、 人事院の定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員 人事院が定める期間内に、次に掲げる措置を講 (以下こ
- おいて「育児期両立支援制度等」という。)その他の人事院が定める事項を知らせるための措 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置 (次号に
- 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 して発生し、 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因 又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の
- 3 | 当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 各省各庁の長は 第 項第一 二号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに

規定する支障の有無」と、 条又は前条に」とあるのは 務の運営に支障がある」と、第十一条第 求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公 該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第九条中「当該請 子を養育」とあり、第九条及び第十条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当 ることができるものとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該 ある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、 又は第二号」と読み替えるものとする。 同条第三項中 「同条に」と、 二項中「、第九条」とあるのは「、 「第九条又は前条の」とあるのは 前条第二項中 深夜において常態として当該子を養育す 「次の各号」とあるのは 「前条の」と、「第九 それぞれ第九条に 「前項第一号

第三章 職員に対する意向確認等

(新設)

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日 金曜日

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等

第十五条 向を確認するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意 院の定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事院 条第一項で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、 者を含む。以下この項において同じ。)、父母、 が定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他 各省各庁の長は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 子、配偶者の父母又は規則一五―一四第二十三 人事

2 略

第十六条・第十七条

略)

附 則

(施行期日)

この規則は、 令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

経過措置

2 第十四条第二項の規定の例により、 各省各庁の長(規則一〇—一一第三条に規定する「各省各庁の長」をいう。)は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前においても、この規則による改正後の規則一〇—一一 同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)に基づき、人事院規則一九−○(職員の育児休業等)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院総裁 川本

人事院規則一九一〇—一七

令和七年四月二十五日

人事院規則一九─○(職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九一〇(職員の育児休業等)の一部を次のように改正する。

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。 .の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。) でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に

69 目次 附則 第四章 第一 第五章・第六章 章~第三章 育児時間 (略 (第二十八条―第三十一条の二) 略 改 正 後 目次 第四章 第五章・第六章 第一章~第三章 育児時間 (第二十八条—第三十一条) (略) 略 改 正 前

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第十四条 各省各庁の長は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出 が定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他 院の定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事院 者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母又は規則一五―一四第二十三 める措置を講じなければならない 条第一項で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、 において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事院が定 (次 条 人事

第十五条・第十六条 略

金曜日

号育児時間」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第二十四条 勤務の一週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、 長されている場合にあっては、 児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日(当該育児短時間勤務が延 ばならない。 に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。 任命権者は、 ただし、 第 次に掲げる場合には、 一号及び第三号に掲げる場合において、 延長された期間の末日)が、引き続いて承認される育児短時間 職員に対して、 人事異動通知書を交付しなけれ 失効し、 又は取り消される育 人事異動通知書

(育児時間を請求することができない職員)

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第二十九条 育児休業法第二十六条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する育児時間 (第一号育児時間の承認) 間勤務職員を除く。次条において同じ。 勤務日の日数を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非常勤職員 (定年前再任用短時 以 下 第

2 内で行うものとする 間から当該介護時間又は当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲 暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき二時 勤務時間法第二十条の二第一項の介護時間又は規則一五―一四第二十二条第一項第八号の休 2

3 場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受け 非常勤職員が規則一五-一五第四条第二項第一号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない て一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で て勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 非常勤職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員につい (当該

3

(第二号育児時間の承認)

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

第二十九条の二 号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号育児時間を承認するこ 「第二号育児時間」という。)の承認は、 育児休業法第二十六条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する育児時間 一時間を単位として行うものとする。ただし、 次の各 以下

時間の全てについて承認の請求があったとき 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、 当該勤務時間の時間数 当該勤務

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付

第二十四条 任命権者は、 ばならない 次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなけれ

(育児時間を請求することができない職員)

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非常 勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。

(育児時間の承認)

第二十九条 育児時間の承認は、 勤職員について定められた勤務時間) 職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。 勤務時間法第十三条第 の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うも 以下この条において同じ。)にあっては、 一項に規定する正規の勤務時間 当該非常 (非常勤

当該介護時間又は当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行 暇の承認を受けて勤務しない職員に対する育児時間の承認については、一日につき二時間から うものとする。 勤務時間法第二十条の二第一項の介護時間又は規則一五―一四第二十二条第一項第八号の休

職員が規則 につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で あっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務 しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 非常勤職員に対する育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日 一五―一五第四条第二項第一号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない場合に

(新設)

第二十九条の三 第二十九条の四 掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 日から翌年三月三十一日までとする。 (育児休業法第二十六条第三項の人事院規則で定める特別の事情) (育児休業法第二十六条第二項第二号の人事院規則で定める時間) (育児休業法第二十六条第二項の人事院規則で定める一年の期間) について承認の請求があったとき 非常勤職員以外の職員 非常勤職員 第二号育児時間の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、 育児休業法第二十六条第二項の人事院規則で定める一年の期間は、 育児休業法第二十六条第二項第二号の人事院規則で定める時間は、 七十七時間三十分 当該残時間数 当該残時間数の全て

毎年四月

(新設)

(新設)

当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 次の各号に

2 | 第二十九条の五 傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出 項に規定する各省各庁の長をいう。 の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると各省各庁の長 第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学 (以下「第二項申出」という。)時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条 各省各庁の長は、 育児休業法第二十六条第三項の人事院規則で定める特別の事情は、配偶者が負 第 一項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三 以下同じ。)が認める事情とする。 (育児休業法第二条第三 (新設)

があると認めるときは、 項変更をしなければ前項に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要 第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めること

(育児時間の承認の請求、 第 二項申出及び第三項変更の手続

金曜日

第三十条 育児時間の承認の請求、第二項申出及び第三項変更は、 育児時間簿により行うものと

2 略

(育児時間の承認の取消事由

第三十一条 育児休業法第二十六条第六項において準用する育児休業法第六条第二項の人事院規

則で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

(育児時間に係る子が死亡した場合等の届出

第三十一条の二 第十条の規定は、育児時間について準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第三十二条 各省各庁の長並びに行政執行法人の長及びその委任を受けた者 者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事院が定める事実を申し出た て「各省各庁の長等」という。)は、職員が当該各省各庁の長等に対し、当該職員又はその配偶 (以下この章におい

(育児時間の承認の請求手続)

第三十条 育児時間の承認の請求は、 育児時間承認請求書により行うものとする。

2 略

(育児時間の承認の取消事由等)

第三十一条 第二十一条及び第二十二条の規定は、育児時間について準用する

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第三十二条 各省各庁の長及び行政執行法人の長(以下この章において「各省各庁の長等」とい ことその他これに準ずるものとして人事院が定める事実を申し出たときは、人事院の定めると う。)は、職員が当該各省各庁の長等に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産した

るための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。 事院が定める事項を知らせるとともに、 ときは、 人事院の定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の人 育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認す

2

るとともに、 ころにより、

育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事 当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の人事院が定める事項を知らせ

院が定める措置を講じなければならない。

2

(略)

(施行期日) 附 則

第一条 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(育児休業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 る。 るこの規則による改正後の規則一九―〇第二十九条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とす 育児休業法第二十六条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児時間の承認の請求をする場合におけ

(人事院規則一―七九の一部改正)

第三条 次の表により、 人事院規則一―七九(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則) 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。 の一部を次のように改正する。

_		
	改正後	改正前
	附則	间 A
	(改正後の人事院規則一九―○における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)	(改正後の人事院規則一九一〇における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
	第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、規則一九―	第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三十八
	○―一七(人事院規則一九―○(職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則)による改	条の規定による改正後の規則一九一○第三条の三、第二十八条及び第二十九条第一項の規定を
	正後の規則一九一〇第三条の三及び第二十八条の規定を適用する。	適用する。
	(人拝完見明一年―一写の一部女E)	

(人事防規則一五―一四の一部改正)

第四条 人事院規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

			分 相	1 /	牛	4	125	<u> </u>
されて 単著一 アモ田 門で 第一 ア用門	を受けて勧務しなハ時間を减じた時間)を超えなハ範囲内の時間とする。 	護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間	2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介	第二十三条の二(略)	第二十三条(略)	(介護休暇)	改正後	
範囲内の時間とする。	がある日こつハては、当該四時間から当該介獲時間の承認を受けて勧務しなハ時間を減じた――――――――――――――――――――――――――――――――――――		にする介 2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで	第二十三条の二(略)	第二十三条(略)	(介護休暇)	改正前	

第二十三条の三 (介護時間)

2

略

時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、 該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 育児休業法第二十六条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する育児 一日につき二時間から当

(介護時間)

一十三条の三 略

2 い範囲内の時間とする。 41 児休業法第二十六条第一項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日につ 介護時間は、 ては、当該二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) 一日を通じ 始業の時刻から連続し、 又は終業の時刻まで連続した二 一時間 を超えな 育

〇国家公安委員会規則第五号

の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律 (令和六年法律第三十二号) の施行に伴い、 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律

国家公安委員会委員長

坂井

学

令和七年四月二十五日

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

、警備業の要件に関する規則の一部改正

第

条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

第二条 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、 改 正 次の各号に掲げる罪のいずれか 後 第

に当たる行為とする。

官

の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に 六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、 第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 七号(第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、 六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第 二若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五 金融商品取引法 二第三項 項第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 第百九十八条第一項第一号、 第六十条の二第一項及び第三項、 、第三号、 第二百五条の二の 第六十六条 (第百六条 第三号の 第十号の 、第六 (第

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

正

前

二条 同上

二~七 同上 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、

びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並 の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第 六十六条の三十一第一項、 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、 び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 九条の二第一項から第三項まで、 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、 七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、 六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 二号の二 (第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 一百五条の二の三第一号 一条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十 金融商品取引法 合を含む。) 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、第(第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す (第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係 第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及 第六十六条の五第一項、 第三号、第三号の三、 第十三 (第二十 第十 第百 第

金曜日

第

表中の「] の記載は注記である

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正

条 次の表により、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 (昭和六十年国家公安委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 改 正 後 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 正 前

第六条 同上

二~七 同上

七項 の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第 六十六条の三十一第一項、 びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、 び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、 六十三条第八項 二百五条の二の三第一号 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 二号(第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す 二号の二 (第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 一条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 (第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第 (第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第 (第三十一条第一項、第五十七条の十四、 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係 第百六条の十七第一項及び第三 第三号、第三号の三、 第六十条の五第一項、 項、 第百

1九~六十 第四号 条第二号 第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部 第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、 る部分に限る。)、第二号 に限る。) 若しくは第十号 (第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六 同上 (第百四十九条第二項前段 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 (第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは

第六条 法第四条第一項第三号 安委員会規則で定める行為は、 (法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公 次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする

の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に 第八項 六十三条の十一第二 の三第三項 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号 六条の二十の十七、 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第 三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、第二百五条の二の に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、 金融商品取引法 (第百六条の三第一項及び第四項、 (第六十三条の三第 号 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) (第三十一条第一項、 一項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、 第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 一項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 第五十七条の十四、 第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 第六十条の五第一項、第六十三条 第三号、 第六十六条 (第百六条 第三号の 第十号の (第 項

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

第

若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)、第七号(第百五十六条の一第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)、第九日二号(第百五十六条の一)とは第二百六条第一項第三十六条の一第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)を以び第一項第限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは第四号(第限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)

~六十 略

表中の [] の記載は注記である

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

三条 次の表により、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一条 (暴力的不法行為等) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 改 正 以 下 後 「法」という。)第二条第 一号の 第一 条 (暴力的不法行為等) 同上 改 正 前

二~七

同上

七項 の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第 六十六条の三十一第一項、 びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、 び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、 六十三条第八項 二百五条の二の三第一号 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 二号(第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 一号の二 (第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 一条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十 (第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第 (第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、 (第三十一条第一項、第五十七条の十四、 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係 第百六条の十七第一項及び第三 第六十条の五第一項、 第三号、第三号の三、 第六十三条の九第 項、 第百

国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 - | 条 | 暴力団員による不当た行為の附山等に関する法律(以下 | 注)という

[一~七 略]

官

第八項 の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に 六十三条の十一第二 の三第三項 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号 六条の二十の十七、 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、 三第 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、第二百五条の二の に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、 三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五 金融商品取引法 (第百六条の三第一項及び第四項、 (第六十三条の三第 号 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) (第三十一条第一項、 一項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、 第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 一項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 第五十七条の十四、 第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 第六十条の五第一項、第六十三条 第三号、 第六十六条 (第百六条 第三号の 第十号の (第 項

五十五条の七に係る部分に限る。)、第七号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九 限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは第四号(第 若しくは第十号 三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六条第一項第 (第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。) (第百四十九条第二項前段 (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び第百

表中の「] の記載は注記である

(号外第93号)

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の

第四条 次の表により、 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める (平成三年国家公安委員会規則第八号) の一部を次のように改正する。

次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は 限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは第四号(第 第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 の三第三項 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、 七号 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項 六十三条の十一第 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、第二百五条の二の に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、 六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、 二第一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、第十号の 三十一第 (第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 項第一号(第三十一条第一項、 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) 項 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に 一項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第 改 第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条 正 第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 第二百五条第九号、 第六十条の二第一項及び第三 後 第十三号 第三号、 項 第六十六条 三項、 (第百六条 第三号の (第 同上 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、 九条の二第一項から第三項まで、 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、 る部分に限る。)、第二号 六十六条の三十一第一項、 二百五条の二の三第一号 (第六十三条の十 一第二項において準用する場合を含む。)、 改 (第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは 第五十九条の二第一項及び第三項、 正 前

1九~六十 第四号 条第二号 第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部 第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、 る部分に限る。)、第二号 に限る。)若しくは第十号 (第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六 同上 (第百四十九条第二項前段 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 (第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは

びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三 び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第 六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 三号(第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す 二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十 二号の二 (第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 (第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係 第百六条の十七第一項及び第三項並 第六十六条の五第 第三号、第三号の三、 第六十条の二第 第二十 第百

略

官

[九~六十 略] 三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。) に規定する罪若しくは第十号(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)、第七号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九三十二条の世に係る部分に限る。)、第九三十二条の四において準用する場合を含む。)及び第百三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六条第一項第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六条第一項第

そす)「 」)コをよとす

(古物営業法施行規則の一部改正) 備考 表中の [] の記載は注記である

第五条 古物営業法施行規則 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 (平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

改

正

後

次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、 第(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは第四号(第 第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 の三第三項 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項 六十三条の十一第二 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、第二百五条の二の に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、 二第一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、第十号の 三十一第 (第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 項第一号(第三十一条第一項、 項、 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に 一項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第 第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条 第六十条の二第一項及び第三項、 第十三号 項、 第六十六条 (第百六条 第三号の (第

[九~六十 同上] 「第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六第四号(第三十六条の二第三項及び第六十六条の四において準用する場合を含む。)及び第四号(第三十六条の二第三項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び第四号(第三十六条の二第三項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び第四号(第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六第四号(第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

正

前

第一条 同上]

[一~七 同上]

びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、 の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三 び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 九条の二第一項から第三項まで、 四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、 る部分に限る。)、第二号 六十六条の三十一第一項、 六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 三号(第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す 二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十 一号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 一百五条の二の三第一号 (第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、 (第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、 (第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係 第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及 第百六条の十七第一項及び第三項並 第六十六条の五第 第二十 第百

第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

以下

「法」という。)第三条第四号の国

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

改

正

後

金曜日

若しくは第十号 五十五条の七に係る部分に限る。)、第七号 三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六条第一項第 号 (第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。) (第百四十九条第二項前段 (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び第百 (第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九

[九~六十

備考 表中の の記載は注記である

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 次の表により、 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める 号 の一部を次のように改正する

家公安委員会規則で定める行為は、 限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは第四号(第 第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 の三第三項 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 七号 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項 六十三条の十一第二 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、第二百五条の二の に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、 六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、 二第一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、第十号の 三十一第 (第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 項第一号(第三十一条第一項、 略 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) 項 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に 一項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第 次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする 第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条 第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 第六十条の二第一項及び第三項、 第十三号 第三号、 項、 第六十六条 (第百六条 第三号の (第

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

九~六十 第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号 第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部 第四号(第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六 条第二号 に限る。)若しくは第十号 同上 (第百四十九条第二項前段 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 (第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

正

前

第一条 同上

二~七

びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、 の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三 び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 九条の二第一項から第三項まで、 四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、 る部分に限る。)、第二号 六十六条の三十一第一項、 六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第 二百五条の二の三第一号 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 三号(第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す 二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十 二号の二 (第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 (第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、 (第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、 (第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは 第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係 第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第 第百六条の十七第一項及び第三項並 第六十六条の五第 第三号、第三号の三、 第十号の 第二十 第百

金曜日

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

若しくは第十号 (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 五十五条の七に係る部分に限る。)、第七号 三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六条第一項第 二号 (第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。) (第百四十九条第二項前段 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び第百 (第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、 第九

[九~六十 略

備考 表中の の記載は注記である

、確認事務の委託の手続等に関する規則の 一部改正

第七条 次の表により、 確認事務の委託の手続等に関する規則 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 (平成十六年国家公安委員会規則第二十三号) の一部を次のように改正する。

第三条 げる罪のいずれかに当たる行為とする。 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項 七号 条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号 六条の二十の十七、 百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十 十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、 から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三 十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項 及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。) 若しくは第十六号、 に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、 二第一 二若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、 金融商品取引法 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、 二第三項 (第百六条の三第一項及び第四項、 略 号 (第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) (第三十一条第一項、 第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 改 第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条 第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六 正 第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十 第百九十八条第一項第一号、 第百九十八条の五第二号の二 後 第百二条の十五、 第二百五条の二の 第三号、 次の各号に掲 三項、 (第百六条 第十号の 第三号の 一(第五 第六 (第 第 第三条 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 三号 六十三条第八項 (第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第 号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、 び第三項、 九条の二第 五若しくは第十号の八から第十号の十まで、 二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号 一百五条の二の三第一号 一条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、 金融商品取引法 同上 第百五十六条の二十の十七、 第四号の二若しくは第六号から第七号まで、 同上 第六十六条の二、第六十六条の二十八、 一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第十号の四、 第百九十八条第一号、 第百九十八条の四、 前 第三号、

九~六十 第百五十五条の七に係る部分に限る。)、 第四号(第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六 第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部 に限る。) 若しくは第十号 条第二号 同上 (第百四十九条第二項前段 (第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び (第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪 第八号 (第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、

改 正

びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、 五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三 る場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、 (第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用す (第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、 第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百 第百五十六条の三、第百五十六条の二十 第六十六条の五十一、第八十一条、 第百六条の十七第一項及び第三項並 第六十条の二第一項及 第百九十八条の五第 第三号の三、 第十号の (第二十 第 第

若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)に規定する罪号(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第三項に係る部分に限る。)十二十五条の七に係る部分に限る。)、第七号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九三号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を合む。)及び第百三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。)又は第二百六条第一項第四号(第四十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)をしくは第四号(第の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に大十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条

「九~六十 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

金 三

(烟炉型口)

この規則は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年五月一日)から施行する。

回 庁 報 告

自中事頃

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則2-4 (人事院の職員に対する権限の委任) 第2項の規定に基づき、平成10年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年4月25日

人事院総裁 川本 裕子

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・二 (略)	一・ 二 (略)
三 規則第14条第1項の規定に基づき、人	(新設)
事院が定めることとされている事項につ	
いて定めること。	
四 規則第14条第1項第1号の規定に基づ	(新設)
き、人事院が定めることとされている制	
度又は措置及び事項について定めるこ	
٤.	

五 規則第14条第2項の規定に基づき、人 事院が定めることとされている事項及び 期間について定めること。

[九~六十 同上]

- 六 規則第14条第2項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置及び事項について定めること。
- 土 規則第15条第1項の規定に基づき、人 事院が定めることとされている方法、制 度又は措置、事項及び措置について定め ること。
- 八 規則<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされている事項につ いて定めること。
- <u>九</u> 規則<u>第16条第1項第3号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。
- 十 規則第17条の規定に基づき、人事院が 定めることとされている事項について定 めること。
- 3 (略)

(新設)

七頃(第六十三条の十一第二頃において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一頃、第

大十六条の三十一第一頃、第六十六条の五十四第一頃及び第百五十六条の五十五第一頃に除

る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)若しくは

第四号(第三十六条の二第三頃及び第六十六条の八第三頃に深る部分に限る。)又は第二百六

条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)及び

第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二頃に係る部分

第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、

に限る。) 若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三頃に孫る部分に限る。) に規定する罪

(新設)

- 三 規則第14条第1項の規定に基づき、人 事院が定めることとされている方法、制 度又は措置、事項及び措置について定め ること。
- <u>四</u> 規則<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされている事項につ いて定めること。
- 五 規則第15条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。
- 六 規則第16条の規定に基づき、人事院が 定めることとされている事項について定 めること。
- (略)
- 2 この決定による改正は、令和7年10月1日から効力を発生する。